

佛教大学  
自己点検・評価報告書

2019

佛教大学



## 目次

序章 .....	1
第1章 理念・目的 .....	3
第2章 内部質保証 .....	9
第3章 教育研究組織 .....	19
第4章 教育課程・学習成果 .....	23
第5章 学生の受け入れ .....	43
第6章 教員・教員組織 .....	51
第7章 学生支援 .....	59
第8章 教育研究等環境 .....	71
第9章 社会連携・社会貢献 .....	77
第10章 大学運営・財務	
(1) 大学運営 .....	83
(2) 財務 .....	91
終章 .....	95



## 序 章

本学は、2012（平成24）年度に大学基準協会の認証評価を受審し、同年9月の現地調査を経て、2013（平成25）年3月11日付で大学基準協会より「佛教大学に対する大学評価（認証評価）結果」を受審した。「適合」の認定を受けたものの、学生受け入れにおいて1点の改善勧告と教育内容・方法・成果および学生受け入れにおいて6点の努力課題が付された。これらの指摘された事項について、2013年度から「改善報告書」提出期限となる2016（平成28）年7月まで、毎年度の経過を当該年度末開催の大学評価委員会において確認し、改善に努めてきた。この取り組みと経過、結果を「改善報告書」としてまとめ、2016年7月28日付で大学基準協会へ提出し、2017（平成29）年4月6日付で大学基準協会より「改善報告書検討結果（佛教大学）」を受審し、今後の改善経過について再度報告を求める事項なしとの結果を受けた。

2012年度に開学100周年を迎えるに際して、本学が目標とする10年後の「佛教大学像」と、そこに向かって進むための基本方針をまとめた「佛大Vision2022」を策定した。そこでは将来ビジョンとして8つの到達目標を掲げ、そのビジョンを実現し目標を達成するために6つの改革の枠組みを設定し、枠組みごとにビジョンの実現に向けた基本方針と施策を定めた。同時に、「佛大Vision2022」の実現にむけたアクションプラン（＝中期計画（2013～2017））を定めた。さらに、「佛大Vision2022」の実現に向けた取り組みにおける着手事項を明示し、具体的な取り組み内容と検討機関、着手事項と実施時期を明示し、取り組みを推進した。これらの取り組みの進捗状況を総合企画会議において確認しながら「存在感のある大学（持続可能な大学）、信頼感のある大学、活気のある大学、共育大学」を指標として、時機に応じて具体化を図りながら実現してきている。主たるものを取り上げると以下のとおりである。

2014（平成26）年4月には、建学の精神に関わる法然上人の仏教をより厳密に研究し、世に発信することを目的とした法然仏教学研究センターを開設した。また学生の履修遅れを支援することを旨とした学修支援室を開設。教職員互助会からの援助を得て学修に困難を伴う学生への新たな修学奨励奨学金を開始した。2015（平成27）年3月より、教育・学生支援等の改善に活かすことを目的に、卒業時アンケートの実施に着手した。さらに同年、大学院教育を内容的に整えるため大学院の3ポリシーを改正し、同年4月には大学基準協会からの大学院における定員未充足等への指摘にしたがって大学院文学研究科を8専攻から3専攻へと改組した。同年大学危機管理マニュアルを制定。2017年には100周年を機に行ってきた紫野キャンパス・リニューアル工事の最後として、長年の夢であった大学のシンボルであり、仏教情操教育を実現するための精神的拠り所となる礼拝堂を建立し環境整備を行った。2018（平成30）年、新統合システム（B-netシステム）を導入し、通学課程において稼働させた。なお通信教育課程においては、2019（平成31）年度から教育ツールとして活用することになっている。同10月学生支援の窓口を充実整備し、学生の学修、生活などあらゆる相談の便を図って学生支援の「総合相談窓口」を開設した。

今回認証評価を受審するにあたって重視された視点は、大学の内部質保証である。これ

## 序章

までも大学をよくするために留意してきたことは、いかに充実した教育をするかということであった。したがって、それは質保証そのものであったが、改めて強く意識することとなる。

ここで上記した指標について触れておきたい。「持続可能な大学」に関しては大きく二点である。一点は確固とした仏教という思想・宗教に理念を置いていることである。仏教は2500年を経て今なお人類の持つ最高の英知である。世界・人間・人生にかかわる真実を説くものだからである。そして日本文化の根底をなす思想・宗教であると言い得る。仏教を抜きにして日本には、何の世界観・人間観・人生観を形成するものはない。この理念をいかに教育として施し、人材育成を図り、人類に貢献していくかが本学の使命である。これを実現していく時、持続可能な大学たり得る。二点目は財政的に安定していることである。持続し得ない大学であるなら、質保証は成り立たないであろう。このような視点から学生の定員管理、入試制度などの検討を進めている。

「信頼される大学」とは教育に対する信頼を得ることである。本学に学ぶ学生が本学の教育システムの中で、自らが求めていた自己形成と生きる道を見出し、社会において生活できる力を修得できるかということである。ただしここでいう生活とは「自分が生きていくことを活かせることのできる力」の意である。その目的達成のために本学がどのようなポリシーを持ち、どのような教育組織を整え、どのような教育課程（カリキュラム）でもって実現を図っているかが問われるのである。そこで、教育課程（カリキュラム）の充実こそ質保証の最重要課題であるとの認識から、本章において触れるとおり、2018年2月、新カリキュラムを構築した。それに伴って、大学の建学の理念（仏教精神）、人材養成の目的、教育研究上の目的および3ポリシーをも見直すこととした（2019（平成31）年4月からの適用）。そして学生が所期の目的達成のために安心して学び、活動できる環境を整えることが重要であることから、種々の学生支援の取り組みを進めている。

「活気がある大学」とは、教員においては活気のある創造性豊かな研究教育が期待される。また職員には、仏教の精神に基づき活発な学生支援が期待される。学生には、正課・課外を問わず、自らの意思決定に基づいて、想いを言葉に、言葉を思考に、思考からアイデアに、そしてアイデアを果敢に実行することによって人格形成を図る智慧の修得を期待する。それらが実現されるような仕組みがあつてこそ質保証がなされていくものと認識している。そして、学生・教員・職員が共に育ち合える共育大学こそ本学の目指す大学である。

今回の内部質保証を中心とする自己点検・評価は以上のような観点から行われるものである。この内容は大学基準協会から示されているものと一致すると理解している。本報告書は、本学における内部質保証への取り組みの今現在の総括といえるものである。今後、2022年までの本学のビジョンの実現を目指しながら、これまでの自己点検・評価とこのたびの認証評価を踏まえて「佛大Vision2032」を策定し、その中で本学における内部質保証システムをより一層機能化していく所存である。

## 第1章 理念・目的

## (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容  
 評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

佛教大学は、校名が示すとおり仏教を建学の精神として設立された大学である。本学は学則第1条において、「本学は学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、仏教精神により人格識見高邁にして、活動力ある人物の養成を目的とし、世界文化の向上、人類福祉の増進に貢献することを使命とする」と掲げている。この学則が示すとおり、仏教精神を建学の理念とし、大学の責務である「人材養成」を中心として、それに関わる「教育」「研究」「社会貢献」の三領域において、学則に示した使命を達成するために相応しい教育研究組織を設置している。ここでいう、本学の建学の理念の根幹を形成する「仏教精神」については、2009（平成21）年度に学内に設置された大学教育質保証検討委員会、各学部教授会ならびに大学評議会承認のもと明文化された。さらに、2019（平成31）年4月に向けて教育課程の見直しを進め、それに合わせて2018（平成30）年度に表現等を見直した。その内容は以下のとおりである（根拠資料1-1、根拠資料1-2、根拠資料1-3、根拠資料1-4）。

## 【仏教精神とは】

本学が建学の理念としている仏教精神とは、仏教を開いたゴータマ・ブッダ（釈尊）と浄土宗を開いた法然上人とに共通する生き方と考え方を指します。釈尊は「私とは何か」「私はどう生きるか」そして「私は自分自身に何を期待できるのか」つまり私の生きる道＝人の生きる道を求めて修行し、その道を成就して、われわれに人として歩むべき道を説き示したのです。一方、法然上人は、末法とも呼ばれた混乱の続く不安定な時代にあって、生きることに苦しみ、天災地変や戦乱の苦しみに喘ぐ人々の中で、大乘仏教に私の生きる道＝人の生きる道を求め、自己の愚かさを自覚し、念仏の道を体得し、すべての人が等しく導かれる道を説いたのです。ブッダによってはじめられ、法然上人によって受け継がれた生き様と考え方こそ、「転識得智」なのです。それは現実の生き方の中で、常に己自身のあり方をしっかりと見つめながら、学んできた知識を人生のさまざまな場において何を為すべきか判断する力、実行してゆく力、すなわち生きる力へと転換してゆける智慧を得ることなのです。この二人に共通する生き方こそが仏教精神に他なりません。この精神にのっとり、自らも生かされている社会において、他に幸せを分かち与え、他の苦をぬぐい去る慈悲のこころをもって、自らが生きていることを活かしてゆける人材の養成を目指します。

## 第1章 理念・目的

本学はこの建学の理念に基づいて、「教育研究上の目的」を定め、そのもとに「人材養成の目的」と「その他の教育研究上の目的」を設定している。なお、上述の「仏教精神」と同様に「教育研究上の目的」等についても見直しを行ってきた。その内容は以下のとおりである（根拠資料1-5【ウェブ】）。

### 【教育研究上の目的】

佛教大学は、使命と目的に基づいて、以下のように具体的な教育研究上の目的を設定し、大学の教育事業を展開していきます。

#### ■人材養成の目的

1. 仏教精神に基づいて、豊かな人間性、確固たる倫理観、智慧と慈悲を身につけた人材、すなわち「人間力」をもった人材を養成する
2. 生老病死に関わる諸問題に対応できる人材を養成する
3. 社会人として必要な教養や知識・技能を身につけた人材を養成する
4. 自己をみつめ自己を理解する力、周囲の環境や人間を理解する力を身につけ広い視野で思考できる人材を養成する
5. 専門領域に関する知識や技能を修得し、自ら問題を発見し、個人あるいは共同での解決に積極的に取り組み、解決策を提示できる人材を養成する

#### ■その他の教育研究上の目的

##### 1) 教育

1. 人材養成の目的に基づいた多様な教育課程を提供する
2. 幅広い人々に向けて生涯にわたる学修の機会を提供する
3. 正課・課外の両面にわたって学生への支援を充実する
4. 専門領域に応じたキャリア形成支援を推進する

##### 2) 研究

1. 人文科学領域における最新の研究を遂行する
2. 社会科学領域における最新の研究を遂行する
3. 自然科学・保健医療技術領域における最新の研究を遂行する
4. それぞれの専門領域における研究成果を積極的に教育へ還元する

##### 3) 社会貢献

1. 実践や実習、ボランティアなどを通じて地域社会へ貢献する
2. 研究成果を積極的に社会に還元し貢献する
3. さまざまな学びの機会、生涯にわたる学びの機会を提供することで社会に貢献する
4. さまざまな領域に優れた人材を輩出し社会に貢献する

また、このもとに、各学部・研究科の「教育研究上の目的」を定め、同様に「人材養成の目的」と「その他の教育研究上の目的」を設定している（根拠資料1-6【ウェブ】）。

なお、通信教育課程における「教育研究上の目的（人材養成の目的・その他の教育研究上の目的）」は、本学が学部・大学院ともに、通学課程・通信教育課程を原則的に同一の教



育組織構成として設置・維持してきた経緯を踏まえ、通学課程に準ずる設定となっている（根拠資料1-7【ウェブ】）。

上述した建学の理念とその具体的な内容、ならびに教育研究上の目的については、質保証の観点から、当初の大学教育質保証検討委員会において、および現在の質保証検討委員会、さらに教授会ならびに大学評議会の審議を経て決定し、明示している。このことから、大学の理念・目的および各学部、研究科の教育研究上の目的は適切に設定しているといえる（根拠資料1-3、根拠資料1-8、根拠資料1-9、根拠資料1-4）。

**点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示  
 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学の理念および教育研究上の目的、および学部・研究科の教育研究上の目的は、「佛教大学学則」第1条、第1条の2、「佛教大学教育研究上の目的等に関する規程」第2条別表第1、第2～第8、「佛教大学大学院学則」第1条、第2条の2、「佛教大学大学院教育研究上の目的等に関する規程」第2条別表第1～第4に明示している（根拠資料1-1、資料1-10、根拠資料1-2、根拠資料1-11）。また、それらは、学部・研究科ごとに本学ホームページや『佛教大学総合案内』『STUDY GUIDE 履修要項』等に明示し、学生・教職員に向けて周知を図っている（根拠資料1-6【ウェブ】、根拠資料1-12、根拠資料1-13、根拠資料1-14、根拠資料1-15、根拠資料1-7【ウェブ】、根拠資料1-16、根拠資料1-17）。各学部においては、必修科目である「入門ゼミ」において、大学における学びへの導入を図るとともに大学の理念・目的、学部・学科の目指すところや特色を説明している。例えば、歴史学部では、2012（平成24）年度以降、歴史学部新入生の学習ガイドとして『歴史学部のあるき方』を作成し、初年次必修科目である「入門ゼミ」で配付している。その冒頭に学生に最も関わりのあるディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを掲出する中で言及している。学生たちが学習のたびに目にするような配慮だけでなく、該当部分を授業内でも取り上げ説明を行っている（根拠資料1-18）。また、新規採用予定教職員に対しては、着任前に研修会を開催し、学長による大学の使命や建学の理念等を周知している（根拠資料1-19）。

社会一般に対しては、本学ホームページおよび『佛教大学総合案内』で情報発信を行っている。受験生に対しては入試情報サイト「FIND! WEB」を開設し、最新の情報を提供しているが、大学案内や入学試験要項での公表は十分には行われていない（根拠資料1-6【ウェブ】、根拠資料1-12、根拠資料1-20、根拠資料1-21、根拠資料1-22、根拠資料1-23、根拠資料1-24、根拠資料1-25）。

点検・評価項目③: 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

2012年度に開学100周年を迎えるに際して、本学が目標とする10年後の「佛教大学像」と、そこに向かって進むための基本方針をまとめた「佛大Vision2022」を策定した。そこでは将来ビジョンとして8つの到達目標を掲げ、そのビジョンを実現し目標を達成するために6つの改革の枠組みを設定し、枠組みごとにビジョンの実現に向けた基本方針と施策を定めた。同時に、「佛大Vision2022」の実現に向けたアクションプラン(=中期計画(2013～2017))」を定めた。さらに、「佛大Vision2022」の実現に向けた取り組みにおける着手事項」を明示し、そこでは具体的な取り組み内容と検討機関、着手事項と実施時期を明示し、取り組みを推進した(根拠資料1-26、根拠資料1-27、根拠資料1-28)。

## (2) 長所・特色

本学は法然上人が開宗した浄土宗を母体としているが、仏教の開祖である釈尊の教えと法然上人の教えに共通する仏教精神に基づいて人材養成を行うところに、本学独自の特色がある。この仏教精神にのっとり、身の回りにいる人たちの痛みや苦しみを受け止め、さまざまな立場で悩み苦しむ人たちに対して、自分は何をなすべきか、何ができるのかを正しく判断し、自然に手をさしのべる気持ちがある人材、そして気持ちだけでなくそのための行動力と技術をあわせもった人材の養成を目指している(根拠資料1-29【ウェブ】)。

## (3) 問題点

大学ホームページに「建学の理念」「教育研究上の目的」が公表されているが、情報の得やすさに対する配慮が十分ではない。

大学案内や入学試験要項、通信教育課程の大学案内や入学要項、通信教育課程ホームページへの建学の理念や教育研究上の目的の掲載について不十分であり課題となっている。

## (4) 全体のまとめ

本学は校名が示すとおり、仏教精神を建学の理念とし、そのもとで教育研究上の目的として、「人材養成の目的」や「その他の教育研究上の目的」を設定してきた。建学の理念である仏教精神が、仏教を開かれた釈尊と、浄土宗を開かれた法然上人とに共通する生き様と考え方とを指すことは、今後も変わることのない本学の一貫した基本理念である。それこそが本学の個性や特徴を示すものであり、高等教育機関として相応しい内容を有するものである。一方で激動する社会の動きの中にあって、社会的なニーズを踏まえながら、よりわかりやすく、時代に適したかたちで建学の理念を表明していく必要性も存在する。そのような中であって、本学は、建学の理念を具体的に示すとともに、人材養成の目的を表

明するものとして、「転識得智（学んだ知識を、生きる力へ）」という表現に焦点を当て、2015（平成27）年以降、この言葉をキーコンセプトに教育研究活動の充実・向上に努めてきている（根拠資料1-30）。

このような歩みの中、本学は2012年度に開学100周年を迎えるに際し、将来を見据えた中・長期計画として、本学が目標とする10年後の「佛教大学像」と、そこに向かって進むための基本方針をまとめた「佛大Vision2022」を策定した。その将来ビジョンを達成するために上述したとおり、「佛大Vision2022」の実現に向けた取り組みにおける着手事項を明示し、年度ごとに進捗確認を行いながら、それらを実行することで、改善・改革を進めている（根拠資料1-26、根拠資料1-27、根拠資料1-28、根拠資料1-31）。

以上のことから本学は、自ら掲げる理念に基づき、「教育研究上の目的（人材養成の目的・その他の教育研究上の目的）」を適切に設定、公表するとともに、その実現を目指した中・長期計画を設定し、そのもとで諸施策への取り組みを適切に進めていると判断する。

## 第1章 理念・目的

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

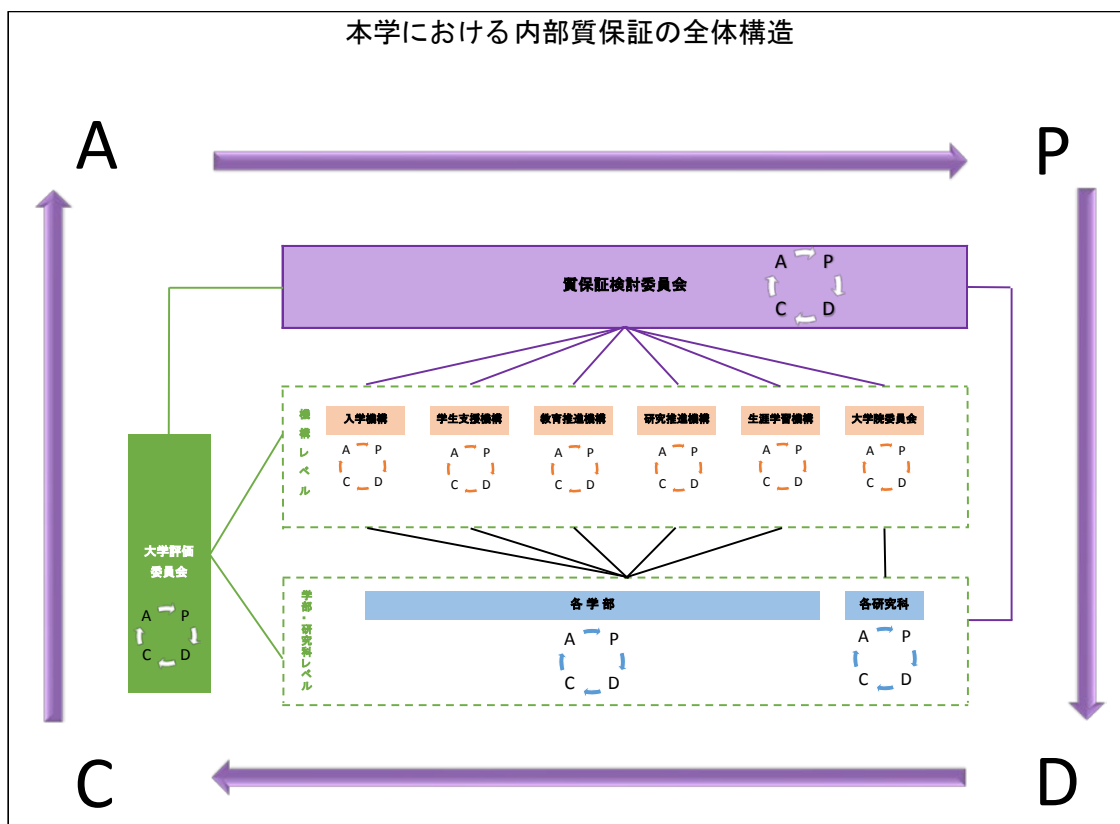
点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど）

本学の内部質保証に関わる取り組みの推進に責任を負う全学的な組織が、質保証検討委員会である。この委員会は、「社会的に要請されている大学の内部質保証に関する事項について大学全体の視点から審議検討を行っていく」ことを目的とし、前身の大学教育質保証検討委員会を引き継ぐものとして、2012（平成24）年に設置したものである。本学では、すでに大学評価委員会を設置していたが、大学評価委員会が大学の自己点検・評価、認証評価への対応を主たる役割とするのに対し、質保証検討委員会は、大学の内部における自己点検および評価活動を踏まえ、大学全体の質を維持向上させるための組織として設置したものである。両委員会とは別に、2012年度より、全学的な教育研究組織として、入学機構、学生支援機構、教育推進機構、研究推進機構、生涯学習機構からなる機構制度を導入し、大学全体の取り組みについて5機構を中心として推進していく体制を構築した。この5つの機構と大学院委員会に、各学部・研究科からそれぞれの機構の担当主任や委員を選出することで両者を結びつけ、大学と各学部・研究科の取り組みを一体化する体制としている。このように構築を行ってきた本学の体制を踏まえ、内部質保証に関する全体構造を、本学は次のように、学部・研究科レベル、機構レベル、大学全体レベルの三層からなるものと位置づけている。まず、各学部・研究科の教育研究活動における内部質保証の取り組みが必要であり、各学部・研究科が個々にP D C Aサイクルのもとで取り組みを進めている。また、各機構は、学生支援や教育推進等、大学として果たすべき機能に応じて設定された組織であり、各学部・研究科の教育研究活動を機構単位でとりまとめ、大学全体として機能ごとの内部質保証の取り組みをP D C Aサイクルのもとで進めている。さらに、学部・研究科レベルでのP D C Aと機構レベルでのP D C Aに対して、大学評価委員会が自己点検・評価を実施することで、両レベルにまたがる大学全体としての自己点検・評価を行うことが可能となっている。その自己点検・評価結果に基づいて、大学全体レベルにおけるP D C Aサイクルを推進していくのが質保証検討委員会である。これが本学の内部質保証に関する基本的な考え方であり、この三層からなる内部質保証の全体構造を図示すると、以下のとおりである（図2-1）。

【本学における内部質保証の全体構造】(図2-1)



質保証検討委員会の権限や役割については、「質保証検討委員会規程」に規定されており、大学の基本である教育方針としての教育研究上の目的ならびにディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを中心に据え、内部質保証のために大学全体の方向性や枠組みを検討・確認する必要がある事項を審議し、その結果を踏まえて、各機構や学部・研究科等で具体的な検討を行う体制となっている（根拠資料2-1、根拠資料2-2）。

このような経緯で設置されてきた質保証検討委員会ならびに大学評価委員会であるが、委員会の規程において、それぞれの役割については明示してきたものの、両委員会の関係と役割の明確化、およびそれらを踏まえた大学全体としての内部質保証に関わる全学的な方針ならびに手続きの設定、学内外への明示には現時点では至っていない。したがって、大学全体の方針に基づく学部・研究科やその他の組織における内部質保証の役割についても明確化されておらず、学部・研究科等において個別に取り組みが行われているのが現状である。

この間の質保証検討委員会の活動は、後述するように、新たなカリキュラムの策定に向け、大学全体および学部・研究科の教育研究上の目的ならびに3ポリシーの再設定という具体的な取り組みの集約を行うことにとどまり、内部質保証に関わる本学の基本方針および手続きを設定するための取り組みについては、質保証検討委員会を支援する組織として設置されている質保証推進室における検討に委ねられていた。このような現状の問題点に対応するために、2018（平成30）年度に、質保証推進室において「内部質保証の基本方針」

の原案が作成され、2018年度第2回質保証検討委員会に提示されており、2019（平成31）年度中に委員会で審議決定し、学内外に明示して内容を共有することを予定している（根拠資料2-3）。

#### 点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

前述のとおり、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、質保証検討委員会を設置している。委員会は、「学長、副学長、学長特別補佐、各学部・研究科長、各機構長、事務局長、学長の指名する者若干名、企画部長および企画課長をもって構成する。」と定めており、大学執行部ならびに機構長・事務局長が構成員となることで、大学全体の内部質保証に責任を負える体制となっている。あわせて、本委員会の委員長は学長がつとめることを定めており、大学全体としての内部質保証に関する最終的な判断ならびに責任を学長が負う体制となっている。一方、各学部・研究科長は構成員となって、大学全体の内部質保証に関する取り組みに参画するとともに、それらを各学部・研究科の取り組みと結びつける役割を担う体制となっている。ただし、質保証検討委員会と各学部・研究科等の役割や連携のあり方を規程等で定めるには至っていない。

また、質保証検討委員会の役割には「質保証に関する課題の発見、対応策の検討および質保証にかかわる企画立案ならびに提言を行なう」があるが、この取り組みを推進するために、内部質保証に関する調査分析・原案の立案等を質保証推進室に依頼することも定められており、質保証推進室が実質的に委員会のシンクタンクとして機能する体制を取っている。質保証推進室の具体的な活動については、「質保証推進室規程」ならびに「質保証推進室会議規程」に基づいて質保証推進室長のもとで行っている。現在は質保証推進室長を学長がつとめており、内部質保証に関する具体的な取り組みの立案についても、学長が責任をもって取り組む体制となっている（根拠資料2-2、根拠資料2-4、根拠資料2-5）。

#### 点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

### 評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

内部質保証システムを機能させるための前提として、本学は教育研究上の目的ならびにディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを定めている。これらについては、まず2009(平成21)年度に大学評議会のもとに大学教育質保証検討委員会を設置し、そのもとで大学全体の教育研究上の目的(人材養成の目的・その他の教育研究上の目的)ならびに3ポリシー(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)と、各学部・研究科の教育研究上の目的および3ポリシーについて、両者の整合性を図りながら策定を行った。さらに2011(平成23)年度から質保証推進室を設置し、質保証推進室を内部質保証に関わる取り組みのシンクタンクと位置づけ、全学的な取り組みの推進に着手した。その後、2012年度から大学教育質保証検討委員会を質保証検討委員会にあらため、委員会と質保証推進室とが連携協力しながら、内部質保証システムの構築を進めることとなった(根拠資料2-6、根拠資料1-3、根拠資料2-7、根拠資料2-1)。

一方で、2013(平成25)年度から、「教育内容・方法・成果」等に関する課題の検討に着手し(平成25年度第1回質保証検討委員会)、教育研究上の目的に即して、知識基盤社会で求められる人材を養成するために、ディプロマポリシーの見直し、さらにはディプロマポリシーに基づくカリキュラムポリシーの見直しとそれに基づく教育課程の全面改訂、すなわちカリキュラムの改革を進めてきた。また、それにあわせて、学生の受け入れ方針であるアドミッションポリシーの見直しも行った。これら、佛教大学の建学の理念ならびに教育研究上の目的および3ポリシーの見直し案については、カリキュラム改革委員会で承認された学長指針「カリキュラム改革の目指すもの」を基本的な改革の方向性として進めていったが、その中でポリシーと新たなカリキュラムの関連性、および質保証の観点から学力の三要素等に関して修正の必要性が生じた。そこで、平成28年度第16回臨時大学評議会において承認された大学全体の教育研究上の目的および3ポリシーに修正を加え、平成29年度第10回大学評議会の審議を経て決定した。この大学全体の教育研究上の目的および3ポリシーを大学の基本的な考えと位置づけ、それに基づき、カリキュラムの改革を実施する各学部において、大学全体との整合性を踏まえた新たな教育研究上の目的および3ポリシーについて検討を行い、学部教授会、質保証検討委員会、大学評議会の審議を経て決定した(根拠資料2-8、根拠資料2-9、根拠資料1-8、根拠資料1-9、根拠資料1-4)。

また、各学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させるための取り組みの一つとして、2014(平成26)年度から、質保証検討委員会において「卒業時アンケート調査(卒業時満足度調査)」を全学で実施し、その結果を各学部長・研究科長ならびに機構長や部長等質保証検討委員会構成員を通じて全学に周知する取り組みを開始した。この調査は継続的に実施し、経年のデータを蓄積して、状況やその変化をもとに各学部・研究科その他の組織における改革改善の取り組みのデータとすることで、PDCAサイクルを機能させるための具体的な取り組みの一つと位置づけている。しかしながら、上述のとおり大学全体としての内部質保証に関わる全学的な方針ならびに手続きが設定でき



ていないため、データならびに分析結果の提示にとどまっており、学部・研究科その他の組織における個別の取り組みを十分に支援するには至っていない（根拠資料2-10、根拠資料2-11、根拠資料2-12）。

一方、大学全体および各学部・研究科その他の組織における自己点検・評価に関しては、目下のところ大学基準協会における認証評価の受審に際して実施するものだけが全学的かつ定期的な自己点検・評価であり、それ以外に内部質保証の一環として全学的に実施しているものはない。また、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための取り組みとして、2012年度から外部評価の実施が課題として取り上げられているが、具体的な実施には至っていない（根拠資料2-1）。

なお、行政機関、認証評価機関等からの指摘のうち、行政機関からの指摘については、学校法人の総務企画部が全体を統括し、関連する設置校において、それぞれの指摘や留意事項に事務局を中心として対応していくことを基本としている。本学の場合、2012年度に保健医療技術学部<sup>1</sup>に看護学部を設置し、2012年度から完成年度となる2015（平成27）年度まで文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室へ設置計画履行状況報告書を提出した。これに対し、2012年度に文部科学省から、2キャンパス制に伴い、キャンパス間移動をするうえでの支障のない教育課程の編成を行うよう留意事項を付された。これに対しは対応済である旨の回答を行い、以降意見等は付されなかった。

また、2015年度より大学院文学研究科仏教学専攻（M）（D）、文学専攻（M）（D）、歴史学専攻（M）（D）を通学課程および通信教育課程それぞれで設置し、修士課程は2015年度から完成年度となる2016（平成28）年度まで、博士後期課程は2015年度から完成年度となる2017年度まで、同じく文部科学省の大学設置室へ設置計画履行状況報告書を提出した。これに対し、2016年度に文部科学省から、本学文学部中国学科の入学定員超過の改善に努める旨の指摘があった。翌年度に同学科の入学定員超過率は改善され、その旨を改善意見等対応状況報告書にまとめ、文部科学省へ提出を行った（根拠資料2-13、根拠資料2-14【ウェブ】、根拠資料2-15、根拠資料2-16、根拠資料2-17、根拠資料2-18【ウェブ】）。

認証評価機関等からの指摘については、担当事務局において指摘事項の全体内容を把握・管理し、指摘事項に関連する部署を中心として改善に向けた取り組みを実施し、その進捗と認証評価機関への対応報告を大学評価委員会において確認する体制となっている。具体的には、2012年度に大学基準協会の認証評価を受審しているが、同年9月の現地調査を経て、2013年3月11日付で大学基準協会より「佛教大学に対する大学評価（認証評価）結果」を受理した。「適合」の判定を受けたものの、1点の改善勧告と6点の努力課題を付された。これに対し、2013年度から「改善報告書」提出期限となる2016年7月まで、毎年度の経過を大学評価委員会において確認し、改善勧告および努力課題の確認、改善に努めてきた。2016年度においては、1点の改善勧告と6点の努力課題に対する本学の取り組みと経過、結果を「改善報告書」としてまとめ、2016年7月28日付で大学基準協会へ提出し、2017（平成29）年4月6日付で大学基準協会より「改善報告書検討結果（佛教大学）」を受理し、今後の改善経過について再度報告を求める事項なしとの結果を受けた（根拠資料2-19【ウェブ】、根拠資料2-20、根拠資料2-21、根拠資料2-22、根拠資料2-23【ウェブ】、根拠資料2-24【ウェブ】）。

## 第2章 内部質保証

本学では大学基準協会による認証評価受審以外にも外部の各種認証評価を受審している。

2015年度にはリハビリテーション教育評価機構による本学の理学療法学科および作業療法学科の評価認定審査を受審し、2016年3月31日付で両学科とも「認定証」を受理した。さらに、2016年度には、本学大学院の臨床心理学専攻が日本臨床心理士資格認定協会の大学院指定専攻コース実地視察評価を受審し、2017年2月15日付で総合評価「B」の評価結果を受理している。また、一般社団法人地域公共人材開発機構による本学の社会学部の地域公共政策士資格教育プログラムの認証評価を以下のとおり受審している。2014年度に地域振興能力養成プログラムとして受審し、2015年5月23日付で「適合」の旨の社会的認証の認定を受けた。2015年度にグローバル人材プログラムとして受審し、2016年3月31日付で「適合」の旨の社会的認証の認定を受けた。2017年度に地域公共政策士実践力養成プログラムとして認証評価を受審し、2017年3月31日付で「適合」の旨の社会的認証の認定を受けた。なお、本学では、これら外部の各種認証評価を受審するための手順を定めており、各種認証評価に対する大学としての点検・評価に関して組織的な対応を行う体制を構築している（根拠資料2-25、根拠資料2-26、根拠資料2-27、根拠資料2-28、根拠資料2-29、根拠資料2-30、根拠資料2-31）。

自己点検・評価の客観性や妥当性の確保について、本学は各学部・研究科や機構等で行う自己点検・評価結果を、大学評価委員会が点検・評価することにより、客観性や妥当性を担保できる体制となっている。しかし、客観性や妥当性をより高めるために、大学評価委員会の構成員の検討や見直し、さらには外部評価の実施等の取り組みに着手する必要がある。

**点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

社会に対する説明責任を果たすために、まず大学全体の基本情報としてホームページ上に「教育・研究組織図」「事務組織図」「役職者」「教員・職員数」「専任教員年齢構成」「在籍学生数」「出身地別学生数」「退学者・除籍者・中退率」「留年者数」「卒業者・学位授与者・修了者数」「土地・建物面積」「財務状況」「蔵書冊数」「教員養成の状況についての情報」「学部学科設置に係る履行状況報告書」を公表している。この他にも、「学部・大学院」「入試」「学生生活」「キャリア・就職」「図書館・附置機関」「研究・社会連携」「通信教育」に関する各種情報を、ホームページ上で公表している。

教育職員の教育研究活動については、ホームページ上の「教員紹介」において、基本的な情報として「研究課題」「略歴」「学位」「所属学会」「主な著書・論文」が公表されてい

る。各教員の担当授業については、シラバスとともに公表している。また、年度ごとの教育職員の「研究活動」「教育活動」「社会活動」については、大学評価委員会のもとに教育研究活動年報編集委員会を設置し、冊子として『教育研究活動年報』を発行している。ただし、これは学内のみの公表にとどまっており、学外に向けては、先のホームページの内容および本学の教員情報データベースとリンクしている場合の researchmap 上の情報に限られている。自己点検・評価の活動については、毎年度『自己点検・評価活動報告書』および『自己点検・評価データブック』を発刊している。また、認証評価の受審結果については、その際の報告書および評価結果を「自己点検・評価の取り組み」としてホームページに掲載し、情報の公表に努めている。財務については、先に触れたホームページの基本情報において、当年度学費一覧（通信含）と直近の大学のみの資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、法人全体の貸借対照表を公表している。また法人全体に関しては、法人のホームページにおいて、法人全体の資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書を公表している（根拠資料 2-32、根拠資料 2-33、根拠資料 2-34【ウェブ】、根拠資料 2-35【ウェブ】）。

公表する情報の正確性、信頼性および適切な更新については、所管する事務局において適切に対応がなされている。また、媒体や表現の工夫等、情報の得やすさと言う点では、当年度の情報をホームページ上で直ちに確認できる形をとっているが、当年度に限定されるため、経年的な情報を公表する形にはなっていない。

**点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：全学的な P D C A サイクルの適切性、有効性

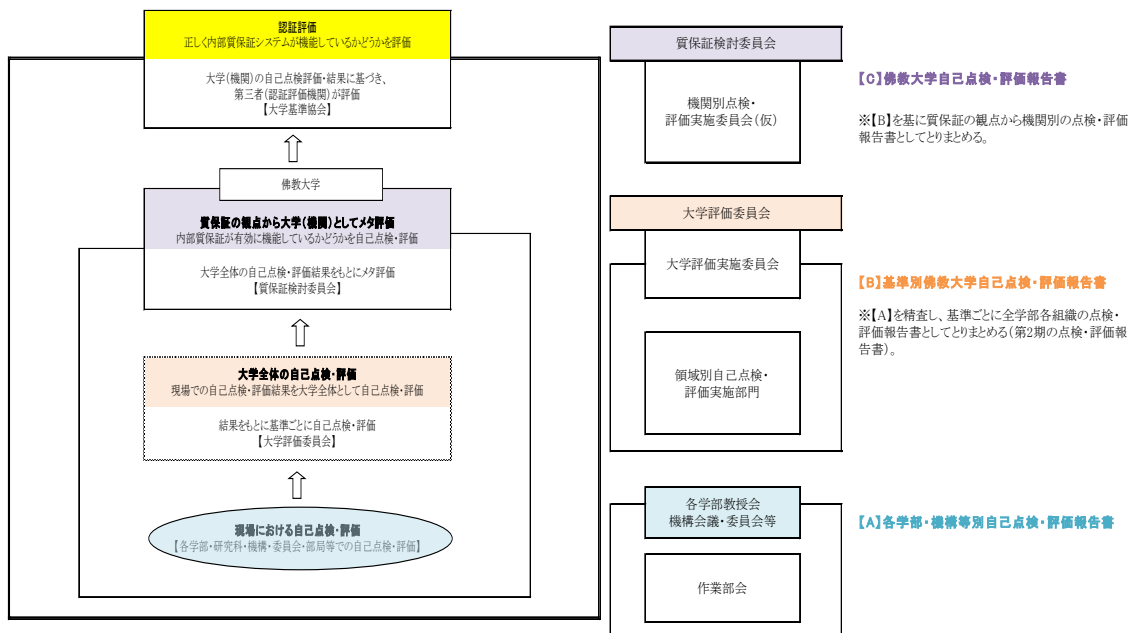
評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムそのものの自己点検・評価については、大学全体の他の自己点検・評価と同様、現状では認証評価受審に際しての取り組みのみが定期的な自己点検・評価である。第二期の認証評価において課題となっていた内部質保証システムの整備については、質保証検討委員会と質保証推進室および大学評価委員会と大学評価室による組織体制を整えるに至ったが、その後、この体制に基づいて本学の P D C A サイクルを組織的に機能させるには未だ至っていない。内部質保証システムに関する、今回の自己点検・評価は、大学基準協会が示す「大学基準」と「点検・評価項目」「評価の視点」を基準とし、質保証検討委員会において実施してきた。その際の運営体制は以下のとおりである。

【自己点検・評価と認証評価の概念図と運営体制】（図2-2）

<自己点検・評価と認証評価の概念図と運営体制>



このような体制のもとで、認証評価受審のための自己点検・評価を行ってきたが、上述のとおり、大学全体としての内部質保証に関わる全学的な方針ならびに手続きの設定、学内外への明示には現時点では至っていない。したがって、大学全体の方針に基づく学部・研究科やその他の組織における内部質保証の役割についても明確化されておらず、学部・研究科等において個別に取り組みが行われているのが現状である。

一方、今回の自己点検・評価においては、組織的な取り組みとは別に各学部・研究科の内部質保証への取り組みについても自己点検・評価を行ったが、そこには個別の取り組みも見られた。例えば、仏教学部、歴史学部、保健医療技術学部においては、学部にPDC Aサイクルを推進するための委員会を設置し、学部独自の改善・改革に向けた取り組みに着手している。また社会福祉学部においては、PDC Aサイクルを機能させるための「運営方針」を定めることで、取り組みを行っている(根拠資料2-36、根拠資料2-37、根拠資料2-38、根拠資料2-39、根拠資料2-40、根拠資料2-41、根拠資料2-42)。

学内における諸課題に対する改善・改革の取り組みは、第二期の認証評価受審に際して確認された諸問題を中心に、大学全体として、あるいは各学部・研究科その他の組織においても個別に検討し、対応を行ってきている。例えば、教育課程の諸課題への対応を目的として、カリキュラム改革検討委員会を設置し、新カリキュラムの策定がなされ、2019年度から新たなカリキュラムがスタートする。これも、自己点検・評価の結果を踏まえての内部質保証の取り組みに他ならないのであるが、問題はそれが内部質保証システムの一環として実施できていない点である。先に掲げた大学全体としての内部質保証に関わる全学的な方針ならびに手続きの設定を確定するに際しては、学内で行われる改善・改革の取り組みが、すべて内部質保証システムの中に組み込まれ、学内的なコンセンサスのもとで実行されるようなPDC Aサイクルの確立と実質化を、早急に実現しなければならない。

## (2) 長所・特色

内部質保証に関する全学的な取り組みとしては、全学部を対象として「卒業時アンケート調査（卒業時満足度調査）」を実施しており、「教育内容・方法・成果」の改善に向けた調査と位置づけて、毎年、調査の分析結果の報告と質疑応答を含めた報告会を実施し、各学部・学科、関連部署に現状の周知を図っている。また、『自己点検・評価データブック』を毎年継続して発行してきており、自己点検・評価に関する情報を経年的に蓄積するとともに、情報活用に向けた体制を整えている。

さらに、この間の内部質保証に関わる全学的な取り組みを踏まえ、仏教学部、歴史学部、保健医療技術学部においては、学部内にPDC Aサイクルを推進するための委員会を設置し、学部独自の改善・改革に向けた取り組みに着手している。また社会福祉学部においては、PDC Aサイクルを機能させるための「運営方針」を定めて取り組みを行っている（根拠資料2-10、根拠資料2-11、根拠資料2-12、根拠資料2-36、根拠資料2-37、根拠資料2-38、根拠資料2-39、根拠資料2-40、根拠資料2-41、根拠資料2-42）。

## (3) 問題点

上述のとおり、本学は内部質保証の全学的な体制を構築し、そのもとで内部質保証に関わる取り組みに着手してきたが、本学における内部質保証の定義、内部質保証の方針、質保証検討委員会を中心とした関連組織の責任と役割を明文化するに至っておらず、内部質保証に関する共通理解を形成できていない点が問題である。また、『教育研究活動年報』『自己点検・評価活動報告書』『佛科大学自己点検・評価データブック』の作成を行っているが、学内での公表にとどまっており、広く社会一般に公表することが課題となっている。

大学の諸活動に関する情報の公表のうち、財務状況の公表については、単年度表記になっているため経年比較ができておらず、また、当年度事業計画、複数年度事業計画と予算書を公表できていないことが課題となっている。

一部の学部において、PDC Aサイクルを意識した独自の取り組みが始まっており、改善に向けた取り組みも行われているが、すべての学部・研究科において、PDC Aサイクルに基づく定期的な点検システムが明確に構築されているわけではなく課題となっている。

## (4) 全体のまとめ

本学の内部質保証に関わる取り組みを推進するために、質保証検討委員会と質保証推進室および大学評価委員会と大学評価室を設置し、これらの取り組みによって本学の内部質保証の体制を整えてきたといえる。しかしながら、上述のとおり、両者の役割や機能を含め、大学全体として質保証システムをいかに機能させていくかの基本方針ならびに手続きが明文化できておらず、現状では質保証システムが有効に機能しているとはいえない状況にある。したがって、今後、内部質保証の定義や方針の明文化、委員会構成員も含めた規程の再整備等を行う必要がある。また、データブックや卒業時アンケート等で蓄積してきた情報を有効に活用しながら、改善・改革の取り組みを進めていかなければならない。

一方で、大学の諸課題に対する改善・改革に向けた取り組みは大学全体あるいは各学部・

## 第2章 内部質保証

研究科その他の組織において行われており、P D C Aサイクルは大学の各所に存在している。問題は、さまざまなP D C Aサイクルを大学全体として総括しながら、それぞれの取り組みを支援し、恒常的・継続的なプロセスとして確立することにある。本学の自己点検・評価の取り組みをこのプロセスの中に組み込み、全学的な共通理解のもとで、実質的に機能させることが喫緊の最重要課題であり、全学的な内部質保証の方針の確定を始めとして、質保証検討委員会における具体的な取り組みを進める必要がある。

以上のことから、本学は内部質保証を推進するための全学的な体制を整備してはいるが、全学的な方針の明文化や規程の整備といった課題も含め、内部質保証システムが十分に機能しているとはいえず、さらなる改善・改革が必要であると判断する。

## 第3章 教育研究組織

## (1) 現状説明

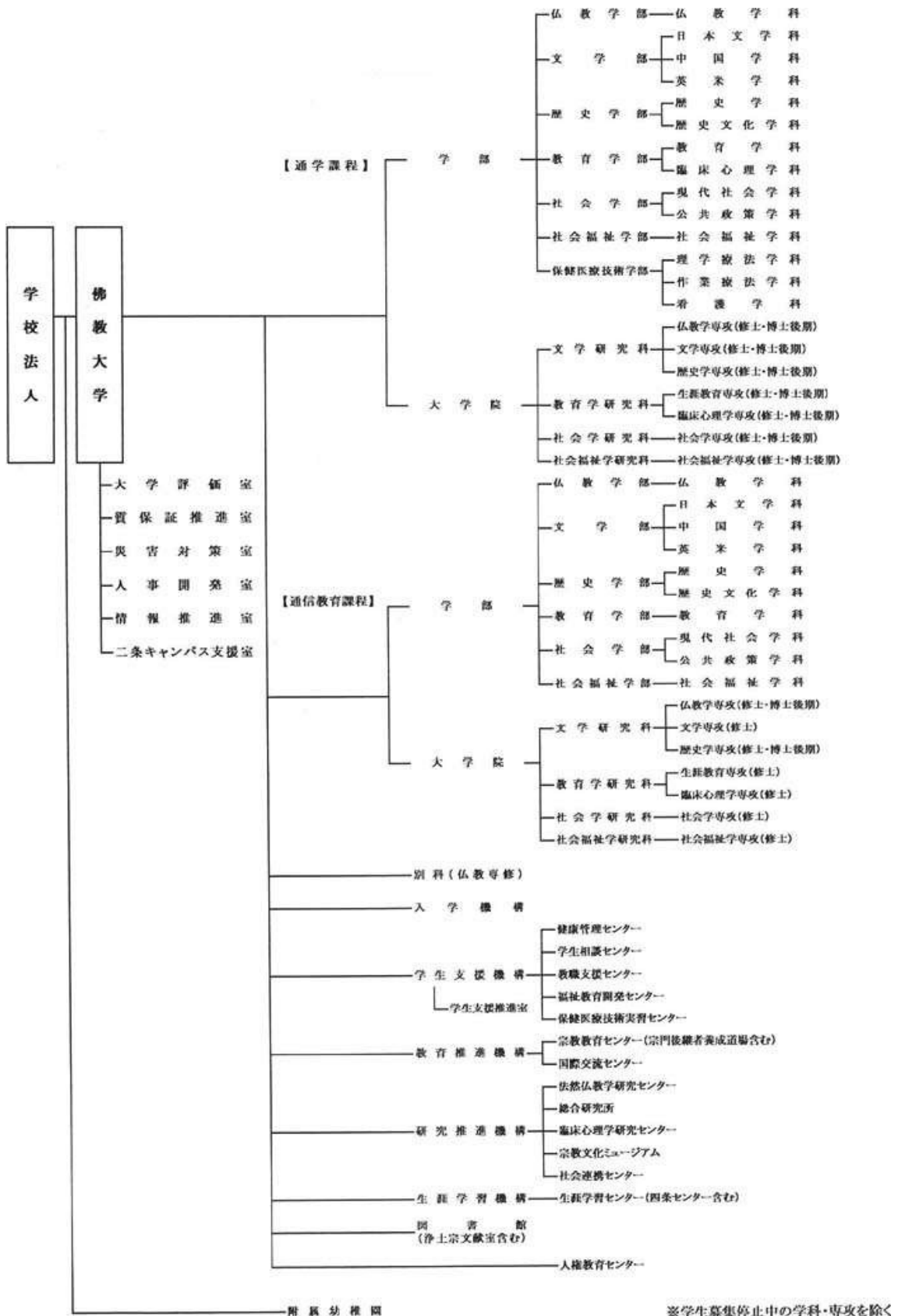
点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性  
 評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性  
 評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、建学の理念である仏教精神に基づき、大学の責務である「人材養成」を中心として、それに関わる「教育」「研究」「社会貢献」の三領域において、時代に即した多様な活動を行いながら、世界文化の向上と人類福祉の増進に貢献することを使命とし、これを実現するために必要な学部・研究科ならびに附置研究所・センター等からなる教育研究上の組織を編成・設置してきた。加えて本学は、生涯学習社会における幅広い学習機会を提供することを目的とし、原則として通学課程と同一の教育組織構成のもとで学部・研究科とも通信教育課程の併設を行っている（根拠資料1-12）。なお、2012（平成24）年に策定した「佛大Vision2022」の＜ビジョンの実現に向けた基本方針＞1教育-7「社会的なニーズに対応し、研究者養成・高度職業人養成・生涯学習の機能を果たすために、通信教育課程大学院との融合をはかりながら、特色ある大学院組織を構築します。」に基づき、大学院文学研究科は、2015（平成27）年4月に8専攻から3専攻に改編している（根拠資料1-26、根拠資料3-1）。また、附置研究所・センター等に関しては、「佛大Vision2022」＜ビジョンの実現に向けた基本方針＞3研究-1「大学の使命に即した特定研究を推進するために、「法然仏教学研究センター（仮）」を設置します。」に基づき、2014（平成26）年に法然仏教学研究センターを設置した（根拠資料1-26、根拠資料3-2）。

本学の現行の学部・研究科等の構成は、次のとおりである（図3-1）。

【佛教大学教育・研究組織図】（図3-1）





点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育・研究組織の適切性に関する点検・評価については、現在の教育・研究組織を編成する過程において、学内外の状況や社会的なニーズを踏まえつつ、大学の理念と目的との整合性に留意しながら、改善・改革を進めてきている。その中であって、2012年に策定された「佛大 Vision2022」においては、〈ビジョンの実現に向けた基本方針〉の「改革の枠組みと方針」に「社会の要請や時代のニーズを的確にキャッチしながら、100年にわたって培ってきた大学の伝統と蓄積とを活かして、必要な改組改編あるいは学部学科の新設などを通じて教育の充実をはかり、学生が真に実力を向上させることができる教育体制を構築します。」と方針を明示した。これを踏まえて、本学はこれからの大学像の構築と、それに伴う教育体制の充実のため、2019（平成31）年度からのカリキュラム改革を踏まえつつ、新たに学部・学科の改組改編を含めた大学の将来構想を検討する「将来構想検討委員会」を、大学評議会のもとに設置し、継続して検討を行っている（根拠資料1-26、根拠資料1-8）。

## （2）長所・特色

「佛大 Vision2022」を踏まえて設置した「法然仏教学研究センター」は、本学の建学の理念を具現化する取り組みであり、国内のみならず世界的に他に例のない、本学独自の特色ある研究機関である。そこでは、本学の使命に即した特定研究が推進されており、これを継続していくことによって、諸文献・諸研究の収集とデータベースの構築、研究者の養成、独創的な研究成果の学内外への公表・発信等が十分に見込まれる（根拠資料1-26、根拠資料3-2、根拠資料3-3【ウェブ】）。

また、本学は60年を越える通信教育課程の歴史と蓄積を財産としながら、通信教育の枠組みに限定されず、生涯にわたって学ぼうとする人々を世代や立場を超えて受け入れ、誰でも、いつからでも、いつまでも学び続けることができる生涯学習の場として、通信教育課程や生涯学習センター（四条センター）を設置している。これは、本学の理念に基づく特色であり、一般社会の人々に本学の研究の一端を開くことによって多くの利用者を得、2017（平成29）年11月には来場者100万人を突破した（根拠資料1-26、根拠資料3-4【ウェブ】、根拠資料3-5【ウェブ】、根拠資料3-6）。

## （3）問題点

本学における教育・研究組織の改善・改革に関する取り組みを、適切な根拠に基づく点検・評価の実施、それに基づく改善・向上という視点から見た場合、明確な根拠（資料・情報）に基づく教育・研究組織全体の点検・評価が十分とはいえず、また改善・向上に向

### 第3章 教育研究組織

けた検討も、点検・評価の結果に対する学内的な共通の理解を踏まえたものになっていない点は課題である。また、教員免許状、臨床心理関連諸資格、社会福祉関連諸資格、保健医療技術学部関連諸資格等の資格取得に関連する実習教育にあたる各センターのあり方について、教育・研究組織の観点から大学としてどのように位置づけていくのかが課題となっている。

これまで全国的に幅広く多様な学生に通信教育という方法で教育の機会を提供してきた通信教育課程については、社会情勢の変化に伴い、これまでと同様に通学課程に併設することが適切であるかどうかについては検証ならびに検討が十分になされておらず、今後の設置のあり方が課題となっている。

#### (4) 全体のまとめ

本学は、建学の理念である仏教精神に基づき、多様な活動を時代に即して行いながら、大学の使命を実現するために必要な学部学・研究科ならびに附置研究所やセンター等、教育研究上の組織を編成・設置してきた。そこでは、通信教育課程や生涯学習センター（四条センター）の設置、さらには法然仏教学研究センターの設置等、本学の建学の理念に即して、大学の特色を明確に示す取り組み等も進めてきている。

一方、近年、大学を取り巻く環境が急速に変化し、社会的な要請が劇的に変容する現状にある。そのような中で、新たなニーズを的確に把握し、それらに即応した対応が大学に強く求められている。このような状況の中で、本学が現状のどの部分を問題点として捉え、教育・研究組織をどのように改善・改革していくかについての検討が十分には進んでいなかった。そこで、2017年度より大学評議会のもとに、「将来構想検討委員会」を設置し具体的な改組・改編の検討を始めている。

以上のことから、教育・研究組織を適切に整備しているものの、定期的な点検・評価を実施し、その成果を改善・向上に結び付けるには至っていないと判断する。

## 第4章 教育課程・学習成果

## (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学では、基準1で述べた「教育研究上の目的」と同様に、「佛教大学のディプロマポリシー（学位授与の方針）」を定め、全学的な方針に基づいて各学部各学科、大学院各専攻のディプロマポリシーを定めている。「佛教大学のディプロマポリシー（学位授与の方針）」は、学部学科や研究科専攻の基礎となる総合的な力として示したものの、いかえれば本学においてどのような専門領域においても土台となる価値、知識、技能・実践力、態度・姿勢を定めたものである。学部・学科、専攻はこれに基づいて、各専門の固有性と実現すべき教育目標の適切性と本学全体でみた設定の適切性を整合させて学部学科、専攻の「ディプロマポリシー（学位授与の方針）」として定めている。これらは、『STUDY GUIDE』に掲載するとともに、大学ホームページで公開している（根拠資料1-13、根拠資料1-14、根拠資料1-15、根拠資料1-6【ウェブ】）。

なお、2019（平成31）年4月に向けて教育課程の見直しを進め、それにあわせて「教育研究上の目的」とともにディプロマポリシーの見直しを行っており、見直し前のディプロマポリシーについても適用される学生がいることから、本学ホームページであわせて公開している（根拠資料4-1【ウェブ】）。しかし、それぞれの「ディプロマポリシー（学位授与の方針）」における「学位にふさわしい学習成果」については、学士課程および大学院修士課程・博士課程における学位授与の学習成果を意識しながら各ポリシーを策定し、各専門領域の学部学科、大学院に相応しい知識・技能・態度を含むポリシーとなっているものの、学習成果をすべて細かく具体化・指標化することは困難であり、わかりやすさという点においては十分とはいえない。

また、基準1でも述べたとおり、通信教育課程のディプロマポリシーは通学課程に準ずる設定となっている（根拠資料1-10、根拠資料1-11、根拠資料1-16、根拠資料1-7【ウェブ】）。

点検・評価項目②：②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

上述のディプロマポリシーと同様に、「佛教大学のカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」を定め、全学的な方針に基づいて各学部学科、大学院各専攻の教育課程編成・実施の方針を定めている。「佛教大学のカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」は、ディプロマポリシーの達成のために、どのように教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果をどのように評価するのかを定めたものである。学部学科、専攻はこれに基づいて「カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」を定めている。これらは、『STUDY GUIDE』に掲載するとともに、大学ホームページで公開している（根拠資料1-13、根拠資料1-14、根拠資料1-15、根拠資料1-6【ウェブ】）。また、ディプロマポリシーと同様に、2019年4月に向けた教育課程の見直しにあわせて、カリキュラムポリシーについても見直しを行っており、見直し前のディプロマポリシーについても適用される学生がいることから、本学ホームページであわせて公開している（根拠資料4-1【ウェブ】）。特に、「佛教大学のカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」においては、ディプロマポリシーに掲げる内容を修得できるよう、各科目群にわたって学生が主体的に学ぶアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れること、獲得した知識・技能を生きる力（応用力）として定着させること、単位修得状況およびGPA等の基準に基づいて知識・技能の修得度を評価することを示している。さらに、順次性・体系的性を重視した教育課程を編成し、卒業研究（論文・レポート）によって4年間の学習成果とすることを明示している。しかし、学部学科のカリキュラムポリシーを個々に見た場合には、学習成果の評価に関する内容が十分とはいえない。また、上述したとおり、通信教育課程のカリキュラムポリシーは通学課程に準ずる設定となっている（根拠資料1-10、根拠資料1-11、根拠資料1-7【ウェブ】）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系的性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定（＜学士課程＞初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等　＜修士課程、博士課程＞コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等）

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学の教育課程は、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに基づき、学位の授与に値する力、総合的教養、専門的な力を培うことを目的に、教養教育と専門教育を接続した課程として編成している。いわゆる教養教育は、全学共通科目と専門科目によって構成している。全学共通科目は8系列、専門科目は専門基礎、学部基幹、学科基礎、コース科目、発展科目の5系列によって構成している（根拠資料1-13、根拠資料1-14）。

【授業科目の区分】（表4-1）

系列区分		科目内容	
全学共通科目	仏 教	建学の精神にもとづく科目と、現代に対応した人間力養成を目指す科目で、全学に共通し提供される教養科目	
	自 校 教 育		
	外 国 語		
	リテラシー		
	キ ャ リ ア		
	ス ポ ー ツ		
	総 合		
日 本 事 情			
専門科目	専門基礎科目	人 文	学部の専門教育を修得するにあたって求められる知識や思考法などを学修する科目
		教 育	
		社 会	
		福 祉	
		自 然	
		健 康	
	保 健 医 療		
	学 部 基 幹 科 目	所属する学部における専門教育の基幹的な科目	
	学 科 基 礎 科 目	所属する学科における専門教育の基礎となる科目	
	コ ー ス 科 目	選択した各コースにおける専門教育の教育目標を実現するための科目	
発 展 科 目	専門領域を発展させ、また広げる科目 (教育職員免許状や資格取得のための科目を含む)		

学部学科の専門科目は、専門基礎科目の位置づけを踏まえて、学部基幹科目、学科基礎科目、コース科目と関連科目によって構成している。学部基幹科目は学部専門教育の共通基盤となる基礎科目であり必修（一部選択必修）である。学科基礎科目は、専門学修の基礎となる科目であり必修（選択必修）としている。コース科目は学科専門教育における研究領域や専門志向を設定したもので、より専門的な科目を配置している。なお、カリキュラム上、教員免許状・専門資格による規定を受ける学科では、コース別設定をしていない場合もある。発展科目は、学科の専門領域を越えて応用的・実践的に学ぶ科目や教員免許状・専門資格に関する科目、他学部他学科で学習できる科目を配置している。

学部基幹科目、学科基礎科目、コース科目、関連科目と各科目を配置していることで、学修における順次性・体系性は示すことができているが、必修科目以外の学科基礎科目の

#### 第4章 教育課程・学習成果

位置づけが、学生にとってわかりやすくはなっておらず、学科によってはその科目数が多くなっている。また、学科カリキュラムは学士課程として構成されているが、学科によっては同時に法定の教員免許状・専門資格の科目の規定を受けるため、整合性をもってコース別科目設定や順次的科目を設定するうえで、かなりの工夫が必要となっている。こうした現状に対し、「ナンバリング」等を行うことにより、順次性・体系性をわかりやすく明示する必要がある（根拠資料1-13、根拠資料1-14）。

カリキュラムポリシーと教育課程の整合性に関しては、教育推進部学務課より開講科目案を教育推進機構会議に提案し、審議の後、各学部教授会で審議・決定する。教授会決定に基づき学部教育推進担当主任を中心に科目担当者案を作成し教育推進機構会議で審議の後、各学部教授会で審議・決定し、編成を行う。これらの手続きにより、カリキュラムポリシーと教育課程の整合性について確認している。また、2017（平成29）年度より、学部基幹科目や学科科目についてのシラバスチェックを学部内で行い、ディプロマポリシーやカリキュラムポリシーの整合性を点検している（根拠資料4-2、根拠資料4-3、根拠資料4-4、根拠資料4-5、根拠資料4-6、根拠資料4-7、根拠資料4-8、根拠資料4-9、根拠資料4-10、根拠資料4-11、根拠資料4-12、根拠資料4-13、根拠資料4-14、根拠資料4-15、根拠資料4-16、根拠資料4-17、根拠資料4-18、根拠資料4-19）。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定に関しては、大学設置基準に従い、1単位を15週の教室等での授業時間と準備学習・復習をあわせて45時間と設定しており、履修要項に明示し、講義・講読・演習は8週16時間の授業時間をもって1単位、もしくは、15週30時間の授業時間をもって2単位、外国語は15週30時間の授業時間をもって1単位、実験・実技・実習は15週30時間から45時間の範囲をもって1単位と設定している。ただし、保健医療技術学部に限っては、演習は15週30時間から45時間の範囲の授業時間をもって1単位としている。なお、現行カリキュラムにおいては、年間上限登録単位が50単位となっており、単位制度の実質化を図るうえで問題となっていた。この点については、2019年から実施する新カリキュラムにおいて改善を図っている（根拠資料1-13、根拠資料1-14、根拠資料1-1）。

大学院に関しては、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに基づき、学位の授与に値する力を養成するため、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育課程を編成している。大学院修士課程では、原則として基礎科目を最初に履修すべき必修に位置づけ、専門の特殊研究や演習科目に進むという順次性に配慮している。コースワークとしての授業科目は、各専攻の専門性に応じて設置している。リサーチワークとしての修士論文指導は複数指導として実施し、専門科目の学修を進めながら指導を受ける体制となっている。博士後期課程は、修士課程修了者が博士論文を作成することを前提に、リサーチワークとして「研究指導演習」を設けている（根拠資料1-15）。

カリキュラムポリシーと教育課程の整合性に関しては、教育推進部学務課より開講科目案を大学院委員会に提案し、審議の後、各研究科教授会で審議・決定する。教授会決定に基づき大学院担当主任および各専攻主任を中心に科目担当者案を作成し大学院委員会で審議の後、各研究科教授会で審議・決定し、編成を行う。これらの手続きにより、カリキュラムポリシーと教育課程の整合性について確認している（根拠資料4-20、根拠資料4-

21、根拠資料4-22、根拠資料4-23、根拠資料4-24、根拠資料4-25、根拠資料4-26、根拠資料4-27、根拠資料4-28、根拠資料4-29)。

通信教育課程に関しては、ディプロマポリシーに基づき、通信教育の導入教育として基礎教育科目、基礎的な知識や教養を習得するための共通教育科目を設けている。また、専門教育科目としては、コース基礎教育科目、基礎科目、専攻科目および関連科目を設けており、当該専攻分野の学習に関わる科目のうち、専攻科目履修のための基礎となる科目を基礎科目、重点的・専門的に学習を深める分野に関する科目を専攻科目として体系的に設けている。関連科目は、当該専門分野の学習に関連した周辺領域の分野で学習を期待する科目としてそれぞれ科目の区分を配置している。教育課程に関しては、生涯学習部通信学務課より開講科目ならびに開講日程案を生涯学習機構会議に提案し、審議の後、各学部教授会で審議・決定する。教授会決定に基づき生涯学習担当主任を中心に科目担当者案を作成し、生涯学習機構会議で審議の後、各学部教授会で審議・決定し、編成を行う(根拠資料4-30、根拠資料4-31、根拠資料4-4、根拠資料4-5、根拠資料4-6、根拠資料4-7、根拠資料4-8、根拠資料4-9、根拠資料4-32、根拠資料4-33、根拠資料4-34、根拠資料4-35、根拠資料4-36、根拠資料4-37)。

通信教育課程の大学院に関しては、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに基づき、学位の授与に値する力を養成するため、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育課程を編成している。大学院修士課程では、通学課程と同様に、原則として基礎科目を最初に履修すべき必修に位置づけ、専門の特殊研究や演習科目に進むという順次性に配慮している。コースワークとしての授業科目は、各専攻の専門性に応じて設置している。リサーチワークとしての修士論文指導は複数指導として実施し、専門科目の学修を進めながら指導を受ける体制となっている。博士後期課程は、修士課程修了者が博士論文を作成することを前提に、リサーチワークとして「研究指導演習」を設けている(根拠資料1-17)。

カリキュラムポリシーと教育課程の整合性に関しては、生涯学習部通信学務課より開講科目案を大学院委員会に提案し、審議の後、各研究科教授会で審議・決定する。教授会決定に基づき大学院担当主任および各専攻主任を中心に科目担当者案を作成し大学院委員会で審議の後、各研究科教授会で審議・決定し、編成を行う。これらの手続きにより、カリキュラムポリシーと教育課程の整合性について確認している(根拠資料4-38、根拠資料4-22、根拠資料4-23、根拠資料4-24、根拠資料4-25、根拠資料4-39、根拠資料4-40、根拠資料4-41、根拠資料4-42)。

学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育に関しては、学部学科の教育を中心とし、日常の学習の積み重ねにより学生一人ひとりの個性を軸としたキャリア形成・発達の支援ができるように努めている。また、本学のインターンシップは、学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことにより、高い職業意識の形成や自立性・創造性・責任感のある人材育成等を目的とするプログラムとして位置づけ、2003(平成15)年度より「一般インターンシップ」と「教育職インターンシップ」という2種類のインターンシップとして実施している。「一般インターンシップ」は、企業・行政機関において就業体験を行うことにより、高い職業意識の形成や自立性・独創性・責任感のある人材を育成するプログラムとして位置づけ、実働10日以上就業体験を

## 第4章 教育課程・学習成果

通じ、自己の就業意識の高揚に結びつけるキャリア形成支援としている。「教育職インターンシップ」は、教育実習では経験できない学校を取り巻く環境等に深く関わり、豊かな人間力を持った教員養成を目指して実施している。研修先としては小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等があり、授業運営、教科指導、学校行事や児童会（生徒会）活動、部活動指導、フィールドワーク、体験学習等の業務に関わっている（根拠資料4-43【ウェブ】、根拠資料4-44【ウェブ】）。

大学の方針に基づき、適切な教育課程を編成するために、通学課程では教育・研究組織として、教育推進機構を置き、同機構を運営するための事務組織として教育推進部を置いている。各学部から教育推進担当主任として教員が1名ずつ選任され、教育推進機構会議のメンバーとして当該学部の教育推進の中心となっている。また、通信教育課程では、教育・研究組織として、生涯学習機構を置き、同機構を運営するための事務組織として生涯学習部を置いている。各学部から生涯学習担当主任として教員が1名ずつ選任され、生涯学習機構会議のメンバーとして当該学部の通信教育課程における教育課程編成の中心となっている。さらに大学院については、各研究科から大学院担当主任として教員が1名ずつ選任され、大学院委員会のメンバーとして当該研究科の教育課程編成の中心となっている。これらの体制により、各学部・研究科における教育課程の編成について、全学的な組織が運営支援を行い、その適切性を担保している。この体制は、教育課程の編成についてのものではなく、点検・評価項目④の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置に関しても、点検・評価項目⑤の成績評価、単位認定および学位授与に関しても、点検・評価項目⑥の学生の学習成果の把握と評価に関しても同じである（根拠資料4-45、根拠資料4-46、根拠資料4-47、資料4-48、根拠資料4-49、根拠資料4-50）。

**点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。**

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容としラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

< 学士課程 >

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

< 修士課程、博士課程 >

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研



究指導の実施
--------

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うために、本学は以下のような取り組みを行っている。まず、学期ごとの履修登録単位数の上限設定に関しては、学生が登録している科目を集中してより効果的に学ぶために、学ぶ科目数を適切に設定することが必要となる。したがって、学期ごとの履修登録単位数の上限設定を適切に行う必要があるが、この点に関しては、上述のとおり、現行カリキュラムの場合、年間上限登録単位数が50単位となっており、単位制度の実質化を図るうえで問題となっていた。そこで、各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、1年間の履修登録単位数の上限を44単位とし、2019年4月から実施する新カリキュラムにおいて改善を図っている（根拠資料1-13、根拠資料1-14、根拠資料1-1）。

また、シラバスは、科目概要に基づいて個々の授業の具体的な内容を、学習方法や成績評価方法を含めて学生に明示するものであり、シラバスの内容を充実させることは、授業の内容を充実させることにつながるものである。そこで本学では、シラバスについて全学的に統一の様式を定め、すべての授業において、授業のテーマ、授業の概要、授業の目的・ねらい、毎回の授業テーマ、到達目標、授業時間外の学修についての具体的な指示、受講にあたっての留意事項、成績評価の基準等を明確に記すよう、「シラバス作成要領」を配付し教員へ指示している。開講科目のシラバスの内容については点検も実施している。点検項目は1)「授業の概要」について、進め方、方法、受講の心構え等、授業の全体像が記入されているか。2)「到達目標」について、学生がこの授業で理解すべき内容や獲得すべき知識や能力等、学生の到達目標が具体的に記入されているか。3)「授業時間外の学修（準備学習・復習等）」についての具体的な指示」について、具体的に指示がなされているか。4) 同一科目複数クラスの場合、統一性が担保されているか。5) その他、指摘事項。以上の5点であるが、学部学科ごとに学部長および教育推進担当主任を中心に点検し、評価を行っている。点検結果については全学で集計し、教育推進機構会議にて報告を行うとともに、シラバス入稿依頼時に配付する「シラバス作成要領」にも掲載している。この他に、授業内容とシラバスとの整合性の確保について、学期末に実施している学生による授業アンケートの項目に、「シラバス（授業のテーマや目的等）に即した内容であったか」を問う質問を設け、整合性の確認をしている（根拠資料4-51、根拠資料4-18、根拠資料4-19、根拠資料4-52）。

さらに、学生の主体的な参加を促す授業形態、授業内容および授業方法の運用に関しては、高校から大学への学びの移行を円滑に図りながら、適切な初年次教育を実施することを目的として、全学必修科目の「入門ゼミ」を設けている。この「入門ゼミ」を初年次教育における中心的な役割をもつ重要な教育と位置づけ、全学共通シラバスのもとで、各学部において学生が入学した直後の春学期に少人数クラスを編成し、大学生として自立・自律した学習や生活が送れるよう、また研究レポートの書き方といった大学生として必要な基礎技能や、重要なヒューマンネットワーク作りのために、ゼミを介した友達作り等を指導している。また、学生の授業時間外での学習の促進は、単位制度の実質化を図るためにも重要であり、またシラバスの役割の一つでもある。この点を踏まえ、学生の準備学習、復習等を効果的に促し、学生の学習の活性化を図るために、本学ではB-net Learningとい

う e-learning のシステムを導入し、全科目で活用できるようにした。この B-net Learning により、教員から学生への準備学習の指示、課題の提出、教材の提供、学生のコメント活用が実施しやすくなり、効果的な授業が展開できるようになった（根拠資料 4—53、根拠資料 4—54【ウェブ】）。

本学の授業形態は、カリキュラムポリシーに基づき、知識習得を目的とした講義、応用力を学ぶ演習、専門知識の習得と議論で学ぶ講読、現場やフィールドでの体験、経験から実践力・応用力を学ぶ実習、調査・研究を学ぶ実験等で構成されており、それぞれの科目の性格、科目ごとの授業の目的、到達目標にあわせて必要な学習指導が適切に行われている。その中には、学習の活性化や学生の主体的な学びを促進するために、フィールドワーク系科目等、現実社会に学生が触れる場を設けている。例えば、共通科目の「一般インターンシップ（企業、行政、団体でのインターンシップ）」、「教育職インターンシップ」、仏教学部の「仏蹟研修」、「仏教フィールドワーク」、「仏教インターンシップ」、歴史学部の「祇園祭研修」、「日本史フィールドワーク」、「東洋史フィールドワーク」、「京都学フィールドワーク」、社会学部現代社会学科の「プロジェクト演習」、社会学部公共政策学科の「公共政策学フィールドワーク入門」、「プロジェクト演習」、「公共政策フィールドワーク実習」等がある。これらの授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数に関しては、講義科目で 350 名、外国語科目で 50 名を超えた場合、教育効果の観点からクラスを分割することとしている。その他、ICT 科目でパソコンを使用する科目についても 40 名を超えないよう、クラス編成を行っている（根拠資料 1—13、根拠資料 1—14、根拠資料 4—2）。

学生の学習を教育目標の達成につながる形で支援していくためには、系統的な履修を促すような履修指導の充実が不可欠である。この点に関して、本学では春と秋の Semester 開始前にオリエンテーションを行っているが、その際には各学部学科において学年別に履修指導を行い、系統的体系的な履修となるよう指導や支援を行っている。特に、学生支援担当主任、教育推進担当主任が中心となって、各学年担当の教員とともに取り組みを進めている。また、専任教員は原則として週 1 コマ分のオフィスアワーを設け、学習方法や授業に関する質問等を中心に相談に応じることにしている。実施時間帯については、B-net の教員時間割にて公表している（根拠資料 4—55、根拠資料 4—56、根拠資料 4—57）。その他、各学部においても、履修指導等それぞれ独自の取り組みを行っている（根拠資料 2—43、根拠資料 2—44、根拠資料 2—45、根拠資料 2—46、根拠資料 2—47、根拠資料 2—48、根拠資料 2—49）。

修士課程、博士後期課程における研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施に関しては、通学課程・通信教育課程ともに、入学時に大学院生に「修士・博士後期課程研究予定テーマ」および「研究計画書」の提出を求め、それに基づいて各研究科において指導教員を決定し、指導教員が大学院生の研究テーマに沿って修士論文、博士論文の作成指導を行っている。その際には、指導担当者が「研究指導計画書」を提出し、計画に基づいて指導を行う体制となっている。また、大学院生は各研究科・専攻において開催される、修士論文、博士論文の「中間発表会（中間報告会）」あるいは各専門の研究会等において、指導教員以外の教員からも指導を受け、スケジュールを踏まえ、年間を見通した研究指導を受けている（根拠資料 1—15、根拠資料 1—17、根拠資料 4—58、根拠資料 4—59、根拠資料 4—60、根拠資料 4—61）。

通信教育課程に関しては、対面教育を主としない教育方法により科目の履修を行い、教育目標を達成している。本課程においては、科目の性格に応じて、以下に示す履修形態を設けている。

【通信教育課程の科目の履修形態（学部（本科））】（表4-2）

履修形態	履修方法
T履修	印刷教材等による授業のことです。 (1) テキストを読む。 (2) リポートを作成・提出し、同時に科目最終試験の申込みをする。 (3) 原則として(2)の翌月に実施される科目最終試験を受験する。 リポート(A, B, C, Dの4段階評価でC以上が合格)と科目最終試験(60点以上が合格)の両方に合格しなければなりません。リポートが不合格の場合はリポートのみを再提出, 科目最終試験が不合格の場合は科目最終試験のみを再受験し, 合格してください。両方に合格した場合, 科目最終試験の点数をその科目(単位)の評価とします。
R履修	印刷教材等による授業のうち, リポートのみ提出する履修形態です。 (1) テキストを読む。 (2) リポートを作成・提出する。 リポート評価C以上が合格, 評価がDの場合はリポートの再提出が必要です。リポートの評価をその科目(単位)の評価とします。
VR履修	映像教材とテキストを併用する履修形態です。 (1) 映像教材を視聴し, テキストを読んで学習する。 (2) 与えられた設題に基づいたリポートを作成・提出する。 (3) リポート評価C以上が合格, 評価がDの場合はリポートの再提出が必要です。 リポートの評価をその科目(単位)の評価とします。
S履修	面接授業(スクーリング)を指します。キャンパス(学外会場を含む)に登学して, 指定時間数分の講義を受講します。欠席・遅刻・早退は認められません。原則として, 最終の時間に試験を実施します。スクーリングの受講と試験(※リポート試験や実技試験を含む)により評価されます。
SR履修	S履修とR履修を併用する履修形態です。スクーリングを受講し, そこで与えられた課題について, スクーリング受講後に担当教員の指示にしたがってテキストや講義資料等で学習を深め, 期日までにリポートを作成・提出します。スクーリングの受講と提出されたリポートにより評価されます。
T・S履修	T履修とS履修を併用する履修形態です。 T履修・S履修両方に合格する必要がある, T履修の科目最終試験の点数をその科目(単位)の評価とします。

第4章 教育課程・学習成果

履修形態	履修方法
R・S履修	R履修とS履修を併用する履修形態です。 R履修・S履修両方に合格する必要があるため、R履修の評価をその科目（単位）の評価とします。 ただし、書道系科目など、一部の科目についてはS履修の評価をその科目（単位）の評価とします。
I・S履修	メディアを利用して学習するI履修とS履修を併用する履修形態です。指定された期間にインターネットを活用して配信される講義・演習課題等を自宅で学習し、その後にスクーリングを受講します。I履修は個人別に学習記録が管理され、担当教員に報告されます。評価は、I履修の学習記録とスクーリング受講、そして試験による総合評価です。 ※インターネットへの接続環境が必要となります。
S I S履修	S履修→I履修→S履修と段階的に行う履修形態です。教員免許状取得希望者で、「教職実践演習」の履修が必要な方のみ対象となります。 評価は、I履修の学習記録とスクーリング受講、そして試験による総合評価です。 ※インターネットへの接続環境が必要となります。
E履修	配属実習です。教員免許状や社会福祉士国家試験受験資格・精神保健福祉士国家試験受験資格・保育士の取得の場合などに必要です。
G履修	卒業論文・卒業レポートとその作成過程を評価する卒業論文指導・卒業レポート指導のことです。

【通信教育課程の科目の履修形態（大学院修士課程）】（表4-3）

履修形態	履修方法
T履修	テキスト（印刷教材等）を読み、レポートを作成し提出します。レポートが合格すれば、レポートの合格時に示される課題についての科目最終試験（在宅レポート試験）を作成し提出します。 評価は、レポート・科目最終試験（在宅レポート試験）の双方に合格する必要があるため、双方の点数の平均で科目（単位）の評価をします。
S履修	面接授業（スクーリング）のことです。京都（本学紫野キャンパス）で、夏の平日中心もしくは春・秋の土曜・日曜・祝日を中心に開講します。 評価は、指定の受講時間すべての出席と試験により評価します。
S T履修 S R履修	S履修とT履修（R履修）を併用する履修形態です。例えば、2単位のS T履修（S R履修）科目であれば、1単位分のスクーリングを受講し、そこで与えられた課題について、スクーリング受講後に担当教員の指示に従ってテキストや参考文献、講義資料等で学修を深め、期日までに1単位分のレポートを作成・提出します。 評価は、指定の受講時間すべての出席とスクーリング時に与えられた課題によるS Tレポート試験で総合評価します。

履修形態	履修方法
T・S履修	T履修とS履修を併用する履修形態です。レポート、科目最終試験（在宅レポート試験）、スクーリングすべてに合格しなければなりません。T履修とS履修は、どちらを先に履修してもかまいません。 評価は、テキスト履修の評価・スクーリング履修の評価で行います。
E履修	配属実習のことです。
G履修	<p>(1) 修士論文／課題研究 広い視野に立つ精深な学識を備え、かつその専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を有することを立証するに足る研究の成果を、体系的に論述するものです。研究テーマの提出、指導教員の決定、研究計画書の提出と指導、草稿の提出および添削、指導、中間発表会での発表という順序で進めていきます。入学時から計画を立てて論文を作成します。</p> <p>(2) 研究指導演習／特別演習 修士論文の作成過程を評価する科目となり、修了に必要な単位に含まれます。研究指導演習および特別演習は、清書論文とともに指導教員が評価し、修士論文の合格をもって完了します。特に、履修申込み等の手続きは必要ありません。</p>

【通信教育課程の科目の履修形態（大学院博士後期課程）】（表4-4）

履修形態	履修方法
S I履修	スクーリング履修（面接授業）とメディア履修（メディアを利用して行う授業。情報通信手段を利用して論文指導を展開する）を併用する授業で、これを「スクーリング・メディア履修」と称します。 履修方法は、スクーリング〔1回（1コマ）90分の授業（面接授業）を通年で6回（6コマ）の受講、および年2回開催する論文中間発表会への出席とそのうち最低1回の研究発表が必要となります。そして各在学年の1月末までに「研究報告論文」（400字詰原稿用紙100枚程度）を提出し、スクーリングでの論文指導とこの成果となる「研究報告論文」により評価されます。 なお、スクーリングの受講が6コマに満たない場合や、中間発表会を欠席または研究発表を行わない場合には、その年度にS I履修科目を完了することはできません。指導教員の指導にしたがい、履修計画を綿密に立てるようにしてください。

これらの科目に関しても、シラバスについて全学的に統一の様式を定め、すべての科目において、通学課程と同様に、授業のテーマ、授業の概要、授業の目的・ねらい、毎回の授業テーマ、到達目標、授業時間外の学習についての具体的な指示、受講にあたっての留意事項、成績評価の基準等を明確に記すことを定めている。通信教育での学習は、テキス

## 第4章 教育課程・学習成果

トによる自学自習が大部分を占めるため、どのように学習を進めるべきか不安を感じる学生が多い。そこで本学では、学習を進めるために必要な『学習のしおり』（入学から卒業・修了までの総合的な手引書）、『シラバス』（テキスト履修科目のレポート課題および学習ポイントに掲載した指導書）、『スクーリングのしおり』（スクーリングに関する手引書）等の各種補助教材を設け、専門の相談員が常時、個別面談ならびに郵送、FAX、Eメールによるきめ細かな学習相談を行っている。また、全国各地に在住する学生が身近で随時学習相談が受けられるように、全国を10ブロック（北海道、東北、関東・甲信越、北陸、東海、近畿、兵庫、中国、四国、九州）に分け、それぞれのブロックに数名の学習サポーター（通信教育課程の卒業生）を配置している。科目最終試験日に試験会場と同じ会場内に「学習室」を開室し、その「学習室」で学習サポーターが自らの経験を踏まえながら、一人ひとりの履修状況に応じた適切なアドバイスを行っている。また、各地に散在する学生のために本学教員が各地域に出講して講義を行う「教科学習会」を開催し、教員との交流を深め、学習の契機となる機会を提供している（根拠資料4—62、根拠資料4—63、根拠資料1—16、根拠資料4—64、根拠資料1—17、資料4—65、根拠資料4—66、根拠資料4—67）。

### 点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

単位認定に関しては、本学の学則28条の2、29条、30条、31条、32条、33条、34条および35条に時間、認定方法等を規定している。また学則に基づいて運用を行うための修学規定を設けており、履修要項に記載し学生にも理解をさせている。個々の科目の単位認定は試験によって行っている。試験の方法、評価基準はシラバスに記載しているが、学則29条の2にそのことを定め、学修成果に関わる評価および卒業認定は客観性・厳格性を確保するため、あらかじめ基準を学生に明示し、またその基準に基づいて厳格に実施するよう規定している。各担当者は学則を理解し、厳正な評価を行っている。また、教員はB-netの教員ポータルにおいて成績を入力するが、評価の客観性に資するため評価の割合（80点以上、70点以上、60点以上、60点未満がそれぞれ何%か）がわかるような仕組みとなっている。また、既修得単位の適切な認定に関しては、入学者の既修得単位の認定や編入年

次について規程を設けており、これに基づいて適切に認定を行っている(根拠資料1-1、根拠資料4-68、根拠資料4-69)。

卒業すなわち学士の学位授与については、大学全体のディプロマポリシーに基づいて定められた学部学科のディプロマポリシーに基づき、それを満たした場合に学位を授与している。この点については、学則ならびに佛教大学学位規程に学士の意義を明示し、それに基づいて判定を行っている。卒業にあたっては、必修および選択科目から構成される124単位の学士課程認定の要件を定め、明示している。また学士の学位授与にあたっては、卒業要件科目の単位修得を学生支援課で行い、学生支援機構会議で卒業対象者(学位授与対象者)の予備的審査を行ったうえで、学部教授会に上程し、学部教授会で審議した後、それに基づき学長が決定している。こうした卒業すなわち学士の学位授与の判定に関する一連の過程は、学則に基づいて、全学的に厳正に運営されている(根拠資料1-1、根拠資料4-70、根拠資料1-13、根拠資料1-14、根拠資料4-71、根拠資料4-72、根拠資料4-73、根拠資料4-74、根拠資料4-75、根拠資料4-76、根拠資料4-77、根拠資料4-78)。

大学院の修了すなわち学位の授与については、大学院学則のほか佛教大学学位規程に修士、博士の学位の意義を定め、修了判定を行っている。修了にあたっては、必修および選択科目から構成される単位要件を定め、明示している。また修了(修士もしくは博士の学位授与)にあたっては、単位要件および修士論文の審査結果、博士論文の審査結果の確認を学生支援課で行い、大学院委員会(副学長、学生支援機構長、教育推進機構長、研究推進機構長、生涯学習機構長、4研究科長(学部長)、学生支援部長、教育推進部長、生涯学習部長等で構成)で修了対象者(学位授与対象者)の予備的審査を行ったうえで、研究科教授会に上程し、研究科教授会で審議した後、それに基づき学長が決定している。課程博士論文の審査の場合、学位請求論文については、研究科各専攻の提出要件(学会発表、審査付き論文の提出等)を満たすことが求められる。博士の学位論文は研究科の論文審査分科会、大学院委員会、研究科教授会の議を経て学長が受理する。受理された学位請求論文については、研究科教授会において3名の審査委員を選任し審査にあたるが、1名は学外から選任することが慣例となっている。論文の査読の後、公開で口頭試問を実施し、それらを踏まえた論文審査の結果は、研究科論文審査分科会、大学院委員会の議を経て、研究科教授会に上程し、審議のうえ、最終的に学長が決定している。こうした修了すなわち修士・博士の学位授与の判定に関する一連の過程は、学位授与基準に基づいて、厳正に運営されている(根拠資料1-2、根拠資料4-70、根拠資料4-79、根拠資料1-15、根拠資料4-80、根拠資料4-81、根拠資料4-82、根拠資料4-83、根拠資料4-84、根拠資料4-85、根拠資料4-86)。

通信教育課程において、学士の取得を目指す学部(本科)の場合、成績評価に関しては、テキスト履修科目、スクーリング履修科目のシラバスにおいて、学習内容の目的とねらい、到達目標および成績評価の基準を明示しており、その明示された学習成果による到達度に基づいて客観的かつ厳格に成績評価を行っている。既修得単位の認定に関しては、入学基礎資格を確認のうえ、30単位以上修得している場合は2年次編入学生として受け入れ、30単位を上限に既修得単位として認定している。同様に、62単位以上修得している場合は3年次編入学生として受け入れ、62単位を上限に既修得単位として認定している。教員免許

## 第4章 教育課程・学習成果

状取得課程においては、出身大学の課程認可状況に応じて、「学力に関する証明書」をもとに単位認定している（根拠資料1-34、根拠資料1-35、根拠資料4-87）。卒業要件については、入学志願段階では『入学要項』に掲載し、入学後は『履修要項』にて卒業要件とともに科目名、履修単位、履修方法等を細かく明示している。また、通信教育課程における学位論文審査の基準に関しても通学課程と同様となっており、佛教大学学位規程ならびに佛教大学学位規程細則にて明示している。学位授与に関しては通信教育課程においても、通学課程と同様のディプロマポリシーを定め、『履修要項』に学科ごとに明示している卒業要件を修得した学生に対して、学位（学士号）の授与を行っている。学位の授与にあたっては、通信教育部内で卒業要件の修得状況を確認し卒業判定資料を作成し、生涯学習機構会議の審議を経て各学部教授会に上程し、その議を経て学長が決定している（根拠資料4-88、根拠資料4-89、根拠資料4-90、根拠資料4-91、根拠資料4-92、根拠資料4-93、根拠資料4-94）。

通信教育課程の大学院に関しては、通学課程と同様のディプロマポリシーを定め、『大学院のしおり』に専攻ごとに明示している修了要件を修得した学生に対して、学位（修士号）の授与を行っている。論文の審査については、基本的に上述の通学課程の修士、博士の学位認定と同じ基準、手続きであり、大学院委員会の審議を経て、各研究科教授会に上程し、最終的に学長が決定している（根拠資料4-81、根拠資料4-82、根拠資料4-95、根拠資料4-96、根拠資料4-97）。

**点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。**

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

学習成果の把握および評価に関しては、すべての学部が、ディプロマポリシーにおいて到達すべき目標を明示しており、学習成果の最終的な評価は卒業認定すなわち学位の授与に集約される。しかしながら、それとは別にカリキュラムや卒業条件と教育目標との関係が適切であるか、また個々の目標達成の程度や水準、達成状況の分布や偏り等を把握することが必要となっている。このような問題意識を持ちながらも、本学では、学士課程全体として一定の指標を設け、学習成果を測定、把握するには至っていない。ただし、一部の学部学科や教員個人のレベルでは、学習成果の測定も実施されている。例えば、中国学科



では5 Semesterで中国語実力試験を実施し教育効果の測定を行っている。また、英米学科では入学時、2018（平成30）年度の3年生から卒業時の到達基準として、①TOEIC730点以上のスコアまたは英検準1級、もしくはそれらに相当する英語資格取得、②英文レポートの提出、③卒業論文の提出、の三つの要件のうち、いずれかを満たすことと定めている（根拠資料2-44）。

学習成果の測定を目的とした学生調査に関しては、英語力を調査するため、新入生を対象に春学期のオリエンテーション期間に外部業者のアセスメント・テスト（GTEC）を実施しており、テストと同時に英語学習に関するアンケート調査をしている。テスト内容は、listening および reading で、スコア結果を全学共通科目「英語」授業の習熟度別クラス編成に活用している。また、1年次の終了時（1月から2月の期間）にも同様のアセスメント・テスト（GTEC）を実施しており、1年間の教育効果や学習成果を図る指標としている。教学面に係る実態調査として、1年次、2年次、3年次の春学期のオリエンテーション期間中に外部業者のアセスメント・テストを活用し、基礎学力および学習実態調査を実施し、学習成果の測定を行っている。1年次と2年次の基礎学力は、全く同じ内容の試験を実施しており、大学での授業で培われる批判的思考力を測定している。入学時と同様の試験を2年生進級時に受験することで、1年間の学習成果を把握することができ、教育効果の測定をすることができる。この調査と同時に実施しているアンケート調査では、大学での学びへの意識を確認する項目があり、成長感、充実度を確認しているが、2年次のアンケート調査では、1年次に必修である「入門ゼミ」の到達目標ごとに到達度を質問している項目があり、学習成果を確認することができる。各学期末に実施している授業アンケートにおいて、「この授業からあなたが得たものについて」という分類の質問項目を設け、学習成果の達成度を図っており、科目ごとだけでなく、全体集計、学生所属の学科ごとの集計、開講科目の区分ごとの集計、クラス規模（人数）別、学年別の集計をしている（根拠資料4-98、根拠資料4-99、根拠資料4-53）。

これ以外に、全学的あるいは学部学科において実施されているアセスメント・テストはない。また、ルーブリックによる評価も一部の科目で実施されているが、全学あるいは学部学科で組織的にルーブリックを活用した学習効果の測定を行っているわけではない。

さらに、通学課程大学院および通信教育課程の学部・大学院においては、学習成果の把握および評価に関する組織的な取り組みを、目下のところ行っていない。

**点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価  
 ・学習成果の測定結果の適切な活用  
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程およびその内容、方法の適切性についての定期的な点検・評価に関して、まず

## 第4章 教育課程・学習成果

通学課程の学部においては、上述のアセスメント・テストを活用した基礎学力調査および授業アンケートの結果（自由記述含む）を分析し、学生の学習成果を正確に把握したうえで、授業内容や授業方法上の課題を明らかにしている。調査結果は刊行物で集約を行い、教育推進機構会議および大学運営会議にて調査結果を報告している。加えて、基礎学力調査や授業アンケートにおいて明らかになった諸課題をテーマとして取り上げ、学内外の講師を招き年3～5回のFD研修会を開催し、学内教職員に情報提供を行うとともに、カリキュラム編成や学習指導として活用している。また、全学的なFD研修会以外に、基礎学力調査結果を有効に活用することを目指して、要望のあった学部学科において、教育推進課にて学生の入学試験種別ごとに学習成果の測定結果のデータ作成等を行い、集計結果を報告している。その結果に関する共同研究の場を設け、教育システム等を模索する研修会を開催している（根拠資料4—99、根拠資料4—53、根拠資料4—100）。

大学院に関しては、通学課程および通信教育課程の大学院生全員を対象に、「佛教大学大学院の教育・研究環境に関するアンケート」を実施している。実施時期は研究科専攻ごとに異なるが、1年に1度の実施をしており、実施後、各項目の数値データをまとめたうえで、大学院委員会で報告し、更なる授業改善や指導体制の見直し等に活用している。大学院において、学習成果の測定や点検・評価に基づく改善の取り組みを組織的系統的に行っていないが、大学院委員会、専攻会議、研究科教授会で運営上定まった事項の審議・決定だけではなく、大学院教育に関する課題が大学院教育担当教員から提案されており、各専攻もしくは研究科で対応できる課題については改善・充実に取り組んでいる（根拠資料4—101）。

通信教育課程に関しても、生涯学習機構会議を中心として、随時、教育課程およびその内容、方法の適切性についての検討を行っているが、定期的な点検・評価を実施しての改善・改革とはなっていない。

各学部・研究科においても、それぞれの組織内で、教育課程およびその内容、方法の適切性についての検討を行っているが、定期的な点検・評価を実施しての改善・改革とはなっていない。

### （2）長所・特色

本学は、学生の学習を活発化し、効果的な教育の実施に向けて、いくつかの取り組みに力を注いできた。その一つがシラバスの充実であり、科目の内容を学生に正確に伝えるとともに、目標に向けて学習が適切に進むよう、取り組みを進めている。シラバスの厳格な履行は、学習時間の確保に結びつくものであり、単位制度の実質化の面からも重要な要素となる。あわせて、本学はB-net Learning システムを本格導入し、これを活用することによって、学生の学習をさらに活性化させることと、授業時間外の学習の促進、目標への到達等の効果が、今後十分に見込めるものといえる。

また、学生の学習成果を把握するために、多年にわたって基礎学力調査を実施してきており、教育推進機構を中心とした体制のもとで、結果の集約、分析、それらに基づく教育課程編成や教育方法、学習成果の把握と評価を行うことにより、さらなる成果が期待できる。

さらに、現在の教育推進機構を中心とした学士課程に関わる全学的な取り組みと、教育推進機構から各学部への情報提供や支援等による各学部の個別の取り組みの活性化は、現在の組織体制によってもたらされている長所である。その結果として、大学全体の取り組みと連動しながら、各学部においても、教育課程の編成、教育方法の検討等について、以下のような具体的な取り組みが行われている（表4-5）。

【各学部における教育課程の編成、教育方法の検討に向けた取り組み一覧】（表4-5）

学部	取り組み内容
仏教学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「仏教学部将来構想検討委員会」において学位授与方針や教育課程編成・実施の方針に関する改正作業（点検・評価）を学部内で組織的に行っている。</li> </ul>
文学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「段階的学修となるようなカリキュラムの工夫」各専門と学生の志向、教育目標を切り結んだ工夫を行っている。</li> <li>・ 学生の社会的自立・職業的自立に関しては、専門教育の中で「3年次に卒業後の進路をみすえたキャリア・プログラム授業」を実施している。</li> <li>・ 「初歩的なアカデミックスキルから卒業研究につながるまでの系統的な指導を行う」各専門と学生の志向、教育目標を切り結んだ工夫を行っている。</li> <li>・ 「中国語試験（HSK）の対応型授業、中国語OSに応じた情報処理系授業等実践を重視した語学教育」といった学科の専門領域に即した工夫を行っている。</li> <li>・ 「専門領域の基礎を必修とし学修志向に応じて問題解決能力を養う教育を行う」各専門と学生の志向、教育目標を切り結んだ工夫を行っている。</li> <li>・ 「英語資格試験対策、留学資格試験対策の授業、学生に進路に応じたコミュニケーションあるいは文化科目という学生のニーズと社会的意義を結合させた教育」といった学科の専門領域に即した工夫を行っている。</li> </ul>
歴史学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学部教育検討委員会」において学位授与方針や教育課程編成・実施の方針に関する改正作業（点検・評価）を学部内で組織的に行っている。</li> <li>・ 大学全体の検討と有機的に関連させて検討や改定作業を行っており、カリキュラム運営と学生教育を効果的に関連させている。</li> <li>・ 「学生に身につけさせたい力」を2014年に作成する等、大学全体の研修を活かして教育を充実させる取り組みを行っている。</li> <li>・ 「大学院までの一貫性や学部教育と卒業後の発展を意識した教育、学生自身の学びのPDCAを意識した教育」各専門と学生の志向、教育目標を切り結んだ工夫を行っている。</li> <li>・ 「学部独自の「キャリア教育フローチャート」を作成し、各学年の学生の力と進路に応じた学部のキャリア教育を実施する」といった学科の専門領域に即した工夫を行っている。</li> </ul>

## 第4章 教育課程・学習成果

学部	取り組み内容
教育学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「基礎から専門知識の修得・実習での実践的な学び、卒業論文への集大成という一貫性を重視する」各専門と学生の志向、教育目標を切り結んだ工夫を行っている。</li> <li>・「卒業後教壇に立つことを前提にした学校教育職入門や実習教育、インターンシップの実施により職業倫理と専門性を重視して職業的自立を目指す」といった学科の専門領域に即した工夫を行っている。</li> <li>・「理論知と実践知の科目の系統化と体系的な学修を行わせる」各専門と学生の志向、教育目標を切り結んだ工夫を行っている。</li> </ul>
社会学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学部で取り上げるテーマの広さと奥行きに応じた学部基幹科目の開講と柔軟なコース選択を可能するカリキュラム、PBL等フィールドワークを重視したカリキュラム」各専門と学生の志向、教育目標を切り結んだ工夫を行っている。</li> <li>・「プロジェクト演習、や「PBL」という問題解決型、学外の資源・人材と積極的に交流する実践的教育により学生の社会性を涵養させ、特にプレゼンテーション力を高め、他大学学生との研究的交流に臨む（政策研究交流大会）」といった学科の専門領域に即した工夫を行っている。</li> </ul>
社会福祉学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「専門の価値・歴史を重視し基礎から応用・実践と進み、各科目に応じた教育方法を重視する」等、各専門と学生の志向、教育目標を切り結んだ工夫を行っている。</li> <li>・「福祉専門職資格における実習希望者の教員による個別面接と進路アドバイスを含めた指導をシステム化し、また教職を目指す学生には教職支援チームによる教員の指導や学生交流を促進し職業的倫理や専門性の認識の深化させる」といった学科の専門領域に即した工夫を行っている。</li> </ul>
保健医療技術学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国家試験合格を目標において教育課程点検と教育効果の判定を行う」といった学科の専門領域に即した工夫を行っている。</li> </ul>

(根拠資料2-43、根拠資料2-44、根拠資料2-45、根拠資料2-46、根拠資料2-47、根拠資料2-48、根拠資料2-49)

### (3) 問題点

現在のカリキュラムは、学位の授与に値する力として、総合的教養と専門的な力を培うことを目的に、教養教育と専門教育を接続した課程として編成されている。そのうち、いわゆる教養教育は共通科目と専門基礎科目として置いているが、現行カリキュラムに対するこの間の点検・評価等により、ディプロマポリシーで設定している教育目標と共通科目との関係が不明確であること、専門基礎科目の各分野の設定目的ならびに到達目標が不明確であること、専門基礎科目の履修が免許資格との関連のみで選択され、専門科目との関係性が薄くなっていること等の問題が明らかとなっている。また、上述のとおり、現行カリキュラムの場合、年間上限登録単位数が50単位となっており、単位制度の実質化を図るうえでも問題となっている。さらに、カリキュラム全体として開講科目数が肥大化し、学

生の履修選択の幅が広がりすぎた結果、体系的・系統的な学習を進めることに支障をきたしており、これら現行カリキュラムの改善が必要となっている。

また、本学は科目のナンバリング制を導入していないため、ディプロマポリシーに定めた学士としての総合的な到達点に対して、教育課程がどのように配分・構成されているのか、個々の科目あるいは科目群が、全体としての学士力にとってどのように位置づけられ、それぞれにどこまでの水準で到達することを目標として設定しているのかが不明確で課題となっている。新たなカリキュラムにおいては、受講年次の設定や、科目群の構成等で明確化が進んだが、さらにわかりやすくするための方策として、ナンバリングの導入に向けての検討が必要である。

さらに、成績評価に関しては、シラバスの充実を図る過程で、評価の基準や方法を明示するよう改善されつつあるが、依然として成績評価は教員個人に任せられており、成績評価の客観性や厳格性を担保するための組織的な対応がとられていない。例えば、複数開講されている同一科目における成績評価の基準が不統一で、評価にばらつきがある等、課題が明らかになっている。この点を踏まえて、成績評価の厳格化に向けた研修会も実施し、改善に向けた取り組みがスタートしているが、さらに成績評価に関する全学的な方針の策定と、成績評価基準を検証する体制を構築し、そのもとでルーブリックやポートフォリオの導入等を組織的に進めていく必要がある。

また、学習成果を把握するための指標や学習成果の測定方法の開発については、ほとんど取り組めていない。学生の学習成果を数値のみで測定することは困難であり、数値では測れない成果ももちろん存在するが、大学全体あるいは各学部・研究科において、学習成果を把握するためにどのような指標が考えられるか、どの部分を数値として測定し、それ以外についてはいかなる方法と基準によって成果とみるのか等に関して、全学および学部・研究科における本格的な検討が急務である。

#### (4) 全体のまとめ

本学は、2019年度4月より新たなカリキュラムによる教育課程をスタートさせるが、そこに向けての改善・改革は、2013（平成25）年度に教育課程改革検討委員会を設置したところから始まる。この改革を実施する際に前提となった問題点は多岐にわたるが、学生の学力状況・学修達成状況の把握、人材養成の目的・3ポリシーの再確認、教養教育の再構築、講座数・専兼比率の適正化、GPAの導入、年間履修登録単位数の上限の再検討等であった（根拠資料4-102、根拠資料4-103）。

2015（平成27）年度に大学の運営体制は変わったが、教育課程改革の取り組みが引き継がれ、新たにカリキュラム改革委員会を設置して、継続した取り組みが始まった。その後、2017年度に「カリキュラム改革が目指すもの」として学長指針が示され、改革の枠組みとして、教養教育を再構築する等の方向性が提示された。これを受けて、具体的な改革の中身に関する基本方針を、「カリキュラム改革のガイドライン」として提示し、内容の修正を行いながら、カリキュラム改革委員会において、方針のもとで新たなカリキュラムの構築を進めた。ガイドラインにおいて示した基本方針の内容は、(1) 従来の専門基礎科目を解体し、全学に共通して設定される科目群と学部学科の専門科目群を明確に区分するとともに

## 第4章 教育課程・学習成果

に、本学の特色を活かした「教養教育」科目と初年次教育を設定すること、(2) 学士課程教育と免許・資格系科目との関係を整理すること、(3) 科目群を全学共通科目、全学教養科目、専門科目として構成すること、(4) 総開講講座数を削減すること、(5) 3ポリシーの改訂と連動したカリキュラム改革とすること、(6) 年間履修登録単位数の上限を44単位とすることであった。その後、これらの基本方針に基づいて、カリキュラム改革委員会、教育推進機構会議、学部教授会等での検討・審議により、2019年度4月から、新カリキュラムによる教育が動き始めることになる(根拠資料4—104、根拠資料2—9、根拠資料4—105)。

新カリキュラムの改善・改革に関する取り組みは、上記の現行カリキュラムの問題点を踏まえて行ってきたものであり、先に掲げた問題点を解消するとともに、本学で学ぶすべての学生が、学士力を確実に身につけることを目指して構築されたものである。同時に、社会状況が変化する中で、学生の資質に関しても、これまでとは違った変化が生じてきている。このような学生の質的な変化を踏まえながら、確かな成長を促すことを目指したものが新しいカリキュラムであり、それを踏まえて、本学の教学上の諸課題について検証を行っていくことが、これからの取り組みとなる。

なお、大学院については、大学院の改組が行われ、教育課程についても一部改善がなされたが、現状として、それらがどのような効果を生み出しているのか、またその後の問題点がどこにあるのか等、検討すべき課題を抱えている。大学院全体を組織としてどのように運営していくのかという問題とあわせて、検討を行っていく。

また、通信教育課程に関しても、通学課程におけるカリキュラム改革を踏まえて、現在、カリキュラムの検討が行われている。2019年度4月から導入が始まる通信教育課程 B-net の稼働状況とあわせて、本学の通信教育課程をどのように展開していくのかについて検討を進めていかなければならない(根拠資料4—106、根拠資料4—107)。

以上のことから、積み残されている課題はあるものの、学士課程における諸問題について点検・評価を行い、改善・改革の取り組みが適切に進められていると判断する。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

#### 点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、基準4で述べた、「佛教大学のディプロマポリシー（学位授与の方針）」「佛教大学のカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」と同様に、「佛教大学のアドミッションポリシー（入学者の受け入れの方針）」を定め、全学的な方針に基づいて、各学部学科、大学院各専攻のアドミッションポリシーを定めている。そのうえで、「佛教大学のアドミッションポリシー（入学者の受け入れの方針）」に関しては、「佛教大学のディプロマポリシー（学位授与の方針）」「佛教大学のカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」を踏まえて、大学として「求める学生像」を示すとともに、入学者に求める学力水準や能力等を「アドミッションポリシー」として示し、この二つを組み合わせることで入学試験を実施し、入学者の選抜を行っている。この間、3ポリシーの見直しを行ってきたことについては既に述べたとおりであるが、アドミッションポリシーについては、基本的な枠組みを変えることなく、ポリシーの意味や求める学生像について、わかりやすさ等の点から、表現の修正等を行っている。アドミッションポリシーの策定に際しては、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーとの整合性を各学部学科において図りながら、最終的には大学全体としての整合性について質保証検討委員会で確認を行っており、3ポリシーは整合したものとなっている。

大学院に関しては、学部と同様に建学の理念ならびに教育研究上の目的に基づいて、各専攻・各課程の3ポリシーを定め、アドミッションポリシーについては「求める人材像」とともに入学者に求める学力水準や能力等を「アドミッションポリシー」として示している（根拠資料1-6【ウェブ】）。

また、通信教育課程におけるアドミッションポリシーは、本学が学部・大学院ともに、通学課程・通信教育課程を原則的に同一の教育組織構成として設置・維持してきた経緯を踏まえ、通学課程に準ずる設定となっている（根拠資料1-7【ウェブ】）。

なお、これらについては、大学ホームページで公表するとともに、『佛教大学入学試験要項』（以下「入学試験要項」）等にも明示している（根拠資料1-6【ウェブ】、根拠資料1-12、根拠資料1-21）。

## 第5章 学生の受け入れ

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点3：公正な入学者選抜の実施
評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、「アドミッションポリシー」に示した学力水準や能力等を有していることを判定するために、各種の入学試験を実施し「求める学生像」に相応しい学生受け入れている（根拠資料5-1、根拠資料5-2）。

### 【入試の種類】（表5-1）

課程	入試の種類	
通学課程・学部	一般入試	一般入試（A日程・B日程）、大学入試センター試験利用入試、AO選抜
	推薦入試	公募制推薦入試、特別推薦入試、MU入試
	その他	社会人1年次入試、宗門後継者入試、同窓入試、帰国・外国人生徒入試、外国人留学生入試
	編入学試験	一般編入学試験、指定校編入学試験、外国人留学生編入学試験
通学課程・大学院（修士・博士）	一般入試、社会人入試、外国人留学生入試、成績優秀学生入試	
通信教育課程・大学院（修士・博士）	一般入試	

入学者選抜にあたっては「佛教大学入学者選抜規程」、「佛教大学大学院入学者選抜規程」を定めている。学生募集にあたってはその内容を詳細に明示し、入学者選抜の公平性、適切性、透明性を担保しつつ、毎年度文部科学省から通知される「大学入学者選抜実施要項」に基づいて公正かつ厳正な入学者選抜を実施している。

入学試験の実施方法や内容等に関しては、まず、学長・副学長・事務局長・事務局次長・企画部長・総務部長・入学部長を構成員とする入試執行部会議において、入試に関わる基本方針を策定し、入学試験に関する必要な事項について協議を行う。そこでの基本方針や協議内容を、次に副学長、各学部長および関係部局の事務部長を構成員とした入学機構会議に諮り、入学試験に関わる具体的な内容等について検討、審議を行う。最終的には、それらの結果を学部・研究科の教授会に上程し、そこで審議を行う体制をとっている（根拠



資料5-3、根拠資料5-4、根拠資料5-5)。大学院入学試験については、副学長、各研究科長、各大学院担当主任、関係機構の機構長、関係部局の事務部課長を構成員とする大学院委員会で検討、審議し、その後各研究科の専攻会議を経て、最終的に研究科教授会において審議を行う体制をとっている（根拠資料4-50、根拠資料5-6）。

本学は入学にかかる全学的な業務を行うために入学機構を設置しており、入学者選抜の実施体制についても、入学機構ならびに機構内に組織された入学部が中心となっている。各種の入学試験の実施に際しては、学長を総責任者として、副学長、入学機構長、生涯学習機構長、事務局長、事務局次長、入学部長、生涯学習部長が実務指揮を取り、全学的な実施体制で行う入学試験や、準全学的な実施体制で行うもの等、入学試験に応じた体制で実施している。具体的には、入試本部を設置し、学内試験場および学外試験場への指揮監督運営と緊密な連絡体制、問題担当者による問題検証、試験監督者への監督要領説明等を実施し、また受験生に対する各種の対応が即座に取れる体制で、すべての受験生に対して公平・公正な入学試験の実施を行っている（根拠資料5-7）。

入学試験の合否判定にあたっては、入試執行部会議において、大学としての定員管理の観点から、当該入学試験に関する基本的な大学としての方向性を確認し、それを踏まえて、入学機構会議において、学部・研究科の合否判定の基本的な方向性について検討・確認を行う。最終的には、学部・研究科教授会において、大学全体としての方向性を踏まえながら、合否の判定を行っている。以上のように、複数段階の審議・確認を経て、公正、厳正な入学者選抜を行っている。

本学への入学を希望する者に対する配慮については、受験に際して特に配慮を必要とする受験生（障がいのある受験生等）に対して、大学ホームページおよび「入学試験要項」で受験にあたっての配慮の申し出ができることを周知している。本学では障がいのある学生に対して、障がい学生支援委員会の方針に基づき、大学の施設状況・学部学科における学修環境・支援体制等、可能な限り合理的な配慮を行っており、これは障がいのある受験生等に対しても同様である。出願前に事前面談を行い入学部、学生支援部、受験予定の学科教員が配慮事項について確認するとともに、受験時および入学後のサポート体制についても説明して受験生の不安を事前に解消するよう努めている。なお、受験に際しては、別室会場の設置、試験時間の延長、点字受験、車椅子等でも受験できる等、合理的配慮に基づく公平な入学者選抜ができるように、可能な限り良好な受験環境を整えている（根拠資料1-21、根拠資料5-8【ウェブ】）。

**点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率

- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応  
 <修士課程、博士課程、専門職学位課程>
- ・収容定員に対する在籍学生数比率

大学全体の入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理のために、本学は入試執行部会議を設置し、入試に関する必要な事項を協議する際に、入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理に関わる事項についても協議を行っている。そこで策定された基本方針をもとに、入学機構会議、大学院委員会、さらには学部・研究科教授会において、入学定員および収容定員に対する適切な合格者数の設定と在籍学生数の管理に関わる事項について協議を行い、全学的な調整を行っていく体制をとっている（根拠資料5-3、根拠資料5-4、根拠資料5-5、根拠資料4-50、根拠資料5-6）。

入学定員に対する過去5年間の入学者数比率の平均値ならびに収容定員に対する在籍学生数比率を通学課程の各学部・研究科、通信教育課程の各学部・研究科について見ていくと、次のとおりである。なお、大学院文学研究科の仏教学専攻、文学専攻、歴史学専攻（博士後期課程の通信教育課程の場合は仏教学専攻と歴史学専攻のみ）については、2015（平成27）年度の大学院改組により新たな枠組みとなったものであるため、入学定員に対する入学者数比率の平均値は過去4年間のものである（大学基礎データ表2）。

【入学定員に対する入学者数比率の平均・収容定員に対する在籍学生数比率】（表5-2）

課程	学部	入学定員に対する過去5年間の入学者数比率の平均	収容定員に対する2018年度在籍学生数比率
学士課程 (通学課程)	仏教学部	1.09	1.12
	文学部	1.11	1.11
	歴史学部	1.14	1.14
	教育学部	1.12	1.08
	社会学部	1.13	1.14
	社会福祉学部	1.08	1.06
	保健医療技術学部	1.06	1.08
	(通学課程) 学士課程平均	1.11	1.10

課程	研究科・専攻	入学定員に対する過去4年間の入学者数比率の平均	収容定員に対する2018年度在籍学生数比率
修士課程 (通学課程)	文学研究科・仏教学専攻	0.85	1.15
	文学研究科・文学専攻	0.53	0.50
	文学研究科・歴史学専攻	0.58	0.40
	教育学研究科・生涯教育専攻	0.18	0.15
	教育学研究科・臨床心理学専攻	0.89	0.90
	社会学研究科・社会学専攻	0.36	0.20
	社会福祉学研究科・社会福祉学専攻	0.22	0.20
	(通学課程) 修士課程平均	0.53	0.55

課程	研究科・専攻	入学定員に対する過去4年間の入学者数比率の平均	収容定員に対する2018年度在籍学生数比率
博士後期課程 (通学課程)	文学研究科・仏教学専攻	1.00	1.22
	文学研究科・文学専攻	1.50	1.67
	文学研究科・歴史学専攻	0.67	1.00
	教育学研究科・生涯教育専攻	0.27	0.67
	教育学研究科・臨床心理学専攻	0.07	0.00
	社会学研究科・社会学専攻	0.27	0.22
	社会福祉学研究科・社会福祉学専攻	1.07	1.22
	(通学課程) 博士後期課程平均	0.66	0.86

課程	学部	入学定員に対する過去5年間の入学者数比率の平均	収容定員に対する2018年度在籍学生数比率
学士課程 (通信教育課程)	仏教学部	0.06	0.28
	文学部	0.05	0.38
	歴史学部	0.07	0.41
	教育学部	0.08	0.73
	社会学部	0.01	0.04
	社会福祉学部	0.03	0.17
	(通信教育課程) 学士課程平均	0.05	0.31

第5章 学生の受け入れ

課程	研究科・専攻	入学定員に対する過去4年間の入学者数比率の平均	収容定員に対する2018年度在籍学生数比率
修士課程 (通信教育課程)	文学研究科・仏教学専攻	0.63	0.73
	文学研究科・文学専攻	0.55	0.63
	文学研究科・歴史学専攻	0.50	0.73
	教育学研究科・生涯教育専攻	1.10	2.00
	教育学研究科・臨床心理学専攻	1.00	1.11
	社会学研究科・社会学専攻	0.88	1.40
	社会福祉学研究科・社会福祉学専攻	1.08	1.60
	(通学課程) 修士課程平均	0.81	1.09

課程	研究科・専攻	入学定員に対する過去4年間の入学者数比率の平均	収容定員に対する2018年度在籍学生数比率
博士後期課程 (通信教育課程)	文学研究科・仏教学専攻	0.92	1.22
	文学研究科・歴史学専攻	0.83	1.00
	(通信教育課程) 博士後期課程平均	0.88	1.11

編入学定員に対する編入学生数比率については、編入学の定員を定めているのは、仏教学科5名、英米学科5名、歴史学科5名、教育学科10名、臨床心理学科5名、社会福祉学科15名であり、他は若干名としている。近年、編入学については各学科とも定員割れが続いており、2018(平成30)年度入試では定員45名に対して17名入学(0.38)、2017(平成29)年度入試では定員45名に対して12名入学(0.27)、2016(平成28)年度入試では定員45名に対して26名(0.58)の入学者数であった(( )内は編入学定員に対する編入学生数比率)。

点検・評価項目④: 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上
---

学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価については、入試の種別ごとに各学部学科、各研究科専攻の応募状況等を踏まえ、入学部が中心となって入試状況を分析

し、募集方法、選抜方法や入試種別の仕組み、定員の振り分け等について問題点や改善点について検討を行い、その結果を入試執行部会議および入学機構会議、大学院委員会に提起して全学的な点検を行っている。その結果として、入学試験の内容や方法について改善が必要とされる場合は、入学機構会議、大学院委員会の議を経て、学部教授会、研究科教授会に上程され、審議が行われる。それらの検討の際には、全受験生の入試成績表や入試平均点等を参考資料とし、学力レベルの確認等もあわせて点検の材料としている。さらに大学入学後の学生の成績についても追跡調査を行い、それらを根拠として入試執行部会議および入学機構会議において入試制度の改革について検討している。

2017年度入試より本学独自の入試制度として「MU入試」を導入したのは、その検討結果の具体化の一つである。「MU入試 (Mutual Understanding 相互理解入試 [併願制])」は、指定校からの推薦制ではあるが面接試験のみではなく学力も測り、各学部・学科の学びを受験生に事前説明することで学びのミスマッチを防ぐことを目的として、近畿圏の高等学校を中心に展開している(根拠資料5-9、根拠資料5-10、根拠資料5-11、根拠資料5-12、根拠資料5-13、根拠資料5-14、根拠資料5-15)。

本学の学生募集および入学者選抜方法とアドミッションポリシーとの整合性や、それらが適切かつ公正であるかについて、入試執行部会議、入学機構会議、大学院委員会が必要に応じて検証しているが、定期的に検証する制度を確立しているわけではない。また、大学の入試全般についての中・長期的な展望とそれに基づく将来的な改革について、特定の組織を設けての検討は行っていない。

## (2) 長所・特色

本学の入学者選抜方法としては、上述のとおり、アドミッションポリシーに基づきさまざまな入学者選抜方式を設けて本学の求める多様な人材の確保に努めている。なかでも、浄土宗僧侶の養成を目的とした「宗門後継者入試」は本学の建学の理念を基盤とした入試制度であり、特色である。また、2017年度入試より全学部で導入した「MU入試 (Mutual Understanding 相互理解入試 [併願制])」は、各学部学科の学びを受験生に事前説明することで学びのミスマッチを防ぐことを目的として実施しているものである。本制度は他大学にはない本学独自の特色ある入試制度として、近畿圏の高等学校を中心に展開しているところであるが、導入してまだ三年目である。したがって、本制度による卒業生を送り出してはいないが、受験生と学部学科との相互理解を深めたうえで出願する制度であるため、適切なマッチングによる学びの成果が十分に見込まれる。

## (3) 問題点

学生の受け入れに関して、本学が実施している多様な入学試験制度が、求める学生像やアドミッションポリシーに合致した学生の選抜方法として機能しているかについて、定期的な検証を行うことが課題となっている。また、入学前の学習歴、学力水準、能力等について大学が求めている具体的な水準とそれをどのような基準・方法によって評価するのか等を、受験生により理解しやすいよう公表する必要がある。

## 第5章 学生の受け入れ

通学課程の学部入試に関してはアドミッションポリシーをホームページおよび紙媒体の刊行物等に示しているが、大学院入試に関しては不十分であり、大学院についても、学部同様により丁寧な公表を行う必要がある。

また、通学課程の大学院については、2015年の大学院の改組以降、定員充足が改善された研究科や専攻もあるが、現状では定員未充足となっている専攻がまだ多く、定員充足に向けて、具体的な改善策の策定が必要となっている。

### (4) 全体のまとめ

本学は、建学の理念、教育研究上の目的を踏まえ、大学全体、学部学科および大学院専攻ごとにアドミッションポリシーを定めて公表し、このアドミッションポリシーに基づいて多様な入学試験を実施している。また、入学者選抜にあたっては公正、厳正に実施している。しかしながら、アドミッションポリシーと入学試験制度の適合性については、定期的に検証を行っていく必要がある。

定員管理については、学士課程における定員超過率を経年による対策により概ね良好な数値に改善した。また、大学院修士課程における定員充足率については2015年度の文学研究科改組後に一定の改善がみられたものの、全体としては収容定員充足率が依然として低い状態にあり、この点については大学全体として引き続き改善を目指した取り組みを進めていく（大学基礎データ表2）。

また、通信教育課程の学部・大学院ともに定員充足状況に課題があり、収容定員そのものの考え方や、学生募集のあり方等について検討を行う必要がある。

さらに、学生の受け入れについてグローバル化への対応が求められる現在、留学生の受け入れも重要になるが、本学の学士課程への留学生は近年減少しているところであり、学部の留学生の増加も今後の課題となっている。

以上のことから、本学の学生の受け入れに関しては、大学として定員管理に努めてきた結果、通学課程の学部における定員超過の問題に一定の改善が見られたが、アドミッションポリシーの内容、定期的な点検・評価の実施、通学課程の大学院、および通信教育課程の学部・大学院の定員充足には問題があり、さらなる改善・改革が必要であると判断する。

## 第6章 教員・教員組織

## (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任の所在の明確化等)の適切な明示

本学は、大学の理念・目的に基づき、職員として遵守すべき内容を、就業規程の中に「大学の建学精神を遵奉し、その伝統を重んじ、これに背反するような言動なきように努めなければならない」こと、および「自己の職務に専念し、大学の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し、事業目的の達成に努めなければならない」と定めている(根拠資料6-1)。また、「佛教大学学則」第2条に定めるとおり、7学部14学科を置き、それぞれの課程において、その専門分野に関する研究能力と研究業績を有する教育職員を配置している。具体的には「佛教大学学則」第57条において、教授、准教授、講師、助教、契約講師等を置くとしており、採用時の募集要項の応募資格には、「本学の建学の理念を理解し、様々な業務遂行に積極的に関わる意志を有する者」と明記している。専門分野に関する能力についても、「教員選考基準」において、職階ごとに必要な業績数を定めており、採用時の研究業績審査にて確認している(根拠資料1-1、根拠資料6-2)。

このような諸規程の中で概括的に明示されている要件に基づき、当該年度の当初に、人事に関する基本方針とそれに伴う留意事項が法人および学長から提示され、それに基づいて教員の採用や教員組織の編成が行ってきたが、大学としての恒常的な「求める教員像」を策定・提示して編成を行ってきたわけではない(根拠資料6-3)。そこで、2012(平成24)年に「佛大Vision2022」を策定した際に、<ビジョンの実現に向けた基本方針>6、管理運営の④に「教員・職員の採用に関わる基本方針を明確化し、あるべき教員像や職員像を提示して、優れた人材の採用につとめます。あわせて、適切な教員評価を実施するための体制の整備、ならびに職員の人事評価制度の改善・拡充をはかり、本学が目指す教育の推進に資する教職員の体制を確立します」と方向性を定めた。これを踏まえて、学内での検討は行っているものの、現時点では具体的な基本方針を提示するには至っていない(根拠資料1-26)。

各学部の教員組織の編制に関しては、学部長選出規程に基づき選任された学部長のもと、教育研究に関する内容や役割に応じて、学生支援、教育推進、研究推進、生涯学習の4担当主任を置いている。なお、入学に関わる内容については学部長が担当している。担当主任は、教育・研究に関するそれぞれの機構会議の審議に学部を代表して出席し、教授会においては審議案件等の説明責任を負う。学部長と担当主任を含めた5名は学部運営会議を

## 第6章 教員・教員組織

教授会前に開催し、教育研究に関する事項を協議し、必要な案件を教授会に上程する。また、各学科に学科長、学年担当を置いている（根拠資料6-4、根拠資料6-5、根拠資料6-6、根拠資料5-5）。

大学院研究科の教員組織編制に関しては、研究科を基本的に学部の上に設置する形を取っており、研究科長は学部長が担い、大学院担当主任、専攻主任を置いている。ただし、文学研究科長は仏教学部長・文学部長・歴史学部長の中から、文学研究科教授会において投票によって選任する。また、研究科長および担当主任は大学院委員会の審議に研究科を代表して出席し、教授会においては審議案件等の説明責任を負う。研究科を円滑に運営するため、研究科長、大学院担当主任、専攻主任を構成員とする研究科運営会議を設けている（根拠資料5-6、根拠資料6-7）。

**評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。**

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

教員組織の整備の基本的な単位は学部・研究科であり、本学の7学部14学科ならびに4研究科7専攻は、大学設置基準、大学院設置基準上の必要専任教員数を満たしている（大学基礎データ表1）。また、通信教育課程における教員編制は、学部・研究科とも「佛教大学通信教育規程」「佛教大学大学院通信教育規程」に基づいて、通学課程の教員が兼任していることから、通信教育課程独自の編制は行わず、通学課程に準じている（根拠資料1-34、根拠資料1-35）。

適切な教員組織編制を行うために、新規採用人事の募集要項には、担当予定科目、専門分野、研究領域を明記し、担当予定科目と採用者の専門分野とに齟齬がないよう、大学評議会で内示された採用枠の専門分野を厳格に扱っている（根拠資料6-8、根拠資料6-9）。研究科担当教員の資格については、各研究科で定められている大学院担当教員資格審査基準にのっとり審査を受けた学部所属教員が担当している。研究科の担当教員は、修士課程科目担当、修士課程研究指導担当、博士後期課程科目担当、博士後期課程研究指導担当に区分しており、それぞれの担当により職階、必要な業績数を定めている。資格審査は5年ごとに実施し、年度当初に研究科教授会で選任された3名の委員が担当する（根拠資



料6-10、根拠資料6-11、根拠資料6-12、根拠資料6-13、根拠資料6-14)。

各学位規程の目的に即した教員配置としては、学部教員組織が教育の役割分担と責任を有し、全学に関わる教育課程は科目に応じて原則専任教員が担い、大学院は大学院担当教員資格審査を受けた学部所属の教員が担当している。さらに、学部・大学院の教育課程における特殊性・専門性に配慮し、客員教授・特別任用教員・任期付教員・助教を配置している。また教員免許状資格課程をはじめとする種々の実習教育を担当する実習指導講師を関連するセンターに配置し、外国語科目を主として担当する契約教員等も配置している。なお、その他に必要なに応じて非常勤教員を任用し、教育課程の適切な運営のための教員組織を補完している(根拠資料6-15、根拠資料6-16、根拠資料6-17、根拠資料6-18、根拠資料6-19、根拠資料6-20、根拠資料6-21)。

なお、教員の年齢構成、国際性、男女比等教育上の必要性を考慮した教員組織の整備については十分とはいえず、新規採用人事において課題となっている。

教員の授業担当負担への適切な配慮に関して、専任教員の責任コマ数は、全学共通科目・専門基礎科目・学部専門科目の年間10コマ(半期5コマ)とし、大学院担当のコマ数は増担扱いとしている。役職者は年間6コマ(半期3コマ)もしくは、年間8コマ(半期4コマ)に減担し、授業担当の配慮をしている。特別任用教員は、年間8コマ(半期4コマ)と定め、教授会への出席の義務を負わない(根拠資料6-22、根拠資料6-16)。

学士課程教育における教養教育の運営体制については、通学課程は2019(平成31)年度より、通信教育課程は2020(平成32)年度より開始する新カリキュラムに向けて、全学的に編成される全学共通科目・教養科目、共通教育科目の編成および運営を審議するために2018(平成30)年4月1日より全学共通科目・教養科目編成運営委員会を設置した。この委員会は教育推進機構会議および生涯学習機構会議のもとに置き、構成員は教育推進機構長、生涯学習機構長、教育推進機構長が指名する共通科目コーディネータ、教育推進機構長が指名する各学部の教員各1名、生涯学習部長、教育推進課長、通信学務課長、教育推進部長および学務課長をもって構成している(根拠資料6-23、根拠資料6-24)。

### 点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の採用、昇任については、「教員選考委員会規程」「教員選考基準」「教員選考手続」「佛教大学大学院担当教員資格審査に関する規程」「文学研究科教員資格審査基準および審査手続に関する内規」「教育学研究科教員資格審査基準および審査手続に関する内規」「社会学研究科教員資格審査基準および審査手続に関する内規」「社会福祉学研究科教員資格審査基準および審査手続に関する内規」「昇任に関する基準についてのガイドライン」に従って実施している(根拠資料6-25、根拠資料6-2、根拠資料6-26、根拠資料6

## 第6章 教員・教員組織

－10、根拠資料6－11、根拠資料6－12、根拠資料6－13、根拠資料6－14、根拠資料6－27)。

本学の新規採用人事は、年度当初における学長発議をもとに学部、機構が検討、要望し、最終的に法人が採用枠を決定するという形式を取っている。具体的には年度当初の大学評議会において、学長は当該年度の人事計画、基本方針、留意事項、スケジュールを示し、各学部、各機構は、それを踏まえ、カリキュラムと科目担当の実情、学部教員組織の今後の方向性を検討し、次年度の教員人事(専門分野、職階)を要望する。学長はさらに学部、機構とのヒアリングを実施し、大学としての案を法人理事会で審議し、法人としての人事要望への回答が決定し、大学評議会において採用枠が報告される。その後、「教員選考基準」、「教員選考手続」に基づき、年度ごとに「専任教員(公募)採用手続きと雇用条件提示等について」を作成し、大学評議会において審議承認の後、透明性をもって進めている。その手続きは、概ね以下のような内容である(根拠資料6－28)。

＜専任教員(公募)採用の手続き＞

- ① 新規採用枠決定(大学評議会)
- ② 募集要項の確定(教授会・大学評議会)
- ③ 募集・応募
- ④ 書類審査(学部教員選考委員会・業績審査専門委員会)
- ⑤ 面接審査(学部教員選考委員会)
- ⑥ 採用候補者案策定(学部教員選考委員会・全学教員選考委員会)
- ⑦ 採用候補者の承認(教授会)
- ⑧ 条件提示(大学)
- ⑨ 法人決裁(大学評議会報告)
- ⑩ 採用通知

昇任人事は、在任中の講師、准教授に対して、「教員選考基準」に示す規定年数を充足しているかどうかを学部長が確認し、該当する教員に通知を行う。昇任審査を希望する教員は、履歴書および業績(学術論文、学術著書等)を添えて申請する。全学の教員選考委員会において、資格要件を確認し、充足していると確認された申請者は、学部長と教育推進機構長が選任した専門委員会の審査に付される。専門委員会は対象者の業績審査を行い、その結果を学部長に報告し、学部長は学部教員選考委員会を招集し、昇任の適否を審議し、全学の教員選考委員会に報告する。全学の教員選考委員会が昇任を適当とした場合、申請者所属の学部教授会に上程し、教授会で審議決定される。昇任が不適当となった場合、その通知を受けた申請者は、審議結果について異議がある場合、3週間以内であれば再審査を教育推進機構長に申請することができる。教員選考委員会委員長は教育推進機構長からの報告を受け、教員選考委員会を開催し、再審査の可否を審議する。再審査を可とした場合は、改めて専門委員が委嘱され、審査が行われる。再審査が否となった場合、当該学部長、教員選考委員会委員長、教育推進機構長は申請者にその結果を通知する(根拠資料6－2、根拠資料6－26、根拠資料6－27、根拠資料6－25)。

以上のように、教員の募集・採用・昇任等に関する規程や手続きを明確に定めており、それに基づいて教員人事を適正に行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学は昨今の大学をめぐる諸課題、大学運営上の諸課題分析のもと、大学構成員として教員に必要な教育研究、社会貢献や管理業務等に関する情報の共有や相互研鑽を図る目的で全学向けのテーマを設定し、学内外の講師招聘のもと教員研修会を年間3回から5回開催している（根拠資料6-29）。さらに、教員の質の向上を図るために、組織的かつ多面的なFD活動の支援のひとつとして「FD関連研修会参加支援制度」を設けている。この制度は、本学教員に対し全国で開催されるFD研修会の情報を提供し、その活動に対して参加費や交通費の支援を行う制度で、参加者には、参加報告書の提出が義務づけられており、参加者が得た情報はFD活動報告書を通して全学的に共有している（根拠資料4-100）。そうした中、歴史学部や教育学部、社会福祉学部における学部内FD研修会の積極的な開催等独自の取り組みも始まり、教員の教育能力の向上や学習成果の分析を踏まえた教育課程の開発や改善、その結果としての教育効果を高める授業方法の改善等に努めている（根拠資料6-30、根拠資料6-31、根拠資料6-32）。ただし、本学ではこうした教員の教育活動、研究活動、社会活動等については「研究者業績」として把握しているが、各教員の評価ならびにその結果を十分に活用するまでには至っていない（根拠資料6-33【ウェブ】、根拠資料2-32）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の整備については、毎年度新規採用枠の決定に際して大学全体の教員構成等を点検しながら、採用枠の決定を行い、大学設置基準や大学院設置基準を満たしている。また、教育課程における教員配置については、学部については教育推進機構会議および全学共通科目・教養科目編成運営委員会を、大学院については大学院委員会を経たうえで教授会において、その適切性について確認し、次年度の配置を行っている（大学基礎データ表1、根拠資料6-34、根拠資料6-35、根拠資料4-21、根拠資料4-11、根拠資料4-12、根拠資料4-13、根拠資料4-14、根拠資料4-15、根拠資料4-16、根拠資料4-17、根拠資料4-26、根拠資料4-27、根拠資料4-28、根拠資料4-29）。

FD活動については、大学全体あるいは学部ごとの取り組みを行っており、それらをまとめたFD活動に関する報告書等の冊子も作成している。また、取り組みの一部について

## 第6章 教員・教員組織

は事後に振り返りを行い、次年度の取り組みに反映させているが、すべての内容について点検・評価を行い、改善につなげるには至っていない（根拠資料6-36、根拠資料6-37、根拠資料6-38、根拠資料6-39）。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等に関する内容については、大学のデータベース等によって確認することができるが、その内容を踏まえた点検・評価は実施できていない（根拠資料6-33【ウェブ】、根拠資料2-32）。

### （2）長所・特色

教員組織の編制に関しては、2012年度に改革を行った機構制度にあわせて、各機構の役割を果たすために、機構会議に各学部の担当主任が参加する体制となり、そこでの役割も機構規程、機構会議規程で明確化した。これによって、機構の運営に学部が関わることになり、学部等の意向を踏まえて大学全体の運営や意思決定が円滑に行えるようになった。また、改革前に多数存在していた委員会等を5つの機構会議に集約することにより、学部・研究科における審議事項については、機構会議で審議した事項を、教授会、大学評議会で審議することになり、審議系統がスリム化された（根拠資料6-40）。

### （3）問題点

本学における大学執行部の人事計画は年度当初における発議を前提としたものであり、結果、学部、機構の人事要望も単年度ごとにならざるをえず、中長期的な計画的教員配置の整備に必ずしも十分に対応できる制度になっていない。したがって、現行の規定では中途退職等の場合、人事の継続性が人員補充の面で保ちきれない場合が生じている点が課題となっている。

また、教育課程における教員の配置については、教育推進機構会議、全学共通科目・教養科目編成運営委員会、大学院委員会を経たうえで教授会において、その適切性について確認しているものの、カリキュラムの主要科目・中心科目の専任教員の担当状況、授業の適正規模（受講者数）による運営、学部教員の年齢構成や男女比率等について点検・評価を十分に行えておらず、それらの指標を明確化する必要がある。また、学部運営、学生指導の状況、通信教育課程の適切な担当、計画的な教員研修の派遣、社会貢献活動への取り組み等、大学教員組織として求められる項目や指標を明らかにし、教員の活動を点検・評価し、公表する必要がある。

本学においては上述したように事務機構、教育機構、委員会制度の改編を行い、各学部に担当主任を置き、多くの委員会を5つの機構会議に集約し、審議系統の整理、スリム化を行った。しかしこれにより、機構を担当する学部担当主任の負担の増加につながった面がある。また現在、それぞれの機構で扱う新たな業務が増えること等により、役職者や学部執行部等一部の教員の負担になっている点が課題となっている。

#### (4) 全体のまとめ

教員組織の編制については、学部の改組改編等の中長期将来計画と人事整備計画とが表裏一体であることから、具体性をもった大学の将来計画を定め、大学が求めている教員像を明示したうえで、教員整備計画を策定していく必要がある。現在、大学評議会のもとに将来構想検討委員会が設置され、新学部、新学科の設置ならびに学部学科の再編についての検討を行っているが、その際、教員組織の編制についてもあわせて検討を行っていく。

また、新規採用人事の際には、教員の年齢構成、国際性、男女比等教育上の必要性を考慮し教員組織の整備に取り組んできているが、大学として、教員の年齢構成、国際性、男女比率等を教員組織編制のうえでどのように考えるかについて再検討し、明確化する必要がある。

また、教員の資質向上に関する取り組みについては、学生の実態把握のための「基礎学力調査」や「英語基礎力調査」等を行うとともに、授業改善の一助として「授業アンケート」を実施し、データの可視化を行ってきた。これによって、教員個々のミクロレベルのみならず、学部・研究科等のメゾレベル、大学全体のマクロレベルで教育活動における組織的改善を試みてきている。一方で、教員の研究活動の活性化を図る取り組みや、社会貢献等の教員の求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みについては十分には実施できておらず、課題となっている。

以上のことから、教員組織の編制については、教員採用・昇任、教員の資質向上の取り組みは概ね適切になされているが、教員組織の編制方針、求める教員像については具体的な方針が示されているとはいえず、さらなる改善の取り組みが必要であると判断する。

## 第6章 教員・教員組織

## 第7章 学生支援

## (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生支援に関する方針については、「佛大 Vision2022」の〈将来ビジョン〉の①・②・③に到達目標を示し、〈ビジョンの実現に向けた基本方針〉の1教育-3・5・6、2学生支援-1・2・3・4に基本方針と施策を明示している。そこでは、大学の主役である学生が、生き生きとしたキャンパスライフを送ることができるように、学生の視点に立って、〈学習支援・生活支援・課外活動支援・就職支援・健康支援〉等一連の学生支援に関して、入学から卒業までこれらを一貫して行う体制を構築して取り組むことを明示し、学生支援を推進している。

また、通信教育課程の学生支援に関しては、〈ビジョンの実現に向けた基本方針〉の5生涯学習-2に基本方針と施策を明示している。そこでは、ICTを全面的に活用した〈eラーニング〉のスタイルを基盤とする課程への改革、多年にわたり培ってきたスクーリングの長所を活用しながら、「生涯学習センター」において提供されるプログラムや講座を補完した新しい生涯学習のあり方の提供、生涯学習の多様な教育プログラムにおいて学ぶ学生に対する学習サポートのさらなる充実等を明示し、それらの取り組みを推進している（根拠資料1-26）。また、それらの方針等については、大学ホームページに掲載するとともに、教職員には冊子を配布し学内で共有している（根拠資料7-1【ウェブ】）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応

・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

・学生の相談に応じる体制の整備

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

大学の方針に基づき適切な学生支援を行うために、通学課程では、教育・研究組織として学生支援機構を置き、同機構を運営するための事務組織として学生支援部を置いている。各学部から学生支援担当主任として教員が1名ずつ選任され、学生支援機構会議のメンバーとして、各学部の学生支援の中心となっている。また、各学科単位で学年担当教員を配置している。教育・研究組織としての学生支援機構には、教職支援センター、福祉教育開発センター、保健医療技術実習センター、健康管理センター、学生相談センターの各センターと学生支援推進室を設置している。このうち、学生および教職員の健康管理を行う健康管理センターと、心のケアを行う学生相談センターが、専門の支援部門として関連部署と有機的に連携しながら学生生活の総合的な支援を行っている。さらに、障がい学生を含む多様な学生への総合的な学習支援を行うために、これまでの学修支援室を2018(平成30)年4月より学生支援推進室に改めるとともに、学生支援課内に「学生総合相談窓口」を設置した。また、教育推進機構に国際交流センター、宗教教育センターを置いている（根拠資料7-2、根拠資料7-3、根拠資料4-45）。

学生支援部には、主に履修・学習・生活・課外活動に関する支援を行う学生支援課、進路就職支援を行う進路就職課、教員免許状・博物館学芸員・図書館司書資格取得および教員養成に向けた支援を行う教職支援課、社会福祉士・精神保健福祉士・保育士資格取得および養成に向けた支援を行う福祉実習課を置いている。また、二条キャンパスにおける学生支援を行うために、二条キャンパス事務部に二条キャンパス事務課を置くとともに、理学療法士・作業療法士・看護師資格取得および養成に向けた支援を行う保健医療技術実習課も置いている。その他、教育推進部には、留学に関する支援や、外国人留学生に関する支援を行う国際交流課、宗教情操教育や浄土宗教師資格取得および養成の支援を行う宗教教育課を置いている（根拠資料7-4）。

これら学生支援機構および教育推進機構内の各種センターと各事務組織、各学部教員が連携しながら総合的に学生の教育・支援にあたっている。大学院の支援体制についても学部と同様の体制で行っている。

通信教育課程では、教育・研究組織として生涯学習機構を置き、同機構を運営するための事務組織として生涯学習部を置いている。各学部から生涯学習担当主任として教員が1名ずつ選任され、生涯学習機構会議のメンバーとして、各学部の通信教育課程の学生支援



の中心となっている。生涯学習部には、通信総務課、通信学務課、通信学生課を置き各種支援を行っている。また、学習相談室を配置し、学習計画の立て方や進め方が分からない学生に対して相談員により個別面談・郵送・Eメール・FAXでアドバイスを行っている。なお、就職および進路支援については、学部（本科）生を対象に学生支援部進路就職課で就職相談等を行い、実習に関わることは、学生支援部教職支援課および福祉実習課が窓口となり支援を行っている（根拠資料7-4、根拠資料4-63）。

大学全体としての学生支援体制は以上のとおりであるが、独自に学生支援の体制を構築して取り組みを行っている学部がある。例えば、歴史学部では、組織的に学生支援を展開するため、2014（平成26）年より学生支援委員会を設置し、学生支援委員会だけでは判断できない問題は、同年に設置された学部教育検討委員会に上程し、事案によっては教授会へ上程して学部全体で対応する体制を整えている（根拠資料2-45）。社会学部では、2007（平成19）年度に学生支援GPとして採択された「縁（えにし）コミュニティによる離脱者ゼロ計画」に基づき支援上回生（上級生）のグループが組織され、年に2回、定期的に社会学部教員と支援上回生が意見交換会を開催し、学習面ばかりでなく学生生活面でも、新入生への支援を行っている（根拠資料2-47）。社会福祉学部では、「社会福祉学部運営方針」（2017年度）、その点検・評価、「2018年度運営方針」の中で、学生支援の方針、方法、取り組みを明らかにしている。学部執行部を中心に、全体状況を執行部会議で把握し、支援の基本的方針・方向性を定めるようにしている。学修・学習に関する支援、学生生活・進路に関する支援、＜生きづらさ＞、＜困難さ＞に関する支援等対象課題別に、主要なケースを検討し支援する体制をとっている（根拠資料2-48、根拠資料7-5、根拠資料7-6、根拠資料2-40）。

学生の修学に関する適切な支援のうち、学生の能力に応じた補習教育、補充教育に関しては、全教員がオフィスアワーを設定し、学習方法や授業に関する質問・相談を中心とした内容について学生が自由に相談できるようになっている。その他に、各学部学科でも、学生の能力に応じて必要とされる補習教育や補充教育を展開している。例えば、教育学部では、統計や実習授業に関して学生の理解度に差があることが多く、臨床心理学専攻の大学院生をTAとして採用し、授業内、授業外での指導に当たっており、保健医療技術学部では、補習・補充教育が必要な学生を把握し、学部内で支援体制を構築している（根拠資料7-7【ウェブ】、根拠資料2-46、根拠資料2-49）。

学生の自主的な学習を促進するための支援として、学生が教員採用試験や種々の国家試験の受験対策等の学習をグループで自主的に行う場合に、「自主学習団体」としてその活動を認め、施設（教室）確保や備品の貸与等を行っている（根拠資料7-8、根拠資料7-9）。

通信教育課程では、全国各地で学ぶ学生の学習支援として、全国10ブロック43支部において「学習会」を開催し、学生同士の情報交換を行っている。また、学生が組織する学友会の主催により、本学の専任教員が各地に出講する学習会も開催している。その他、レポートの提出が進まない学生に対し、「レポートの書き方学習会」を定期的に本学で開催している。また、全国の10ブロックに数名の学習サポーターを配置し、学生の相談に応じている（根拠資料4-63、根拠資料4-66、根拠資料4-67、根拠資料7-10）。

多様な学生に対する修学支援のうち留学生支援については、国際交流センターや国際交

## 第7章 学生支援

流課において学習や生活等総合的な支援を行っている。短期交換留学生には、学習支援制度を設けている。また、留学生行事として、スピーチコンテスト、研修旅行、留学生交流会、送別会等を実施し、日本人学生との交流の機会を設けている。必要に応じて国際交流センター部門担当教員による学習面および生活面全般の相談も行っている。その他に、留学生を対象とした学生寮の設置による環境の整備、学費減免制度や奨学金制度も整備している（根拠資料7-11、根拠資料7-12、根拠資料7-13、根拠資料7-14、根拠資料7-15、根拠資料7-16、根拠資料7-17、根拠資料7-18、根拠資料7-19、根拠資料7-20、根拠資料7-21、根拠資料7-22）。

障がいのある学生に対する支援については、障がいの内容に応じた修学上の支援と学生生活における支援を行っている。障がいのある学生の修学支援を行うにあたっては、統括的なコーディネートを行うことを目的として学生支援課に専門員を配置し、教員および学内関連機関との調整・連携のもと対応している。特に、障害者差別解消法の施行を受け、2017（平成29）年4月に「佛教大学障がい学生支援ガイドライン」を制定し、障がい者就学委員会を改めて障がい学生支援委員会を設置し、障がい学生の現状把握や支援検討を行っている。また、学生支援課専門員は、授業や定期試験時における学生の要望を十分に聞き取り、合意形成を行ったうえで、担当教員への配慮調整・依頼を行っている。また、障がいのある学生に対して、本学の学生がサポーターとしてノートテイク等の支援を行っている（根拠資料7-23【ウェブ】、根拠資料7-24【ウェブ】、根拠資料7-25:）。その他に、各学部学科でも、障がい学生の支援に対する取り組みを行っている（表7-1）。

【障がい学生に関する学部の取り組み一覧】（表7-1）

学部	取り組み内容
仏教学部	・発達障がいの学生に、同分野の大学院生をサポーターとして配置、生活面と学習面でサポート。
文学部	・障がいのある学生などに対して、学科には修学支援を行うシステムがないが、相談に来た場合は積極的に受け入れ、学内の所管部署（学生支援課、国際交流課、学生相談室）に繋いでいる。 ・少人数学科の利点を活かし、支援担当者や学年別担任、その他、学科の選任教員のみならず、学科科目を担当する非常勤講師まで総て含めた全学科体制で、個々の学生を観察し、ケアが必要な学生を支援している。
歴史学部	・学部在籍の障がい学生への支援は担当部署と入学前・在籍中と情報を共有し配慮依頼などを個別に依頼している。当該学生が不利益を被ることのないように、2016年、学部の障がい学生受け入れ方針を障がい学生就学委員会に提出、同年、学部人権研修会にて障がい者差別解消法の理念と合理的配慮に関する理解促進をはかった。
教育学部	・障がいのある学生に対する就学支援は大学の「障がい学生支援」ガイドラインに基づいて行っている。 ・障がいのある学生に対する修学支援：視覚障害、身体障害、精神障害のある学生への授業中への必要な配慮として、大学の学生支援部からの情報を

学部	取り組み内容
	学科連絡会で共有しつつ、授業担当者への連絡、フィードバック等を行っている。 ・障がいのある学生に対する修学支援：視覚障害、身体障害、精神障害のある学生への対応に関しては、もともとそれらの障害に関わる支援を専門領域としている教員が学科内に多いため、専門的な観点から支援について協議がなされている。
社会学部	・障がいのある学生・成績不振の学生・留年者・休学者・退学希望者等に対して、学部教授会で情報共有したうえで、必要に応じて、ゼミの指導教員、学生担当主任や学科の学生担当より当該学生に対して面談を実施する等の支援を行っている。
社会福祉学部	・「学部運営方針3」（支援・配慮が必要な学生について、学生支援部との連携、集团的協議を踏まえた支援の実施。教員の相談対応）にそくして、障がいのある学生に対する修学支援を進めた。ハード面での支援、サービス面の支援は学生支援部に依頼し、実施した。
保健医療技術学部	・障がいのある学生に対する支援は、本学の基本方針に則り実施している。さらに、保健管理室が発行する健康カードの提示により配慮と支援を行っている。特に、本学の特殊性として、演習や実習においては特別な配慮が困難であるため演習・実習内容を予め学生に提示し医師の指示を仰いで遂行の可否を相談の上、決定している。また、学外実習の修学に関しては、学生個々の心身の状態に応じて教員と実習指導講師が個別に対応している。

(根拠資料 2-43、根拠資料 2-44、根拠資料 2-45、根拠資料 2-46、根拠資料 2-47、根拠資料 2-48、根拠資料 2-49)

学習の継続に困難を抱える学生への対応のうち、成績不振の学生の状況把握と指導については、教員と職員が一体となって取り組んでいる。学部の低単位学生・不登校学生への支援については、学生支援推進室（2017年度までは学修支援室）を中心に、学年ごとに定めた最低修得単数に達しているかどうかによって対象者を抽出し、各学部学科や総合相談窓口等で学習に関わる支援を行っている。修得単位数が極めて低い学生に対しては、学生支援推進室が学部学科へ情報を提供し、問題のある学生に対する対応を依頼している。これを受けて、各学部学科では、ゼミ担当教員等が面談を行う等の対応を行っている（根拠資料 7-26）。また、留年者および休学者、退学者等の学籍異動者の状況把握については、学期ごとに学生支援課より学生支援機構会議を経て、教授会に上程し審議している。学籍異動を希望する学生に関しては、学生支援課職員との面談後、各学部の学生支援担当主任もしくは学科の学生支援担当者との教員面談を実施し、異動希望理由等の状況把握を行っている。大学院に関しても、学部と同様に学生支援課職員との面談後、専攻主任との教員面談を実施し、異動希望理由等の状況把握を行い、学生支援課より大学院委員会を経て、教授会に上程し審議している。なお、各学部学科においては、学生支援課からの情報提供

## 第7章 学生支援

を受けて、個別に学生を呼び出す等の対応を行っている（表7-2）。

【成績不振学生および学籍異動希望学生に関する学部の一覧】（表7-2）

学部	取り組み内容
仏教学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>学部全学生の成績を把握し、不振者には本人と学費支弁者との三者面談を実施している。</li> </ul>
文学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績不振の学生については、学生支援課（学生支援推進室）が中心となり、学科の学生支援担当教員や、時にはゼミ担当教員も面談を行う等の支援を行っている。</li> <li>留年者・休学者については、少人数学科の利点を活かし、学生支援担当者や学年別担任、その他、学科の専任教員のみならず、学科科目を担当する非常勤講師まで総て含めた全学科体制で、個々の学生を観察し、学科の学生支援担当者が面談を行う等、ケアが必要な学生の支援を行っている。</li> </ul>
歴史学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績不振学生の情報は学生支援課より情報を得て、ゼミ教員、1年生・2年生ゼミ合同連絡会議等で確認し、学生支援担当主任が電話連絡をとる等修学・生活支援を行っている。早期離脱抑制のため、1年生・2年生ゼミの再履修クラス登録は、科目担当教員と学生支援担当主任出席の再履修科目説明会を学期ごとに行い、該当学生へ履修状況や学生生活のヒアリングをしたうえで、履修上の注意を行っている。</li> <li>留年生・休学者の状況把握は、学生支援課より情報提供を受け、個別に電話連絡や呼び出しのうえで修学・学生生活の留意点等を支援している。4年生以上に関しては、学生支援課からのリストに従い、学生支援担当主任が該当学生へ電話連絡等を試み、個別面談や履修指導、ゼミ担当教員への連絡を行っている。</li> </ul>
教育学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績不振の学生の状況把握を毎年学科内で行っている。学科連絡会の中で「授業への出席が少ない学生」「修得単位数が少ない学生」「気になる学生」「長期病欠の学生」について、学科の教員間で情報を共有し、その対応についてはゼミであればゼミの指導教員、ゼミ配属前の学年であれば学生支援担当から学生に連絡する等の対応を行い、その後学科連絡会で状況の共有化を行っている。また、それらの情報を共有する中で「病欠」によりやむを得ず授業を欠席している学生に対しては、その授業を担当している教員が課題提出等で欠席を補完する等配慮を行っている。</li> <li>卒業延期学生に関しては、学科連絡会にて、卒業研究ゼミ担当教員と教務担当者を中心として状況把握と対応がなされ、学科連絡会にて報告を行っている。</li> <li>退学希望者については学生支援部に退学届が先に提出された後に学生支援担当者と面談する機会が多いが、退学か学業継続かを迷っている段階で学科の教員に相談する場合は、相談された教員から、学科連絡会にて報告され、対応を協議している。</li> </ul>

学部	取り組み内容
社会学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績不振の学生・留年者・休学者・退学希望者に対して、学部教授会で情報共有したうえで、必要に応じて、ゼミの指導教員、学生担当主任や学科の学生担当より当該学生に対して面談を実施する等の支援を行っている。</li> </ul>
社会福祉学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生支援部から担当主任への情報をもとに、成績不振にある学生にはガイダンスとその後の個別相談で履修指導を行うことや、履修登録する授業クラスに工夫を行い専任教員が状況を把握しやすいように工夫をしている。</li> <li>留年者および休学者の状況把握、退学希望者の状況把握については、学生支援部からの連絡を受けた後、個別面談等を行っている。</li> </ul>
保健医療技術学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>進路選択に悩みを抱え、修学意欲が低下している学生に対しては、教員によるきめ細やかな個別指導により学生の抱える問題を把握し、学習支援や生活支援を行っている。</li> <li>留年、休学希望といった課題を抱える学生に対しては、学期ごとに履修状況、出席状況、成績をすべて把握し、個別面談を実施し、早期に対応を行っている。進路変更希望者には学内での転学部制度の利用、または、通信教育課程への転入等の情報提供を行い、進路相談を実施している。</li> <li>退学希望の学生に対しては、個人面談を実施し、早期に対応を行っている。進路変更希望者には学内での転学部制度の利用、または、通信教育課程への転入等の情報提供を行い、進路相談を実施している。</li> </ul>

(根拠資料 2-43、根拠資料 2-44、根拠資料 2-45、根拠資料 2-46、根拠資料 2-47、根拠資料 2-48、根拠資料 2-49)

学生に対する経済的支援に関しては、学部では、入学試験や学業成績、課外活動等における優れた実績を有する学生に対する育英を目的とした褒賞型の大学推薦制の奨学金制度と、経済的支援を主たる目的とした複数の公募制の奨学金制度を設けている。また、不測の事態により学費納入に支障をきたした学生を対象とする「学資給付金」制度や、自然災害による罹災状況に応じて給付を行う「災害奨学金」制度を設けている。さらに、2015（平成 27）年度には経済的理由による修学困難な学生に対して修学支援を行うことを目的とした修学奨励奨学金として「佛教大学教職員互助会奨学金」制度を新設した。大学院では、「佛教大学大学院奨学生奨学金」制度を設けている。また、研究者となるべき将来性豊かな人材を育成するため、一定の研究費を助成することを目的とした「特定分野研究助成金」として、仏教学専攻に「雲井昭善奨学金」、社会福祉学専攻に「渡辺千壽子奨学金」を、2012（平成 24）年度に新設した。さらに、大学院生の研究を促進するために、研究支援費の制度も整備している（根拠資料 7-27、根拠資料 7-28、根拠資料 7-29）。

また、通信教育課程の学部生に対する奨学金制度として、人物・成績優秀な学生に給付する「佛教大学通信教育課程奨学金」、非常災害により被災した学生に対して給付する「佛教大学通信教育課程特別奨学金」、学部（本科）生で経済的理由により修学困難が認められる学生に対して給付する「佛教大学教職員互助会奨学金」がある。さらに、通信教育課程の大学院生に対する奨学金制度として、「佛教大学大学院通信教育課程奨学金」制度を設け、学業・人物ともに優秀な学生に対して学資の給付を行っている（根拠資料 7-30、根拠資

## 第7章 学生支援

料7-31、根拠資料7-32、根拠資料7-33)。

学生の生活に関する適切な支援のうち、心身の健康、保健衛生等に関わる指導、相談については、学生相談センター、健康管理センターを設置し対応を行っている。学生相談センターでは、学生の心の健康、心のケアによる支援の充実を目指すとともに心の悩み以外にも学生の“キャンパス内での居場所”づくりにも細やかな対応を行い、健康管理センターでは、充実した学生生活を送るため、心身ともに学生の健康保持増進を目指してさまざまな取り組みを行っている。また、学内にはAED（自動体外式除細動器）を設置し、救命の応急手当対応に備えて講習会も実施している。その他に、2018年4月より学生生活全般について“なんでも”相談できる場所として、学生支援課内に「学生総合相談窓口」を設置した。また、相談内容に応じて、学生相談センターや健康管理センター等の専門部署や学部教員、関係部署等につなぎ、時には保護者や学外諸機関等とも連携をとりながらチーム支援を行っている（根拠資料3-8【ウェブ】、根拠資料3-7【ウェブ】、根拠資料7-34、根拠資料7-35）。

ハラスメント防止のための体制整備に関しては、人権に関わる重要事項を審議するために、人権委員会を設置している。また、人権に関する啓発・教育および研修を行い、人権意識の高揚に努めること、ハラスメント等の人権侵害に関する相談と救済に取り組み、人権を大切にする環境を醸成することを目的として佛教大学人権教育センターを設置している。同センターに相談窓口を設置し、教職員の中から選任された複数名の相談員と学外専門相談員が相談に応じている。一方、ハラスメントの防止に向けては、佛教大学のハラスメントに対する基本的な考え方を「佛教大学におけるハラスメントに関する指針」として明示し、この指針に基づいて、ハラスメント等の人権侵害に関する対応を行っている。また、同センターは、学生を対象とする人権セミナーの開催、「人権教育センターだより」の発行等の人権啓発・人権教育活動を行うとともに、ハラスメント防止リーフレットの作成、ハラスメント相談員の研修会、学生・教職員を対象としたハラスメント防止や人権に関する研修会の開催等の活動を行っている（根拠資料7-36、根拠資料7-37、根拠資料7-38、根拠資料7-39、根拠資料3-19【ウェブ】）。

学生の進路に関する適切な支援を行うための体制としては、学生のキャリア支援と進路就職支援にかかる業務や事業を、学生支援部進路就職課において行っている。進路就職課には、キャリア・アドバイザーを配置し、紫野キャンパスと二条キャンパスにおいてキャリアや進路就職に関する面接相談を行っている。また、2017年度12月からは本学生涯学習センター（四条センター）においても同様の面接相談を行っている。その他、大阪就職支援サテライトにおいても面談を受けられる体制をとっている。なお、通信教育課程でも、進路調査票を提出した学部（本科）生に対し、進路就職課において対応している（根拠資料7-40、根拠資料7-41、根拠資料7-42【ウェブ】、根拠資料4-63）。

本学学生の就職先が多岐にわたっていることから、一般的包括的なアドバイスができるキャリア・アドバイザーと、公務員および教員分野に特化したキャリア・アドバイザーを配置している。その他に、京都新卒応援ハローワークとの連携により、4年生への就職活動支援として、キャリア・アドバイザーの派遣を週4回受けている。なお、キャリア面談予約は、Webから24時間申し込み可能であり、学生は自宅等から、いつでも申し込み手続きができる。その他、進路が確定した4年生が、一般企業・教員・公務員等の各自の就

職活動の体験をもとに、3年生以下の後輩に対して具体的なアドバイスを行うリクルートチューター制度を導入している。就職活動がほぼ終了した時期に、平日の昼休みの時間帯に行う「ランチミーティング」や、リクルートチューター企画・主催によるセミナーを開催している（根拠資料7-43）。また、通学課程の学部生の教育課程においては、全学共通科目系列のキャリア系科目を設けており、インターンシップ科目を一般企業と教育職に分けて開講し、「入門ゼミ」においてもキャリア教育に関する導入教育を実施している（根拠資料1-12、根拠資料7-44）。その他にも、資格・講座サポートコーナーを設置し、正課において取得できない資格の取得や授業以外の知識が必要となる公務員や教員試験対策等を中心に講座を開講している。なお、これらに加えて、低学年からの進路への意識づけやキャリア形成の強化を目的として、2016（平成28）年度より「就活スイッチ講座」を1・2年生対象に開講している（根拠資料7-41、根拠資料7-45）。

進路選択に関わる支援やガイダンスの実施については、就職全体ガイダンスあるいはセミナーとして年間を通して開催している。また、一般企業・公務員・教員・社会福祉・保健医療分野等分野別にガイダンスおよびセミナーも開催している。さらに、就職活動開始に際しては、大学内において合同就職説明会を開催している。加えて、実際の就職活動を見据えた取り組みとして、人事経験者を講師に招き、面接対策合宿も年1回、1泊2日で開催している。なお、本学では、UIターン就職活動の支援を行うことを主たる目的として、大学と自治体との就職協定の締結を推進している（根拠資料7-44、根拠資料7-41、根拠資料7-46、根拠資料7-47、根拠資料2-32）。その他、一部の学部においても、独自の体制を整備し取り組みを行っている（根拠資料2-43、根拠資料2-44、根拠資料2-45、根拠資料2-46、根拠資料2-48、根拠資料2-49）。

学生の正課外活動については、正課とならんで人材育成のための重要な教育活動と位置づけ、学生の多様な課外活動への参加を奨励し、その活動を支援している。例えば、課外活動において卓越した成果をあげ、本学の榮譽を高めた学生または課外活動団体を表彰する制度や、課外活動を行ううえで必要な経費の一部を援助する課外活動援助金制度を設ける等、課外活動を活性化させるための取り組みを行っている。現在、課外活動団体としては、体育会本部所属団体27、文化会本部所属団体24、応援団本部所属団体3、報道本部所属団体2、無所属公認団体37の計93団体を公認している。それらに加入している学生は延べ3,338名で、学部生の約53%が公認団体に加入している。これらの公認団体は、本学の専任教職員の顧問を必須とし、さらに各団体の状況に応じて学内外の指導者を置き、活動の充実を目指すと同時に安全管理に努めている。顧問・指導者に対しては、毎年「顧問・指導者会議」を開催し、本学の課外活動支援に関する方針の周知を行っている。また、校名周知と大学に対するモラルの高揚を目的として、硬式野球部、陸上競技部女子中長距離部門を強化指定団体として支援している。なお、これらの公認団体のほかに、学友会機関である中央執行委員会や、代議員会特別委員会である鷹陵祭実行委員会や紫櫻祭実行委員会に参加している学生も多い（根拠資料1-26、根拠資料7-48、根拠資料7-49、根拠資料7-50、根拠資料7-51、根拠資料7-52【ウェブ】）。

学生のボランティア活動についても社会連携センター学生ボランティア室で支援を行っている。具体的には、ボランティアフェスティバルの開催、機関紙の発行、学生企画まちづくりプロジェクトの募集、佛教大学ボランティア支援金の募集等を行っている。さらに、

## 第7章 学生支援

学校支援ボランティアについても、本学と各地の教育委員会との協定により、学校・園での教育活動支援を行う際の手続き等支援を行っている(根拠資料7-53、根拠資料7-54、根拠資料7-55、根拠資料7-40、根拠資料4-63)。

その他、学生の要望に対応した学生支援の取り組みとして、学生と教職員からなる大学協議会において、学生からの意見聴取を行っている(根拠資料7-56)。

**点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性についての定期的な点検・評価については、通学課程の学部生および大学院生を対象として、2年に1度、学生生活実態調査を実施し、学生生活の実態と意識を把握するとともに、福利厚生および教育上の課題解決等、学生支援の取り組みの適切性を検証するための基礎資料としている。調査結果は、学生支援推進室会議や課長会等で検証を行い、必要に応じて改善改革を行っている(根拠資料7-57、根拠資料7-58、根拠資料7-59)。また、通信教育課程では、学生の自主活動団体である学友会が、学習環境改善のための活動の一環として毎年度行っている「佛教大学通信教育課程への要望書」を受け取り、要望に対する回答書を作成するとともに、要望書の内容から学生の実情を把握し、学習支援業務のあり方の改善につなげている(根拠資料7-60)。

さらに、通学および通信教育課程の大学院生を対象として、教育推進部教育推進課により、毎年、「大学院の教育・研究環境に関するアンケート」を実施している。その結果は大学院委員会を経て、大学院各専攻や関連事務局で共有され、改善に向けた検討の資料としている(根拠資料4-101)。また、一部の学部・研究科においても、独自に点検・評価を行い、改善に向けた取り組みを行っている(根拠資料2-45、根拠資料2-46、根拠資料2-48、根拠資料2-49)。

### (2) 長所・特色

学生支援を行うための体制として、学生支援機構を設け、各学部から学生支援担当主任として教員が選任され、学生支援機構会議のメンバーとして、各学部の学生支援の中心となることにより、大学全体の組織的な取り組みを各学部と共有するとともに、学部独自の取り組みを大学全体として支援する体制が構築できている。例えば、成績不振学生の抽出と学部における対応や、2019(平成31)年度から実施予定の出席管理システムによる不登校傾向の学生の抽出と対応等において、他学部における取り組みを共有することで、各学部の取り組みを検討する際に多様な視点に立って、より効果的な対応を検討することができる体制となっており、今後の効果が期待できる(根拠資料7-61)。

また、学部独自の取り組みとして、仏教学部では、発達障がいの学生に対して、仏教学



専攻の大学院生をサポーターとして配置し、生活面と学習面で支援したことで、当該学生を卒業まで支援することができた（根拠資料2-43、根拠資料7-62）。歴史学部では、進路就職課・教育推進課と連携し、1・2・3年生ゼミにおいてキャリア教育を実施し学生のキャリア支援を実施し成果をあげている（根拠資料2-45）。社会福祉学部では、「社会福祉学部運営方針」に基づき、学部としてのキャリア教育・相談の構築を目指し、進路就職課と連携した就職ガイダンス、卒業生ゲストからの学びや、ワークルールの学習等に取り組んでおり、キャリア形成に役立っている。また、原爆展、絵本展、「地域福祉フィールドワーク」、「福祉現場インターンシップ」、「京都府北部インターンシップ」を実施しており、これらの正課外の教育を正課の学習と結びつけ拡充している（根拠資料2-48）。保健医療技術学部では、学生が入学前にもっていた大学生活への期待や、理学療法士・作業療法士・看護師に対する職業観と入学後の学習内容や職業に対する認識との乖離を少なくするために、就職ガイダンスおよびセミナーに現職者を招き、学生が学習の重要性や職場の現状を理解することを促す体制が充実している（根拠資料2-49、根拠資料7-63、根拠資料7-64、根拠資料7-65【ウェブ】）。

ハラスメント防止に向けての取り組みについては、上述のとおりさまざまに実施しているが、特に人権委員会のもとに設置されたハラスメント実態調査委員会が中心となり、2017年度秋に、学生・非常勤を含む教員・職員に対して、全学的なアンケート調査を実施した。その結果をハラスメント実態調査委員会が詳細に分析し、2017年度末に、「ハラスメント実態調査中間報告」を提示し、2018年度には、学内における報告会を開催するとともに、最終報告として『ハラスメント実態調査報告書』を取りまとめた。これにより、本学におけるハラスメントの実態が浮き彫りにされ、今後のハラスメント防止策の検討や対応に効果が見込まれる（根拠資料7-66）。

### （3）問題点

学生支援に関する取り組みは大学全体、各学部ともにさまざまに行っているが、方針の内容や各種支援の取り組みは、学部生が中心となっている。一方、2015年度の大学院改組時に大学院生に関する支援内容について一部見直しが行われたが、全体としては不十分であり課題となっている。今後、学生支援の方針について、大学院委員会において、大学の方針に基づきながら大学院生支援の内容を充実すべく検討を行うことが必要である。

### （4）全体のまとめ

本学の学生支援に関しては、上述のとおり、「佛大Vision2022」において学生支援の方針を明示している。この方針に基づき、入学から卒業まで一貫して支援する体制を整備してきた。大学全体としては、学生支援機構と生涯学習機構およびそれらの機構を支える担当事務局が中心となって取り組みを進めている。また、各学部においても大学全体の取り組みを踏まえて、学生支援に関わる独自の取り組みを展開している。

大学の方針に基づき、学生支援の取り組みをさまざまに展開しているが、昨今の情勢を踏まえると、学生を取り巻く状況や学生の気質が著しく変化することが予想される。した

## 第7章 学生支援

がって、学生支援の質を向上させ、より満足度の高い学生支援を行うためには、常に学生のニーズや実態を的確に把握するための取り組みを充実させていく必要がある。また、学生支援に関する取り組みは学部生が中心となっており、大学院生に対する支援のあり方や留学生支援を行う所管部署については今後の検討課題となっている。

以上のことから、いくつかの課題は残されているものの、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送るうえで必要となる学生支援については、適切に進めているものと判断する。

## 第8章 教育研究等環境

## (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

教育研究等環境の整備に関する方針については、「佛大 Vision2022」の〈将来ビジョン〉の④・⑧に到達目標を示し、〈ビジョンの実現に向けた基本方針〉の1教育-3・6、2学生支援-1・3、3研究-1・2・3・4、6管理運営-6・7・8に基本方針と施策を明示している（根拠資料1-26）。そこでは、仏教精神を建学の理念とした本学が取り組むべき教育研究、学生生活を支えるキャンパスづくりを目指す内容としている。また、それらの方針については、大学ホームページに掲載するとともに、教職員には冊子を配付し学内で共有している（根拠資料7-1【ウェブ】）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

教育研究等環境の整備に関する方針に沿って、本学は「紫野校地」「岩倉校地」「広沢校地」「原谷校地」「園部校地」「二条校地」等を整備している。そのうちで、「岩倉校地」「広沢校地」「園部校地」には運動場を設けている。これらの校地および校舎面積は、大学設置基準を上回っている（根拠資料8-1【ウェブ】）。特に、「紫野校地」に関しては、2012（平成24）年の開学100周年を機に紫野キャンパスリのリニューアルを行い、学生の自主学習スペースを増設した。また、「二条キャンパス」においても同様に、学生の自主学習を促進するためにさまざまな形態のラウンジを配置する等して学生の学習環境整備を大きく進めた。あわせて全館へのネットワーク環境の構築を進め、各研究室へのPCの配備、各教室でのPC利用環境の整備、無線LANの増設ならびに主要教室へのプロジェクター等の配備が完了している。また、「紫野校地」「二条校地」ともにオープンスペースに学生用P

## 第8章 教育研究等環境

Cを408台、プリンターを21台設置して、学生の自主的な学習を促進するための環境整備を行っている(根拠資料8-2)。さらに「紫野校地」7号館に学習情報プラザを設置し、学生の自主学習を促進している(根拠資料8-3【ウェブ】)。また、「佛大Vision2022」に掲げた全学的なICT化の推進の一環として、教育や学生支援を行うためのシステム(B-net)を、通学課程は2018(平成30)年度から導入し、通信教育課程は2019(平成31)年度から導入を予定している(根拠資料1-26)。

施設設備等の維持管理や安全および衛生の確保は、学内巡回による確認を行い、各方面からの提供情報の迅速な確認と対応を行っている。また、各校地においては「佛大Vision2022」に掲げたユニバーサルデザインへの配慮、安心安全で快適なキャンパスの構築の一環としてバリアフリー対応を行い、特に1号館においては「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第6条第4項規定」による検査適合を受けている(根拠資料1-26、根拠資料8-4)。

情報倫理確立に関する取り組みとして、「佛教大学セキュリティポリシー」を策定し、ホームページに掲載し、教職員に周知徹底をしている(根拠資料8-5【ウェブ】)。また、適宜、情報処理推進機構や官公庁等からの提供情報の周知を行っており、学生については、必修の全学共通科目「コンピュータ・リテラシー」において、情報リテラシー教育を実施している(根拠資料8-6)。また、「佛教大学個人情報保護に関する指針」を明示し、個人情報保護についての教育啓発活動を行うとともに、個人情報を取扱う部門ごとに個人情報保護管理責任者を置いて、個人情報の適切な管理に努めている(根拠資料8-7【ウェブ】、根拠資料8-8)。

**点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。**

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学は、紫野キャンパスに佛教大学附属図書館、二条キャンパスに二条キャンパス図書室を設置している。2018年5月1日現在の蔵書数は、一般教育図書185,214冊、専門教育図書847,602冊、貴重書2,284冊の合計1,035,100冊となっており、紙媒体資料に加え、電子資料の整備も進めている(大学基礎データ表1)。学術雑誌については、大学図書館コンソーシアム連合JUSTICEの枠組みを利用して、必要な資料収集に努めている。また、国立情報学研究所が提供するオープンソース型学術コンテンツを積極的に提供しているほ

か、NII-REO の提供する有償コンテンツに関しても、デジタルアーカイブを購入して利用者に提供している。学術情報へのアクセスに関しては、図書館ウェブサイト BIRD を運営して必要情報に迅速に到達できる体制を整えている。2017（平成 29）年度の BIRD トップページへのアクセス数は年間 23 万件に及んでいる（根拠資料 8-9【ウェブ】、根拠資料 8-10）。また、京都府内公立図書館・読書施設等との間で「京都府立図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）」を利用した連携は、試行を経て 2018 年 4 月より本格稼働している（根拠資料 8-11）。図書館資料を学生の学習に供するために、2010（平成 22）年度作成の「佛教大学附属図書館の整備計画について」をもとに、4 ヵ年計画で書架の増設、施設設備の充実を図った（根拠資料 8-12）。2017 年度には、電子資料活用のためにノート型パソコンを貸出方式とする「多目的学習室」を設置して利用サービスの向上を図った。また、開館時間ならびに開館日数については、学年暦や利用者動向の分析のうえで、学生の動態に対応した開館時間を設定している（根拠資料 8-13）。

本学は通信教育課程を有しているため、スクーリング開講期間等においては、法定休日でも開館を前提としている。図書館の効率的運営とサービスの向上のために、電子情報に関する専門員、サービスに関する専門員各 1 名、古典籍に関する契約専門職員を 1 名配置している（根拠資料 8-13）。

#### 点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

##### 評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

大学の研究についての基本的な考え方は、「佛大 Vision2022」の基本方針の 3 研究に明示している（根拠資料 1-26）。

研究活動を促進させるために、学術研究遂行の基礎的費用として、個人研究費（専任教員・任期付教員に 40 万円、特別任用教員・契約講師に 20 万円）を支給している（根拠資料 8-14）。また、特定の課題を設定して最長 1 年間調査・研究に専念できる教育職員研修制度を設けているが、さらなる質的充実を期して 2017 年度に「教員研修規程」の改正を行った（根拠資料 8-14）。外部資金獲得のための支援として、科学研究費助成事業については、Web メールで周知するとともに、学内公募説明会や採択者の申請書類閲覧等を実施している（根拠資料 8-15）。加えて、科学研究費に採択された教員を対象に、研究課題の採択初年度に交付する特別展開研究費制度、不採択となった教員を対象に、特別研究奨

## 第8章 教育研究等環境

励費制度を設けている（根拠資料8-14、根拠資料8-16）。さらに、採択された研究者に対して科研費の適正な使用のために使用ルールの説明会を実施し、外部資金獲得者の支援を行っている。また、2017年度には科研費改革の内容についての研究者への周知と応募に向けた意識向上のために、6月から6回にわたり改革の概要や変更点、応募スケジュール等について周知し、計画書や各種申請書の書き方について、学外から講師を招いて勉強会を実施している（根拠資料8-17）。

教育研究活動を支援する体制として、2018年度はティーチング・アシスタント（TA）12名を配置しているが、リサーチ・アシスタント（RA）は0名にとどまっている（根拠資料8-18、根拠資料8-19）。

その他、専任教員については、書架・教員用机・コンピュータ・ゼミ机・椅子等研究室備品が設置された個人研究室を提供している（大学基礎データ表1）。さらに研究時間を確保するために、週2日の研修日を設定している（根拠資料6-22）。

### 点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関しては、文部科学省により2014（平成26）年に示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、関連規程等を整備している（根拠資料8-14）。

コンプライアンス教育・研究倫理教育については、全教員および支援職員に対して、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングの受講を義務づけており、2018年度には専任教員、研究支援事務職員、大学院生を対象とした研修会を実施した（根拠資料8-20、根拠資料8-21）。

研究倫理に関する学内審査機関の整備については、「佛教大学研究公正管理規程」に基づいて、「佛教大学における研究責任体制及び公的研究費管理運営体制図」を作成し、そのもとで運用している。また、研究倫理不正事案については、同規程に基づき、研究公正委員会のもとで対応を行っている（根拠資料8-14、根拠資料8-22）。さらに、「佛教大学「人を対象とする研究」倫理規程」に基づき「人を対象とする研究」倫理審査委員会を設け、倫理審査を実施している（根拠資料8-14）。

点検・評価項目⑥: 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育環境については、学部生の場合、毎年実施している「基礎学力調査」でキャンパス環境・学生サービス全般についての満足度を調査し、また、隔年で実施している「学生生活実態調査」では施設や学生支援に関する要望について調査している。大学院生の場合「佛教大学大学院の教育・研究環境に関するアンケート」を毎年実施している(根拠資料4-99、根拠資料7-57、根拠資料4-101)。これらの結果を、教育推進機構会議、学生支援機構会議、大学院委員会、大学運営会議等で報告し、更なる教育改善や指導体制の見直し、環境改善の資料として活用している(根拠資料6-39、根拠資料8-23、根拠資料8-24、根拠資料8-25)。研究環境等については、研究推進機構会議において、組織的かつ総合的に適宜事業改善を行っている(根拠資料8-26、根拠資料8-27、根拠資料8-28)。ただし、施設整備に関して、根拠を明示した定期点検・評価が不十分であり、研究環境面においても点検・評価の明確な指針や指標の作成が必要となっている。

## (2) 長所・特色

「佛大 Vision2022」の<ビジョンの実現に向けた基本方針>の3研究-1で掲げた「法然仏教学研究センター」の設置が実現し、既にその研究成果が広く社会に報告されている(根拠資料3-2、根拠資料8-29、根拠資料2-32)。

学術情報のアクセス環境としてウェブサイト BIRD が構築され、佛教大学図書館で提供しうるほぼ全ての学術情報に一元的にアクセスできるようになった。その結果、2015(平成27)年度以降、利用が急増している(根拠資料8-10)。また、通信教育課程の学生のために図書の郵送貸出・返却制度を設け、さらに自宅等からのリモートアクセスサービス環境を整えて非来館型図書館としての環境整備を積極的に進めている点は本学の特色といえる(根拠資料8-9【ウェブ】)。

外部資金獲得の支援とモチベーションの向上のために、科学研究費事業に採択された研究者を対象に特別展開研究費を支給し、また不採択者に対しては予備調査等のために特別研究奨励費を支給して科研費応募を促している(大学基礎データ表8、根拠資料8-30)。また、教育職員研修制度を若手・中堅研究者を対象とした制度に改め、研究成果の公表も規程上明確化したことは、「佛大 Vision2022」の<ビジョンの実現に向けた基本方針>の3研究-4「若手研究者への支援」の一環であり、若手研究活動の活性化が見込まれる(根拠資料8-26)。

## (3) 問題点

キャンパスリニューアルは完了したが、本学全体として十分活用できていない施設が多

数あるにも関わらず、施設・設備の有効な活用施策が立案できていない。また、計画的かつ組織的に施設・設備の維持管理や安全衛生の確保を進めているが十分とはいえない。これらの問題を解消するために、教育研究環境等における施設・設備面の整備を検討する恒常的な組織を設置することが必要となっている。あわせて、施設面の環境整備に関して明確な根拠資料による定期的な点検・評価を行い、これに基づく改善策・向上策を策定することが必要である。

ネットワーク環境は一定整備されたが、ICT化をさらに推進するための機器(電子黒板等)の整備は十分には進んでいない。情報倫理の確立に関しても、学生に対しては授業科目で実施し、教職員に対してはホームページ等で周知を図っているものの、さらなる取り組みを行う必要がある。

コンプライアンス教育、研究倫理教育については、定期的に研修会を行うには至っていない。また、研修会の理解を深めるために講義形式のみではなく、対話型の研修をより充実させるとともに、その理解度の分析・検証が課題となっている。

教育研究等環境の適切性に関する定期的な自己点検・評価とその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、「基礎学力調査」「学生生活実態調査」「佛教大学大学院の教育・研究環境に関するアンケート」によって資料・情報を収集しているが、点検・評価としては十分とはいえず、改善策の具体的検討までには至っていない。研究環境面においての点検・評価の明確な指針や指標の作成が課題となっている。

### (4) 全体のまとめ

本学の教育研究等環境に関しては、「佛大Vision2022」において基本方針を定め、そのもとで改善に向けた取り組みを進めてきた。具体的には、紫野キャンパスリニューアル、教育や学生支援を行うためのシステム(B-net)の導入により、学生の自主的な学習を促進するための環境の充実が図られた。また、学術情報のアクセス環境としてウェブサイトBIRDの構築や法然仏教学研究センターの設置等により、教育研究等環境の整備が大きく進展した。一方、上述の問題点にあげたとおり、早急に是正に向けた施策を策定して実行すべき多くの課題を有している。それらの課題を解決するために、教育研究環境等における施設・設備面の整備を検討する恒常的な組織の設置、ICT化をさらに推進するための機器(電子黒板等)の整備、情報倫理の確立に関するさらなる取り組みの実施、教育研究活動の活性化や若手研究者育成に向けたティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)の活用、コンプライアンス教育、研究倫理教育の充実、教育研究等環境の適切性に関する定期的な自己点検・評価とその結果に基づく改善・向上に向けた取り組み等を直ちに実施する必要がある。

以上のことから、ハード面の整備が進んでいるとはいえ、ソフト面の整備については、課題も残されている。また、教育研究等環境の適切性に関する定期的な自己点検・評価とその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては十分とはいえず、さらなる改善の取り組みが必要であると判断する。



## 第9章 社会連携・社会貢献

## (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

社会連携・社会貢献に関する方針については、「佛大Vision2022」の〈将来ビジョン〉の③・⑤に到達目標を示し、〈ビジョンの実現に向けた基本方針〉の4社会連携・社会貢献－1・2・3に基本方針と施策を明示している。そこでは、「市民とつながる「知の拠点」として地域に密着し、地域とともに考え、地域やコミュニティを通じて社会に貢献する」と明示し、社会連携・社会貢献を積極的に推進している。これを受けて、社会連携センターでは、2008（平成20）年度に建学の精神である仏教精神に基づいて定められた「佛科大学地域連携指針」に従って、産学官公等との連携事業や地域社会との連携協力に関する事業の推進を行っている（根拠資料1-26、根拠資料9-1【ウェブ】）。また、それらの方針等については、大学ホームページに掲載するとともに、教職員には冊子を配付し学内で共有している（根拠資料7-1【ウェブ】、根拠資料9-1【ウェブ】）。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制  
 評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進  
 評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

学外組織との連携については、本学の場合、地域のさまざまな機関との交流を中心とした社会連携と国際交流に関わる連携の二つに分けることができる。前者については、主に社会連携課を窓口として関係する地域・機関と連携協定を結び、社会連携センターや学部、附置機関等が中心となって取り組み、活動を行うものと、主に教育活動の一環としてさまざまな機関と連携協定を結んで取り組み、活動を行うものがある。後者については、主に国際交流課を窓口として国際交流センターが中心となって取り組み、活動を行っている。

社会連携センターが中心となって、地域に密着し、地域と連携しながら行っている具体的な取り組みとしては、南丹市との連携のもとで行っている京都モデルフォレスト（森林保全）運動、京都市中京区との連携のもとでの中京区総合防災訓練や京都府警察職員向け英会話教養用動画制作協力事業、京都府北警察署との連携のもとでの非行少年の立ち直り

支援活動、大学が位置する京都市北区との連携のもとでの「北区安心安全マップ」佛教大学編の作成等がある。その他、社会連携センタープロジェクトとして、京都市右京区高雄地区の観光活性化を目指した京都・高雄活性化プロジェクト、地域防災・減災を目指した佛教大学 FAST の活動等がある。また、各学部が中心となって行っている取り組みとしては、仏教学部では近隣学区社会福祉協議会・老人会との連携のもと、仏教を学ぶ学生・僧侶になろうとする学生が老人会に参加しボランティア活動を行っている。教育学部では京都府・京都市教育委員会との連携のもと、小中高等学校・特別支援学校における学校ボランティアを行っている。また、社会学部では大学間連携共同教育推進事業に取り組み、南丹市美山町や企業等との連携のもと、地域社会の課題解決に資する企画の提案や、地域のアクターと協働した企画実現に向けた活動等を行っている。

ボランティア活動についても、社会連携センターや福祉教育開発センター、宗教文化ミュージアム、各学部等が中心となりさまざまな取り組みを行っている。具体的な取り組みとして、社会連携センターでは、熊本地震災害ボランティア、広島県三原市被災地ボランティア、大阪府北部を震源とする地震の災害ボランティア、大学周辺地域の清掃ボランティア等を行っている。福祉教育開発センターでは、一人暮らし高齢者の支援活動、防災教育活動や防災訓練・避難所運営訓練の支援、若者・ホームレス支援等を行っている。宗教文化ミュージアムでは、近隣小学生を対象とする体験学習会等を行っている。また、各学部が中心となっている取り組みとして、教育学部では、京都市内の公立小学校と朝鮮学校の子どもたちとの交流の場であるユーアイスクエアの開催支援、京都市教育委員会パトナにおける不登校児童の支援ボランティア等を行っている。

知の還元としては、各学部、総合研究所、生涯学習センター（四条センター）、臨床心理学研究センター、宗教文化ミュージアム等でそれぞれの事業や活動を通じて、教育研究の成果を社会に還元している。これらの取り組みについては、大学が位置する周辺地域や関係機関等からの要請も踏まえながら展開している。なお、本学は南丹市や北野商店街振興組合と地域連携包括協定を結び、両地域をコミュニティキャンパスと位置づけ、連携に関する取り組みを行ってきた。2017（平成 29）年度に、安全管理上の理由等により、これまで維持してきた拠点施設を廃止するに至ったが、地域連携包括協定については継続し、そのもとで活動を行っている。

国際交流に関わる取り組みについては、国際交流センターを中心として、海外の 18 の教育研究機関等と協定等を締結し、そのもとでさまざまな国際交流活動を行っている。具体的には、日中佛教学術交流会議、佛教大学・ハワイ大学学術会議、佛教大学・中国社会科学院学術交流協定締結記念国際シンポジウム、国際仏教文化学術会議等の開催や、学生・研究員の派遣や受け入れ等を行っている（図 9-1）（根拠資料 2-32、根拠資料 7-55、根拠資料 9-2、根拠資料 9-3）。

【国際交流協定等締結機関の一覧】(図9-1)

交流先	国・地域	内容	協定等年月日
圓光大学校	韓国	教員・研究者の交流(研究教授・講義教授) 学生の交流(学部生・大学院生) 学術交流 出版物交換	1973年5月13日 2005年6月24日(再締結) 2016年5月12日(再締結) 2016年10月15日(覚書)
東國大学校	韓国	教員・研究者の交流 学生の交流(学部生・大学院生) 学術交流 出版物交換	1984年5月18日(合議書) 1988年2月22日 2004年7月1日(再締結) 2015年4月8日(覚書) 2016年9月22日(再締結、覚書)
西北大学	中国	教員・研究者の交流 学生の交流(学部生・大学院生) 学術資料の交換 学術交流	1987年3月17日 1994年10月26日(第2次協定) 1996年11月21日(第3次協定) 2007年11月8日(再締結) 2016年9月25日(覚書)
江南大学校	韓国	教員・研究者の交流 学生の交流(学部生・大学院生) 学術交流 出版物交換	1987年6月30日 2005年10月27日(再締結) 2016年9月30日(再締結、覚書)
東海大学	台湾	教員・研究者の交流 学生の交流(学部生・大学院生) 学術会議交流 出版物交換	1989年3月24日 2005年7月12日(更新) 2016年9月25日(再締結、覚書)
浄覚佛教研究所	台湾	学術交流 研究者の交流 出版物交換	1989年10月11日(覚書) 1993年10月29日(再締結)
中華佛学研究所	台湾	学術交流 研究者の交流 出版物交換	1989年10月15日(合意書) 1993年10月28日(再締結)
中央僧伽大学校	韓国	教員・研究者の交流 学生の交流(学部生・大学院生) 学術交流 出版物交換	1993年10月18日 2005年6月23日(再締結)
中国佛教文化研究所	中国	研究者の交流 学術交流 出版物交換	1995年5月29日
ホーチミン市 外国語情報技術大学 (HUFLIT)	ベトナム	教員・研究者の交流 学生の交流(学部生・大学院生) 学術会議交流 出版物交換	2000年4月25日 2001年11月13日(改訂) 2010年11月12日(更新) 2016年9月15日(覚書)
ハワイ大学マノア校	アメリカ	学生の交流(学部生・大学院生) 教職員の交換・交流 学術交流 出版物交換 学生の特別プログラム(実習を含む)	2000年6月5日 2005年5月31日(更新) 2010年9月16日(更新) 2016年3月15日(更新) 2016年9月15日(覚書)
慈済大学	台湾	教員・研究者の交流 学生の交流 学術会議交流 学術資料の交換	2001年10月2日 2016年9月25日(再締結、覚書)
ザナバザル仏教大学	モンゴル	教員・研究者の交流 学生の交流(学部生・大学院生) 学術会議交流 学術資料の交換	2003年7月21日
吉林大学	中国	教員・研究者の交流 学生の交流(学部生・大学院生) 学術資料の交換 学術交流	2006年6月19日(覚書) 2007年7月25日 2010年9月15日(覚書更新) 2013年2月5日(覚書更新) 2016年2月19日(覚書更新)
カレッジ・オブ・ザ・ デザート	アメリカ	両校の友好と学生の相互交流	2008年3月19日(覚書) 2014年3月11日(覚書更新)
ディーキン大学	オーストラリア	教員・研究者の交流 学生の交流(学部生・大学院生) 学術交流 学術資料の交換	2009年2月11日(覚書) 2012年5月4日
中国社会科学院	中国	共同研究 学術シンポジウムの開催 学生の交流 研究者の交流 出版物交換	2016年11月1日
北京語言大学	中国	教員・研究者の交流 学生の交流(学部生・大学院生) 学術資料の交換 共同研究・国際会議等の開催	2017年11月1日

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携センターでは、社会連携センター長とセンター長の推薦に基づいて研究推進機構長が指名する教員若干名と社会連携課長で構成された社会連携センター運営会議において、社会連携・社会貢献に関する事業および運営等について協議している。社会連携センター運営会議にて協議された案件は、その後、研究推進機構会議において審議決定されている。具体的な改善・向上に向けた課題や対応策については、各連携事業やプロジェクト等にフィードバックして改善につなげている。また、2014（平成26）年度からは、『佛教大学社会連携センター年報』を発行し、本学の社会連携・社会貢献活動の記録を冊子に取りまとめて、学内外にも発信している。その他、各学部やセンター等においても社会連携センターと同様に、それぞれの運営会議等において社会連携・社会貢献に関する事業および運営等について協議を行いながら取り組みを進めている。また、毎年度の各連携事業やプロジェクトを『佛教大学教育活動年報』等に取りまとめ、点検・評価を行いながら、次年度の事業計画を立案している（根拠資料9-4、根拠資料9-5、根拠資料9-6、根拠資料9-2、根拠資料2-32）。

## （2）長所・特色

本学は、建学の理念である仏教精神を踏まえ、「佛大Vision2022」に掲げた方針に基づき、社会連携・社会貢献活動として多彩な活動を展開している。大学の多様な知的資源を活かして、社会連携センター、学部、附置機関等を中心に、大学周辺の地域はもとより、連携協定を締結している地域や機関に対して、それぞれの特性を活かした社会連携・社会貢献活動を行っている点が本学の長所といえる。2012（平成24）年度から行ってきた災害ボランティア事業は、災害直後のボランティアにとどまらず、被災地との継続的な交流が行われており高い評価を得ている（根拠資料9-3）。

また、上述のさまざまな取り組みに参加した学生たちは、そこでの体験や学びを通じて人として成長する機会を得ることになり、活動によって培われる力は、本学が人材養成の目的として掲げる力と合致するものである。専門性の点においても、学部が目指す専門的な力を身に着けることに資する活動となっており、本学の特色を示すものである。

## （3）問題点

本学は、これまで地域との連携を中心に据えて、社会連携・社会貢献の活動を積極的に推進してきたが、産学の連携事業については必ずしも十分に検討が行われてきたとはいえず課題となっている。今後、本学の教育研究資源をさらに社会に還元していくためには、社会的にどのようなシーズとニーズが存在しているのか等を多角的に調査しながら、産学

の連携事業についての可能性を検討する必要がある。

上述のとおり、本学は多様な社会連携・社会貢献活動を展開しているが、学生・教職員の参加状況という点では、必ずしも全学的な広がりを作り出せているわけではない。また、それらの活動を支えている教職員の人的な負担についても検討を行う必要がある。

#### (4) 全体のまとめ

社会連携・社会貢献に関して、本学は社会的な要請に応えるべくさまざまな取り組みや活動を進めてきた。なかでも、社会連携センターにおける活動は、大学周辺の地域および連携協定を締結している地域に対して貢献してきたといえる。また、国際交流センターにおける海外諸機関との連携に基づく取り組みは、教育ならびに学術研究の国際化の進展に資するものである。その他にも、生涯にわたって学び続けようとする人々の社会的ニーズに応える生涯学習センター（四条センター）における取り組み等、学部や附置機関等を通じて、多様な活動を行っている。本学が行っているこれらの取り組みをさらに活性化し、より一層、社会に貢献していくために、各センターや学部、附置機関等が行っている個々の活動を大学全体として集約し、学内での連携体制の強化を図ることが必要である。

なお、「佛教大学地域連携指針」については、策定時より10年以上が経過しており、本学および社会状況の変化を踏まえて、見直しを進めているところである。また、連携協定を結んでいる地域との拠点施設廃止後の連携のあり方については、再検討が必要となっている。

以上のことから、幾つかの検討すべき課題は残されているものの、各センターや学部等での取り組みや活動は活発であり、本学の理念・目的を踏まえながら、教育研究の成果を適切に社会に還元していると判断する。



## 第10章 大学運営・財務

### (1) 大学運営

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学運営に関する方針については、「佛大Vision2022」の〈ビジョンの実現に向けた基本方針〉の6.「管理運営」－3・4・5・6・7・8に基本方針と施策を明示している（根拠資料1－26）。そこでは、厳しい状況にあっても将来の展望を描くことができる健全な財政状況を確立し、適切な大学運営を行っていくことを目指す内容としている。また、それらの方針については、大学ホームページに掲載するとともに、教職員には冊子を配付し学内で共有している（根拠資料7－1【ウェブ】）。

あわせて、毎年『学内報』（4月号）において、年度当初における学長指針として年度目標等を掲載し、教職員連絡会において説明の機会を設け、説明・周知を行っている（根拠資料10（1）－1、根拠資料10（1）－2）。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

学長選出の方法は、立候補制ではなく、「佛教大学学長選挙規程」および「佛教大学学長

## 第10章 (1) 大学運営

選挙規程施行細則」に基づき、各学部教授会と書記以上の専任事務職員より選出された推薦委員からなる学長候補者推薦委員会が、3名以内の候補者を推薦し、投票権を有する専任の教職員の投票によって、過半数を得た者を当選とする。「佛教大学規程」第4条の定めにより、理事長は選出された者を学長に任命し、その任期は、就任の日から4年とし、1回の重任を認め、その任期は2年としている。また、学長候補者は、浄土宗教師有資格者でなければならないことが定められており、建学の理念を体現し、大学の教学と運営の最高責任者としての適任者を選任することとしている。学長は、「佛教大学規程」第5条により、大学を代表し、教学および管理運営のすべてを統轄する権限と責任を有している。さらに、「佛教大学規程」第9条により、学内の人事ならびに予算編成および執行についての権限を有している（根拠資料10（1）－3、根拠資料10（1）－4、根拠資料6－4）。また、学校法人の副理事長を兼任し、教学組織と理事会との間の連携・協力については、学長を通して行っている（根拠資料1－33）。

副学長は、「佛教大学規程」第6条により、学長を助け、命を受けた職務を遂行するとともに、大学の教育・研究活動を統括する。学長特別補佐は、「佛教大学規程」第6条の2により、学長が命じた大学の基本施策等に関わる業務を遂行する。機構長は、「佛教大学規程」第6条の3により、大学における教育・研究の適正な運営を図るため、当該機構の部長と協議のうえ、機構の運営に対して責任を負うとともに、機構間の連携と調整を図る。学部長・大学院研究科長は、「佛教大学規程」第7条により、学部・大学院研究科の教学に関する事項を統括し、その運営に対して責任を負うとともに、学部・研究科における教育・研究活動を統括する。なお、学部長の選出は、「学部長選出規程」に基づき、各学部教授会において単記無記名投票で有効投票数の過半数を得た者を選出し、選出された者を学長が任命する。また、その任期は2年とし、再任を妨げないが、3期連続して重任することはできない（根拠資料6－4、根拠資料6－5）。

大学の意思決定プロセスについては、ガバナンス強化のための規程の見直しを2014（平成26）年に行った。学長の教学ならびに管理運営の基本方針のもとに、教学事項全般にかかる事項や教員人事等は「佛教大学学則」「佛教大学大学院学則」「佛教大学通信教育規程」「佛教大学大学院通信教育規程」および「学部教授会規程」「大学院研究科教授会規程」にのっとり、すべて教授会で厳正に審議され、学長に対し教授会としての意見を述べ、それを受けて学長が決定を行っている。また、大学運営全体に関わる重要事項の全学審議機関として大学評議会がその役割を担っている。大学評議会では「佛教大学学則」第61条に定める事項を審議し、「佛教大学規程」第16条により学長が決定する仕組みとなっている（根拠資料1－1、根拠資料1－2、根拠資料1－34、根拠資料1－35、根拠資料5－5、根拠資料5－6、根拠資料6－4）。なお、重要事項審議機関である大学評議会での審議事項は、必要に応じて各教授会で報告され、さらに議事録は教職員ポータルサイトを通じて教職員に周知されている。

学生からの意見に対する対応については、教職員と学生との協議機関として、「佛教大学規程」第26条による「大学協議会」を設けており、大学の学生生活の諸問題の対応について協議する場を設けている。また、教職員からの意見については、「佛教大学規程」第20条、第21条、第22条に基づき、教員会、職員会、教職員連絡会を設けて対応している（根拠資料6－4、根拠資料7－56）。



危機管理体制の整備に関しては、2013（平成25）年度から2ヵ年をかけて『危機管理基本マニュアル』について検討し、2014年度末に制定された。あわせて、同基本マニュアルに基づき「危機管理規程」、「危機管理委員会規程」等の関連規程を2015（平成27）年4月1日制定し、危機管理に関わる大学全体の基本体制を整えた。また、2016（平成28）年9月に学内外における災害にかかる防災体制および対処方法等を整備し、本学の学生、教職員および近隣住民の安全を図ることを目的として、「災害対策室」を設置した。2017（平成29）年度には、特に南海トラフ巨大地震および花折断層を起源とする大規模自然災害（地震）への備えとしての『佛教大学危機管理マニュアル・大規模自然災害対応編』を制定した。2014年からは毎年、京都市主催のシェイクアウト訓練に参加し、2018（平成30）年3月9日にはシェイクアウト訓練に引き続き、大規模地震に伴う火災発生を想定した避難訓練を実施した。また避難訓練終了後、災害備蓄品倉庫の見学会ならびに水消火器、救助袋訓練を行い、防災意識の向上を図った（根拠資料10（1）－5、資料10（1）－6、根拠資料10（1）－7、根拠資料10（1）－8、根拠資料10（1）－9、根拠資料10（1）－10、根拠資料10（1）－11）。

### 点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

2012（平成24）年度に予算編成委員会を設置し、その委員会組織のもとで大学内の事業計画と予算編成業務を確立した。法人および大学の予算編成方針をもとに、収入規模と大学の主たる事業に応じた予算編成を行っている。予算編成のプロセスは、毎年9月に、法人から次年度予算編成方針・日程が公示され、その内容を受けて、大学において学長・事務局長連名にて10月に予算編成方針・日程が周知される。大学事務局の各部署は11月中旬までに「予算要望書」（「事業計画書、事業計画点検・管理表」）を事務局長宛に提出し、12月～1月に実施される予算ヒアリング（面談の実施者は学長・事務局長他）を経た後、ヒアリング内容を予算編成委員会で調整し取りまとめを行う。その後、2月に法人との予算折衝を経て、その後査定・調整が行われ、3月の法人理事会にて審議され、その結果をもとに、各部署への予算配分通知を行っている。

当年度各部署の予算執行状況については、学内イントラネット上の財務Webシステムにより執行状況が掌握でき、法人事務局とも連動している。また、次年度予算ヒアリングを実施する際に、当年度予算額と実績額の差異を確認し、事業の状況を「事業計画・予算および点検管理表」等で再確認しているが、事業計画に対する達成度を十分に検証する仕組みは構築できていない。各部署あるいは構成員の予算に対する理解のために、大学全体の財政状況（収支計算書等）の積極的でわかりやすい情報開示も必要となっている（根拠資料10（1）－12、根拠資料10（1）－13、根拠資料10（1）－14）。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

大学組織の上部には法人事務組織として法人事務局があり、その中に総務企画部（総務企画課）、財務部（財務課）を置いている。それらの事務については、大学事務組織の企画部（企画課）および財務部（財務課）の職員がその業務を遂行している。また、これらの部署以外の企画部広報課、施設部施設課等の大学事務組織においても、法人委任業務を行っている。

大学の運営および教育・研究活動の支援のために、2018年度現在、企画部、総務部、財務部、施設部、入学部、学生支援部、教育推進部、研究推進部、生涯学習部、情報システム部、二条キャンパス事務部、図書館、校友会事務局および附属幼稚園事務局等の事務組織を設けている。これらの組織体制は、2012年に行った教育・研究組織の改編にあわせたものであり、その際に設置した5つの機構を運営するために、入学部、学生支援部、教育推進部、研究推進部、生涯学習部を設置する体制をとっている。このほかに、教育・研究活動等を支援している研究所等の附置機関についても、それぞれが所管する事務組織を設けている。なお、本学においては、学部・大学院研究科ごとの事務組織は設けず、全学的な事務組織で対応している。大学運営の基礎となる事務組織等のあり方については、2010（平成22）年度から事務機構・教育機構・委員会制度の改革に取り組み、2012年度から新たな事務組織体制をスタートさせた。この改革の基本的な枠組みとなるのは、①学生の受け入れを行う入学に関する業務を担う入学機構、②入学後から卒業までの学修、学生生活、キャリア形成、資格取得等を総合的に支援する学生支援機構、③学生支援を教育面でバックアップする教育推進機構、④研究と社会貢献を担い支援する研究推進機構、⑤通信教育課程と生涯教育機能を一本化した生涯学習機構の5つの機構である。これらの教育的機能を担う教育組織としての機構とそれを支える事務組織とを設置して大学運営を行っている（根拠資料7-4、根拠資料4-45）。

事務組織構成に対する人員配置については、「佛教大学自己点検・評価データブック2018」（表35）に示すとおりであり、適切に配置を行っている。また、事務組織に配置されている事務職員数は、2018年5月1日現在、専任職員163名、契約職員等38名（常勤嘱託職員8名・兼務職員30名）、派遣職員78名、その他（パートタイマー）7名である（根拠資料10（1）-15）。

事務職員の採用は、本法人において承認された採用枠をもって、事務職員採用委員会において採用試験の実施に関わる事項を審議し、部局長会の議を経て、その募集を実施している。事務職員の昇格は、職能資格による人事制度を2002（平成14）年度より本格導入し、

人事制度に関わる諸規程をもとに運用を行っている。昇格は、「事務職員昇格基準細則」に定める選考要件の基準を満たした者が昇格試験を受け、その結果については事務職員昇格候補者推薦委員会で審議し、昇格候補者を学長に答申する。答申された昇格候補者の中から学長が昇格者を決定する。なお、職員の採用および昇格に関しては、「佛教大学就業規程」、「事務職員人事規程」、「事務職員採用内規」、「事務職員職能資格規程」、「事務職員面接規程」、「事務職員人事考課規程」等の関係規程に基づき適切に運用がなされている。また、近年はSD活動のより一層の強化を図るため、事務職員人事制度評価委員会にて「事務職員研修規程」の見直しを行い、各職能等に応じた研修を充実することで、人事考課で求められる情意・能力・技術等の向上に取り組んでいる（根拠資料10(1)-16、根拠資料10(1)-17、根拠資料6-1、根拠資料10(1)-18、根拠資料10(1)-19、根拠資料10(1)-20、根拠資料10(1)-21、根拠資料10(1)-22、根拠資料10(1)-23、根拠資料10(1)-24）。

業務内容が多様化、専門化する中で、それに対応する職員体制として、図書館や学生相談センター、福祉教育開発センター、臨床心理学研究センター等に専門員を配置している（根拠資料10(1)-15）。

事務職員の評価と処遇については、能力考課、成績考課および情意考課を職能資格基準等に照らして評価し、能力開発・活用と公正な人事処遇を行うことを目的として定められた「事務職員人事考課規程」に基づき、適正な業務評価を行っている。また、その人事考課に従い、処遇の改善に役立っている。なお、適正な人事考課を行うために、毎年、研修会を実施し人事制度の推進に向けた取り組みを行っている（根拠資料10(1)-22、根拠資料10(1)-25、根拠資料10(1)-26）。

大学の審議決定機関（大学評議会）の構成員、各機構会議の構成員には、教員・職員ともに配置し、双方の意見が反映されるようになっており、大学運営において教員と職員が協働している（根拠資料10(1)-27）。

**点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

研修制度は、事務職員人事制度評価委員会を中心に検討が進められている。2016年の大学設置基準の改正により、2017年4月からSDが義務化されたことを受け、「事務職員研修規程」の抜本的な見直しを行った。事務職員の資質や能力向上の視点で実施していた研修内容を、一部の研修ではあるが教育職員および大学執行部も受講が可能な研修に改め実施した。新たに「公開SD研修会」を設け、本学教職員のみならず、他大学の教職員に開放し、これからの大学について共に学び考える機会の場として開催した（根拠資料10(1)-28）。

また、中堅層の事務職員の能力向上を図る目的で、公益財団法人大学コンソーシアム京

## 第10章(1) 大学運営

都在開催している「SDゼミナール」にも積極的に参加している(根拠資料10(1)-29)。

**点検・評価項目⑥: 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2: 監査プロセスの適切性

評価の視点3: 点検・評価結果に基づく改善・向上

新たな組織体制がスタートして5年を迎えた2016年度、部局長会において、事務局事務分掌について、点検と問題点の洗い出しを行った(根拠資料10(1)-30、根拠資料10(1)-31)。また、中長期計画の検証については、2012年度に開学100周年を迎えたことを機に、10年後の佛教大学を見据えた将来ビジョン「佛大Vision2022」を策定した。将来ビジョンとして8つの到達目標を掲げ、そのビジョンを実現し目標を達成するために6つの改革の枠組みを設定し、枠組みごとにビジョンの実現に向けた基本方針を定め取り組むこととした。以降、ビジョンの実現に向けた基本方針に対応する施策、取り組み内容、着手事項等の具体的な実施計画を策定しながら、大学の改善と改革を進めている(根拠資料1-26、根拠資料1-27、根拠資料1-28、根拠資料1-31)。

大学全体の事業計画と事業報告の流れは、予算編成委員会で予算額も含めた整理を行い、予算編成のタイミングで定期的に自己点検を行い、それをもとに次年度の予算編成に連動させる仕組みづくりを行っている。なお、当該年度決算報告については、毎年6月に教職員へ報告を行っている。また、次年度予算編成の依頼(10月実施)を行い、法人本部事務局に対して、次年度予算要求の依頼(12月、2月実施)を行っている(根拠資料10(1)-32)。

内部における監査プロセスとしては、毎月の法人公認会計士による監査(年間30日)が実施(監査室員が監査に同席。監査室員は大学職員による)されている。あわせて、法人監査室による大学業務監査が、年1回(1日)実施されている(根拠資料10(1)-33、根拠資料10(1)-34)。

### (2) 長所・特色

防災活動については、社会連携・社会貢献活動の一環として、災害対策室の活動を踏まえ、行政機関や地元自治会と連携し、地域の防災対策等への支援活動を行っている。危機管理体制の整備の一環として設置した災害対策室は、備蓄・備品の整備や、危機管理基本対策マニュアルの整備、学内に向けた防災研修会等の活動を行っており、これにより本学の危機管理対策が大きく前進した点は長所である(根拠資料10(1)-8、根拠資料10(1)-35、根拠資料10(1)-36、根拠資料10(1)-37、根拠資料10(1)-5、根拠資料10(1)-10)。

また、研修制度については、「事務職員研修規程」をもとに企画立案を行い、大学運営に

必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）を意識した制度の充実にに向けた取り組みが進んでいる。例えば、本学教職員のみならず他大学の教職員にも開放した「公開SD研修会」の実施や、大学コンソーシアム京都が開催している「SDゼミナール」への派遣、「自己啓発研修」制度の整備等、今後の職能開発におけるさらなる成果が見込まれる（根拠資料10（1）-24、根拠資料10（1）-38、根拠資料10（1）-29）。

### （3）問題点

本学の将来ビジョンである「佛大Vision2022」の実現に向けたアクションプラン（＝中期計画（2013～2017））」については、その進捗を毎年確認しているが、それを踏まえた検証・総括が十分にはできておらず、アクションプラン（＝中期計画（2018～2022））が策定できていない。

事業計画と予算配分ならびに予算の執行状況等について、現状では、当該部署のみの周知にとどまっており、全部署の状況を全学的に周知する仕組みが整備されてない。

### （4）全体のまとめ

大学の中長期計画を実現するために必要な大学運営に関する方針については、「佛大Vision2022」に掲げられているが、ビジョンそのものの進捗管理が十分にはできていない。具体的には、「佛大Vision2022」の実現に向けたアクションプラン（＝中期計画（2013～2017））」の大学全体としての検証・総括が組織的に行われておらず、それを踏まえたアクションプラン（＝中期計画（2018～2022））の策定を急いでいるところである。さらに、2022年以降の中長期計画の策定も行う必要がある。

大学運営に関わる組織整備や意思決定の仕組み、権限や役割等については適切に行われている。また、予算編成および予算執行についても、予算執行プロセスの明確さおよび透明性を保持して行っている。災害対策室設置以降、防災に関わるさまざまな取り組みを行ってきているが、災害が多発している昨今の社会的状況を踏まえ、防災意識をさらに高めていくためにも、学生・教職員を対象とした訓練や研修を計画的に実施していく。また、危機管理基本マニュアルのもと、災害発生時の個別マニュアルの作成、安否確認システムの効果的な活用等、より具体的に整備を進める必要がある。

SD活動については、事務職員人事制度評価委員会を中心として、研修のあり方等について改革を進めてきた。今後は、所管部署だけでの検討ではなく、他部署および附置機関との連携を図ることにより、大学全体としてSD活動に対する構成員の意識を高める取り組みを進めていく。

以上のことから、大学運営に関する組織整備や危機管理対策については適切に行われているものの、中長期計画の管理については問題があり、さらなる努力が求められると判断する。



## 第10章 大学運営・財務

## (2) 財務

## (1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

予算編成委員会において、年度当初に主として中期計画（当年度を含め3年～5年）の教育事業計画、施設設備整備計画、大学諸施設改修工事、情報インフラ整備事業および積立金計画の資料を提示し、大学全体の収支予算とは別に設定している（根拠資料10（2）－1）。特に学生を取り巻く教育環境整備は、情報環境も含め複数年計画で財政計画とともに臨まなければ、財源担保が確保されない限り成立しない大規模な事業である。「佛大 Vision2022」の中に、新組織を視野に入れた中長期的な財政計画策定の着手事項が掲げられており、予算編成委員会において学長のリーダーシップのもとで、事業計画と資金計画が把握できるよう取り組みを進めている。

財務関係比率については、次年度予算の編成を行ううえで、特に人件費比率(50%以下)、教育研究経費比率(30%以上)、管理経費比率(10%以下)および事業活動収支差額(プラス15%以上)について留意したうえで編成を行っている。毎年度の給与委員会において賞与の支給率を審議し、学長宛の勧告文書が出された後、学長からその勧告文を受けての説明がなされる際に、以上の比率について目標数値として周知している（根拠資料10（2）－2）。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための取り組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

持続可能な大学であり続けることを目標として、財政健全化を旨とした運営を図ること

## 第10章(2) 財務

が求められており、事業活動収入の8割以上を占有している学生生徒等納付金への依存率を緩和し、寄付金、補助金、雑収入等の科目が現在の比率以上となるように、学長のリーダーシップのもと増収策を検討し、現在に至っている。研究部門においては、2015(平成27)年から研究関連規程の見直しを図り適正執行が可能となるように推進し、活性化を図ってきた。さらに毎年度の収支バランスと財務関係比率のバランスを意識し、特に教育研究経費比率については30%以下とならないように予算編成を行っている。なお、基本金組入については、教育研究の充実に向けた大学独自の基本金組入も視野に入れながら予算の検討を行っている。また、学生生徒等納付金に対する依存率を減少させるために、科学研究費、受託事業、各種補助金、寄付金等の外部資金獲得に向けた取り組みを推進している。それらについては、担当部署において前年度比増を目標として取り組んでおり、具体策については、毎年度の次年度予算編成面談会において収入予測の資料をもとに大学として確認している。寄付金については、「佛教大学未来支援寄付金」を設け、外部資金のさらなる獲得に向けた対応を行っている。資産運用については、大学においては有価証券等元本リスクのある資産運用は一切行っておらず、基金の資金についても全て定期預金のみでの運用としている。外貨建資産運用については、学生の長期短期留学、海外派遣等国际交流の側面から外貨送金の必要性があり、定期預金での運用を行っている。

### (2) 長所・特色

財政計画の策定については、予算編成委員会において主な事業の計画と、それに伴う費用の可視化を図り、複数年にわたる具体的な事業計画を大学として把握するとともに、財政基盤確立のための問題点を抽出しながら、財政計画に関する議論を行う場を設定している。

財務関係比率については、全学に周知することで持続可能な大学運営を推進していることが理解され教職員全体の士気高揚につながっている。現在、予算編成委員会の構成員は、大学全体のバランスを確認できる教学・研究・管理等すべての部門の責任者で構成されている。そのため、将来を見据えた計画実現のために必要な財政基盤については、当該年度予算編成を行う際に、重点配分予算を考慮したうえで、組織的にバランスのとれた予算編成を行うことが可能となっている。

本学では、外部資金獲得の主な事業として捉えている科学研究費間接経費、寄付金、受託事業、各種補助金等について、学生生徒等納付金の金額にはまだまだ及ばない状況であるが、関係部署の取り組み等により、収入金額は増額の傾向にある(根拠資料No.10(2)-3、根拠資料No.10(2)-4、根拠資料No.2-51【ウェブ】)。

### (3) 問題点

財政計画の策定については、施設設備整備計画の具体的整備内容のもとで予算を策定しているものの、社会状況の変化等により当初予算とは異なる状況に至る場合もあり、その際、事業規模や全体の支出総額に与える影響等を踏まえた対応策について、必ずしも十分な想定がなされていない点については課題である。また、財務関係比率については、目標



数値をここ数年変更していないこと、また実際の数値が目標数値に達しない状況であった場合に対策方法が具体的に取られていないことが問題であり、目標数値に到達するよう改善するための方策を講じる必要がある。

予算編成委員会で決定された予算編成や当年度重点事業項目について、具体的な予算額を含めた詳細を学内全体に説明できていないことは問題であり、将来を見据えた計画実現のために必要な財政基盤に関する問題意識を共有するためにも、具体的な予算額を含めた詳細を開示する必要がある。また、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図る取り組みについては、目下のところ教育研究活動を優先しているが、財政基盤とのバランスを考える必要がでてきており、補助金等の外部資金のさらなる獲得を目指す必要がある。資産運用については、定期預金での運用に限られており運用資産増加につながっていない点が課題となっている。

#### (4) 全体のまとめ

大学の財政基盤の確立は、大学の将来を見据えたうえで必要不可欠であり、長期的に盤石な体制でなければならない。そのためには、大学全体の中・長期事業計画とそれに伴う財政の裏づけ（予算編成と執行計画）が必要であり、それらを組織的に策定する必要がある。この実現のために、本学は予算編成委員会を設け、学長のリーダーシップのもとで組織的に事業の計画・執行の結果を把握し、点検・評価を行いながら次年度の事業計画を策定するサイクルを継続している。現在、本学は「佛大Vision2022」を中・長期事業計画と定め、予算編成委員会を円滑に運営しながら予算編成・執行を継続しているが、学生生徒等納付金依存率が高いことや、外部資金のさらなる獲得が必要であること、施設設備計画に関する課題等の問題も有している。また、予算編成委員会で決定された予算編成や当年度重点事業項目について、具体的な予算額を含めた詳細を学内全体に説明できていない問題等もある。一方、予算編成委員会を通じて業務の合理化や経費節減へ向けての取り組みを求め、支出の抑制にも取り組んでおり、予算編成委員会を中心として、財政基盤の確立に向けた取り組みをさらに充実させていく必要がある。

以上のことから、中・長期の財政計画に基づき、予算編成委員会を中心として財務に関する取り組みを進めているが、財政基盤の確立に関しては課題も残されており、さらなる努力が求められると判断する。



## 終 章

本報告書は、大学基準協会によって示されている「大学基準」と「点検・評価項目」「評価の視点」に基づく形で質保証検討委員会において作成されたものである。ここでは2012（平成24）年度の大学評価（認証評価）受審後の本学の営みの流れの中で、全学的観点に立って総括することとする。

本学は2012年度に開学100周年を迎えるに際し、将来を見据えた中・長期計画として、本学が目標とする10年後の「佛科大学像」と、そこに向かって進むための基本方針をまとめた「佛大Vision2022」を策定した。その将来ビジョンを達成するため「佛大Vision2022の実現に向けた取り組みにおける着手事項」を明示し、年度ごとに進捗状況を確認しながら、それらを実行することで、改善・改革を進めている。キャンパスリニューアルによって教育環境を整えた本学は、内部充実を最重要課題として位置付け、その指標として、「持続可能な大学（存在感のある大学）・信頼感のある大学・活気のある大学・共育大学」を示した。

信頼感のある大学を目指すには、質保証の観点から教育の充実こそが図られるべきであるとの判断から、まずカリキュラム改訂を行うこととなった。本学は、2019年度4月より新たなカリキュラムとそれに伴う教育制度をスタートさせるが、そこに向けての改善・改革は、2013（平成25）年度に教育課程改革検討委員会を設置したところから始まる。この改革を実施する際に前提となった問題点は多岐にわたるが、学生の学力状況・学修達成状況の把握、人材養成の目的・3ポリシーの再確認、教養教育の再構築、講座数・専兼比率の適正化、GPAの導入、年間履修登録単位数の上限の再検討などであった。

2015（平成27）年度に大学の運営体制は変わったが、カリキュラム改訂の取り組みが引き継がれ、新たにカリキュラム改革委員会を設置して、継続した取り組みが始まった。その後、2017（平成29）年度に「カリキュラム改革が目指すもの」として学長（質保証検討委員会委員長）指針が示され、改革の枠組みとして、教養教育を再構築するなどの方向性が提示された。これを受けて、具体的な改革の中身に関する基本方針を、「カリキュラム改革のガイドライン」として提示し、内容の修正を行いながら、カリキュラム改革委員会において、方針のもとで新たなカリキュラムの構築が進められた。ガイドラインにおいて示した基本方針の内容は、（1）従来の専門基礎科目を解体し、全学に共通して設定される科目群と学部学科の専門科目群を明確に区分するとともに、本学の特色を活かした「教養教育」科目と初年次教育を設定すること、（2）学士課程教育と免許・資格系科目との関係を整理すること、（3）科目群を全学共通科目、全学教養科目、専門科目として構成すること、（4）総開講講座数を削減すること、（5）3ポリシーの改訂と連動したカリキュラム改革とすること、（6）年間履修登録単位数の上限を44単位とすることであった。新カリキュラムにおいてはこれらを全面的に解決したものとなっている。なお、新カリキュラムは、順次性・体系性を意識したものとなっていることから、今後、検証しながらナンバリングの導入を図ることとする。

新カリキュラムは、本学で学ぶすべての学生が、学士力を確実に身につけ、確かな成長を促すことを目指して構築されたものである。この改革に際して、本学が目指す専門領域における知識・技能などを身につけ、総合的に活用する力を修得する教育内容を明確化する

るために、大学全体および各学部・研究科の教育研究上の目的ならびに3ポリシーの見直しと再設定が必要となった。質保証検討委員会委員長の指示により委員会においてその集約を行った。

また、通信教育課程に関しても、通学課程におけるカリキュラム改革を踏まえて、現在、カリキュラムの検討が行われている。2019年度4月から導入する通信教育課程B-netシステムの稼働状況とあわせて、本学の通信教育課程をどのように展開していくのかについて検討を進めている。

大学院については、大学院の改組が行われ、カリキュラムについても一部改善がなされたが、現状として、それらがどのような効果を生み出しているのか、またその後の問題点がどこにあるのか等、検討すべき課題を抱えている。大学院全体を組織としてどのように運営していくのかという問題とあわせて、検討を行う必要がある。

活気のある大学・共育大学の実現を図ることから、また、質保証の視点から次に重要なのは、学生支援である。

本学の学生支援に関しては、「佛大Vision2022」において学生支援の方針を明示している。この方針に基づき、入学から卒業まで一貫して支援する体制を整備してきた。大学全体としては、学生支援機構と生涯学習機構およびそれらの機構を支える担当事務局が中心となって取り組みを進めている。また、各学部においても大学全体の取り組みを踏まえて、共育大学を目指して学生支援に関わる独自の取り組みを展開している。しかし、学生支援に関する取り組みは学部生が中心となっており、大学院生に対する支援のあり方や留学生支援を行う所管部署については今後の検討課題となっている。いくつかの課題は残されているものの、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送るうえで必要となる学生支援については、適切に進めているものと判断する。

学生の受け入れについては、大学全体、学部学科および大学院専攻ごとにアドミッションポリシーを定めて公表し、このアドミッションポリシーに基づいて多様な入学試験を実施している。また入学者選抜にあたっては公正、厳正に実施している。しかしながら、アドミッションポリシーと入学試験制度の適合性については、定期的に検証を行っていく必要がある。定員管理については、学士課程における定員超過率を経年による対策により概ね良好な数値に改善した。また、大学院修士課程における定員充足率については2015年度の文学研究科改組後に一定の改善がみられたものの、全体としては収容定員充足率が依然として低い状態にある。この点については、本学の後継研究者の育成の観点からも重要であり、高度専門職養成も踏まえて、現代社会における大学院教育に対するニーズの動向を注視しながら、魅力を高めるための見直しを図り、引き続き、改善を目指した取り組みを進めていく。

また、通信教育課程の学部・大学院ともに定員充足状況に課題があり、収容定員そのものの考え方や、学生募集の在り方などについて検討を行う必要がある。通信制高等学校や他大学との教育連携を模索するなど努力をしているが、社会情勢の変化に大きく関わることから施策の検討を行うものとする。

グローバル化への対応が求められる現在、留学生の受け入れも重要になるが、本学の学士課程への留学生は近年減少しているところであり、学部への留学生の増加も今後の課題となっている。留学生の受け入れについては、本学の魅力の発信が十分でなかったとの判

断から、その方法などの検討に入っている。

教員組織の編制については、学部の改組改編などの中長期将来計画と人事整備計画とが表裏一体であることから、具体性をもった大学の将来計画を定め、大学が求めている教員像を明示したうえで、教員整備計画を策定していく必要がある。現在、大学評議会の下に将来構想検討委員会が設置され、大学運営会議、総合企画会議と協同して、新学部、新学科の設置ならびに学部学科の再編についての検討を行っているが、そこで、教員組織の編制についてもあわせて検討する必要がある。教員採用・昇任については、概ね適切になされている。新規採用人事の際には、教員の年齢構成、国際性、男女比など教育上の必要性を考慮し教員組織の整備に取り組んできている。

教員の資質向上に関する取り組みについては、学生の実態把握のための「基礎学力調査」や「英語基礎力調査」などを行うとともに、授業改善の一助として「授業アンケート」を実施し、データの可視化を行ってきた。これによって、教員個々のミクロレベルのみならず、学部・学科等のメゾレベル、大学全体のマクロレベルで教育活動における組織的改善を試みてきた。一方で、教員の研究活動の活性化を図るため、学内助成や教員研修制度の見直しを行ったが、社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みについては十分には実施できていない。

本学の教育研究等環境に関しては、「佛大 Vision2022」において基本方針を定め、そのもとで改善に向けた取り組みを進めてきた。具体的には、紫野キャンパスリニューアル、教育や学生支援を行うための B-net システムの導入により、学生の自主的な学習を促進するための環境の充実が図られた。また、学術情報のアクセス環境としてウェブサイト(BIRD)の構築や法然仏教学研究センターの設置などにより、教育研究等環境の整備が大きく進展した。ハード面の整備が進んでいるとはいえ、ソフト面の整備については、課題も残されている。また、教育研究等環境の適切性に関する定期的な自己点検・評価とその結果にもとづく改善・向上に向けた取り組みについては十分とは言えず、さらなる改善の取り組みが必要であると判断する。

社会連携・社会貢献に関して、本学は社会的な要請に応えるべくさまざまな取り組みや活動を進めてきた。なかでも、社会連携センターにおける活動は、大学周辺の地域および連携協定を締結している地域に対して貢献してきたといえる。また、国際交流センターにおける海外諸機関との連携に基づく取り組みは、教育ならびに学術研究の国際化の進展に資するものである。その他にも、生涯にわたって学び続けようとする人々の社会的ニーズに応える生涯学習センターにおける取り組みなど、学部や附置機関等を通じて、多様な活動を行っている。本学が行っているこれらの取り組みをさらに活性化し、より一層、社会に貢献していくために、各センターや学部、附置機関等が行っている個々の活動を大学全体として集約し、学内での連携体制の強化を図ることが必要である。

大学運営に関わる組織整備や意思決定の仕組み、権限や役割等については適切に行われている。また、予算編成および予算執行についても、予算執行プロセスの明確性および透明性を保持して行われている。災害対策室設置以降、防災に関わる様々な取り組みを行ってきたが、災害が多発している昨今の社会的状況を踏まえ、防災意識をさらに高めていくためにも、学生・教職員を対象とした訓練や研修を計画的に実施していく。大学の中長期計画を実現するために必要な大学運営に関する方針については、「佛大 Vision2022」

に掲げられているが、ビジョンそのものの進捗管理が十分にはできていない。具体的には、「佛大 Vision2022」の実現にむけたアクションプラン（＝中期計画（2013～2017））」の大学全体としての検証・総括が組織的に行われておらず、それを踏まえたアクションプラン（＝中期計画（2018～2022））の策定が急務となっている。SD活動については、事務職員人事制度評価委員会を中心として、研修のあり方などについて改革を進めてきた。今後は、所管部署だけの検討ではなく、他部署および附置機関との連携を図ることにより、大学全体としてSD活動に対する構成員の意識を高める取り組みを進めていく。

財務については、全体としておおむね健全性を保っていると言える。予算編成委員会を設け、学長のリーダーシップのもとで組織的に事業の計画・執行の結果を把握し、点検・評価を行いながら次年度の事業計画を策定するサイクルを継続している。現在、本学は「佛大 Vision2022」を中・長期事業計画と定め、予算編成委員会を円滑に運営しながら予算編成・執行を継続しているが、学生生徒等納付金依存率を軽減するため、外部資金のさらなる獲得が必要である。予算編成委員会を通じて業務の合理化や経費節減へ向けての取り組みを求め、支出の抑制にも取り組んでいるが、予算編成委員会を中心として、今後の財政基盤の確立に向けた取り組みをさらに充実させていく必要がある。

以上を総括することから、多くの課題があることを自覚するに至った。その課題の多くに共通するのは、自己点検・評価は行われているが、意識的・組織的でないことなど認識に温度差があることに起因するものである。2012（平成24）年度の大学評価を受審以後、本学は内部質保証に関わる取り組みを推進するために、質保証検討委員会と質保証推進室および大学評価委員会と大学評価室を設置し、それぞれに「質保証検討委員会規程」「質保証推進室規程」「大学評価委員会規程」「大学評価室規程」を制定し、これらの取り組みによって内部質保証システムの構築を目指してきた。しかしシステムが有効に機能しているとは言い難い状況にあると認めねばならない。今後、全学的に自己点検・評価に対する共通理解の徹底を図るとともに、実質的に機能させるための施策を講じる。内部質保証に関わる本学の定義や基本方針および手続の設定が不十分であることから、2018（平成30）年度に、質保証推進室において本学における「内部質保証の基本方針」の原案が作成され、2019年度中に設定することとなっている。それにとまって委員会構成員も含めた規定を再整備するとともに、それぞれの委員会が実質的にその機能を果たせるように具体策を示すこととする。つまり、大学全体・学部・学科・研究科・機構において、今回大学基準協会から示されたものを参考にしながら、本学独自の点検・評価の視点・項目を設定することによって充実を図ることとしたい。

一方で、大学の諸課題に対する改善・改革に向けた取り組みは大学全体あるいは各学部・研究科その他の組織において行われており、PDCAサイクルは大学の各所に存在している。問題は、さまざまなPDCAサイクルを大学全体として総括しながら、それぞれの取り組みを支援し、恒常的・継続的なプロセスとして確立することにある。本学の自己点検・評価の取り組みをこのプロセスの中に組み込み、全学的な共通理解のもとで、実質的に機能させることが喫緊の最重要課題であり、さらなる改善を期すものとする。今回の点検・評価を通して学んだ知識を本学のあり方へと転換してゆく所存である。

以上